

# フランス・南欧の年金に関する調査研究

令和3年度 研究報告書

令和4（2022）年1月

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF 高輪ビル

TEL:03-5793-9411

FAX:03-5793-9413

URL:<http://www.nensoken.or.jp>



# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 フランス・南欧の年金制度概要</b>	
1 年金制度の概要 .....	2
2 高齢化と年金給付水準 .....	8
2.1 高齢化と人口推移 .....	8
2.2 年金給付水準 .....	10
2.3 標準退職年齢と高齢者の雇用 .....	14
2.4 高齢者の貧困リスク .....	17
3 年金財政の持続可能性 .....	20
3.1 高齢者の所得源泉 .....	20
3.2 社会保障支出の水準と財源構成 .....	21
3.3 年金財政プロジェクション .....	26
3.4 年金制度の自動調整メカニズム .....	29
<b>第2章 年金改革</b>	
1 年金改革の概要 .....	34
1.1 1990年代の年金改革 .....	36
1.2 通貨統合後の年金改革 .....	38
1.3 欧州ソブリン危機と年金改革 .....	40
1.4 経済危機脱却後の年金改革 .....	43
2 フランスの年金改革 .....	45
2.1 年金改革の概要 .....	45
2.2 マクロン政権の年金改革案 .....	49
3 イタリアの年金改革 .....	52
3.1 1990年代の年金改革 .....	52
3.2 2000年代以降の年金改革 .....	54
4 スペインの年金改革 .....	59
5 ポルトガルの年金改革 .....	64
<b>第3章 フランス</b>	
1 年金制度の概要 .....	69
1.1 フランス年金準備基金（FRR） .....	72

1.2	フランス社会保障基金 (CADES) .....	73
1.3	社会保障債務償還拠出金(CRDS).....	75
1.4	一般社会拠出金(CSG).....	75
1.5	一般制度と AGIRC-ARRCO.....	75
1.6	非拠出型年金.....	78
1.7	任意加入の職域年金・個人年金.....	78
1.8	フランス公務員付加年金 (RAFP) .....	79
2	年金給付水準と高齢者の貧困 .....	80
3	社会保障支出と年金財政.....	83
3.1	社会保障支出.....	83
3.2	年金財政プロジェクトン .....	84

#### 第4章 イタリア

1	年金制度の概要 .....	87
1.1	拠出型公的年金 .....	87
1.2	概念上の確定拠出年金 (NDC) への移行.....	88
1.3	非拠出型年金.....	90
1.4	補足的年金制度 .....	90
2	年金給付水準と高齢者の貧困 .....	92
3	社会保障支出と年金財政.....	95
3.1	社会保障支出.....	95
3.2	年金財政プロジェクトン .....	97

#### 第5章 スペイン

1	年金制度の概要 .....	100
1.1	拠出型公的年金 .....	101
1.2	非拠出型年金.....	102
1.3	私的年金 .....	102
1.4	社会保障準備基金 (FRSS) .....	103
1.5	IRP (Índice de Revalorización de las pensiones) .....	104
1.6	サステナビリティ・ファクター (SF) .....	104
2	年金給付水準と高齢者の貧困 .....	105
3	社会保障支出と年金財政.....	108
3.1	社会保障支出.....	108
3.2	年金財政プロジェクトン .....	110

## 第6章 ポルトガル

1 年金制度の概要 .....	113
1.1 拠出型公的年金制度 .....	114
1.2 サステナビリティ・ファクター (SF) .....	116
1.3 社会保障財政安定基金 (FEFSS) .....	116
1.4 最低保証年金 .....	118
1.5 非拠出型公的年金制度 .....	118
1.5.1 老齢社会年金 .....	119
1.5.2 連帯補足年金 (CSI) .....	119
1.6 補足的年金制度 .....	119
1.7 特別連帯拠出 .....	121
2 年金給付水準と高齢者の貧困 .....	122
3 社会保障支出と年金財政 .....	126
3.1 社会保障支出 .....	126
3.2 年金財政プロジェクト .....	128
参考文献 .....	131

調査研究体制

研究員 榊山 和也 主任研究員

アドバイザー 板谷 英彦 専務理事  
山本 進 審議役

## はじめに

本報告書で対象とする 4 ヶ国（フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル）は、高齢者の所得源泉に占める公的年金の比率が高い国となっている。公的年金の所得代替率は相応に高く、比較的恵まれた給付水準を持つこともあり、任意加入の職域年金や個人年金の普及率はさほど高くない。

また、4 ヶ国とも拠出型公的年金制度における最低保証年金の受給者比率は相応に高く、所得代替率の高さにも関わらずイタリアとポルトガルでは高齢者の貧困リスクは EU 平均よりも高いという状況もみられている。

フランスを除く 3 ヶ国は、今後 2050 年前後に向け急速な高齢化の進展が見込まれ人口減少も予測されている。フランスは相対的に高い出生率等から高齢化の進展は他の 3 ヶ国ほどではないが、対 GDP 比での社会保障支出額が EU 加盟国の中で最も高い国となっている。

公的年金制度は、スペインとポルトガルでは確定給付型年金 (Defined Benefit : DB) で、イタリアでは概念上の確定拠出型年金 (Notional Defined Contribution : NDC) となっている。フランスは職域に応じて多数の公的年金制度が分立した複雑な制度となっているが、加入者数の最も多い民間セクター給与所得者等を対象とした制度では、基礎年金が DB、補足年金がポイント制年金 (Point System : PS) となっている。

尚、4 ヶ国とも公的年金制度は賦課方式 (Pay-as-you-go : PAYG) であるが、イタリアを除く 3 ヶ国では、将来の年金支払額の増加の影響を緩和する目的で、2000 年前後に部分積立基金が設置されている。ただし、スペインの積立金残高は既に大幅に減少し枯渇に近い状況がみられている。

各国とも従来から高齢化の急速な進展への対応として年金改革を実施してきたが、欧州ソブリン危機の発生に伴う市場と EU 等外部からの強い圧力を受けての改革も加わり、年金財政の持続可能性は相応に保たれている。

ただし、経済が回復に向かった 2015 年以降は、急激な改革に伴う副作用も目立つようになり、危機時の改革の巻き戻しや先送り、改革によって生じた歪みの是正を目指す動きが多くみられている。また、新しい働き方に対する年金制度としての対応、失業や出産、育児、介護等で年金の受給条件が不利になりがちな人々への救済策、若年時から長期間就労している労働者に対する早期退職制度等の導入の動き等もみられてきている。

尚、海外の年金制度は、それぞれの国の経済・社会構造や歴史的な経緯を背負っているものであるため、他国の制度を参考とするには様々な留意が必要と考えられることを再度強調しておきたい。

# 第1章 フランス・南欧の年金制度概要

## 1 年金制度の概要

フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル 4ヶ国の公的年金は、いずれも賦課方式（Pay-as-you-go : PAYG）の年金制度であり、スウェーデンや多くの中東欧諸国にみられるような公的年金への個人勘定方式の積立型確定拠出年金（Fully-funded Defined Contribution : FDC）の導入はみられていない。

スペインとポルトガルでは確定給付型年金（Defined Benefit : DB）で、イタリアでは概念上の確定拠出型年金（Notional Defined Contribution : NDC）が採用されている。ただし、イタリアにおける NDC は 1995 年の年金改革で導入されたものの長期の移行期間を持つことから、現在でも年金受給者の大半は旧 DB 年金制度または拠出の時期によって旧 DB 年金と NDC の双方が混在する混合年金からの受給者が大半という状況がみられている。

フランスの公的年金制度は職域に応じて多数に分立した複雑な制度となっているが、民間セクター給与所得者等を対象とした公的年金制度は、基礎年金（Régime de base）が確定給付型（DB）、補足年金（Régimes complémentaires obligatoires）がポイント制年金（Point System : PS）となっている。

【図表 1-1】 4ヶ国の公的年金制度の財政方式と制度タイプ

	フランス	イタリア	スペイン	ポルトガル
制度タイプ	PS DB	NDC DB	DB	DB
財政方式	PAYG	PAYG	PAYG	PAYG

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

拠出型の公的年金制度においては、イタリアの NDC を除き、最低保証年金額が設定されており、無年金者や低年金者の救済を目的とした資力調査（ミーンズテスト付）の非拠出型年金制度が存在している。OECD のレポート<sup>1</sup>によると、4ヶ国の非拠出型年金受給者の 65 歳以上の人口比での受給者比率は 3%~7%と低いですが、拠出型公的年金において最低保証年金の給付を受けている受給者は 25%~38%と比較的高い水準となっている。

<sup>1</sup> OECD(2021)、“Pensions at a Glance 2021”



[図表 1-2] 各国の非拠出型年金制度の概要

国	制度名	資力調査	概要
フランス	Allocation de solidarité aux personnes âgées (ASPA) Solidarity allowance for older people	有	・原則65歳以上、障害者の場合は62歳から可 ・手当が支払われる暦年の間に6か月（または180日）以上居住 ・（2021年上限額）単身者：年10,881.75ユーロ、2名：16,893.94ユーロ ・年12回払い
イタリア	Assegno sociale Social allowance	有	・67歳以上 ・10年以上継続居住 ・（2021年上限額）月460.28ユーロ（年5,983.64ユーロ） ・年13回払い
	A.P.E Sociale – Anticipo pensionistico APE Social	有	・63歳以上 ・年金受給資格を持たない ・（2021年上限額）月780ユーロ ・年12回払い
スペイン	Pensiones no contributivas de jubilación Non-contributory old-age pension	有	・65歳以上 ・10年以上継続居住&社会保険料支払い（直近2年以上継続） ・（2021年上限額）単身者：年5,639.20ユーロ、同一家族2人目：年4,793.32ユーロ、同一家族3人目：年4,511.36ユーロ ・年14回払い
ポルトガル	Pensão social de velhice Social old-age pension	有	・66歳6ヶ月以上（2021年） ・ポルトガルおよびEU国籍等の居住者 ・単身者：月211.79ユーロ ・年14回払い
	Complemento extraordinário de solidariedade (CES) Solidarity extra support	有	・66歳6ヶ月以上（2021年） ・ポルトガルおよびEU国籍等の居住者 ・70歳未満18.44ユーロ、70歳以上36.86ユーロ ・年14回払い
	Complemento Solidário para Idosos (CSI) Solidarity supplement for the elderly	有	・66歳6ヶ月以上（2021年） ・6年以上連続して居住 ・（2021年上限額）単身者：年5,258.63ユーロ、2名：年9,202.60ユーロ ・年12回払い

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-3] 非拠出型年金と拠出型最低保証年金の給付水準と65歳以上人口比受給者比率

	Benefit value in 2020 (% of AW earnings)				Recipients (% of population aged 65 and over)				Benefit value in 2020 (% of AW earnings)				Recipients (% of population aged 65 and over)			
	Residence-based basic	Targeted	Contribution-based basic	Minimum	Residence-based basic	Targeted	Contribution-based basic	Minimum	Residence-based basic	Targeted	Contribution-based basic	Minimum	Residence-based basic	Targeted	Contribution-based basic	Minimum
Australia		27.0				63			Mexico	11.9			30.1			55
Austria		22.6		28.0		1		10	Netherlands	29.2				104		
Belgium		29.0		32.5		5.1		33	New Zealand	39.8				105		
Canada	12.9	19.2			98	32			Norway	15.4	30.5			103		
Chile		16.5		17.7		60			Poland		13.8		23.6			2
Colombia		6.0		65.7					Portugal		27.0		28.6		7	38
Costa Rica		13.0		19.0					Slovak Republic		17.4		30.3		0	6
Czech Rep		11.5	10.4	12.7			119		Slovenia		34.7		33.0			2
Denmark	17.6	19.6			103				Spain		20.4		35.5		3	25
Estonia		16.0	15.5			1	117		Sweden		22.2				35	
Finland		21.9				38			Switzerland		22.3		16.3		0	
France		28.4		20.2		4	38		Turkey		11.1		33.5			10
Germany		19.3				1			United Kingdom		21.6	16.7			16	105
Greece	21.8								United States		15.6				2	
Hungary		6.5		6.8		0.4	0.6		Other G20 countries							
Iceland		33.3	17.7		67				Argentina		21.1	12.5	26.4			41
Ireland		27.3	27.7			14	61		Brazil		45.3		51.6			
Israel	11.9	24.7	6.0		88				China				..			
Italy		19.8		22.7		7	32		India				8.0			
Japan		18.0	15.1			3	92		Indonesia				14.6			
Korea		7.8	11.9			69	43		Russian Federation		23.3	14.2				
Latvia		7.4		12.6					Saudi Arabia				23.9			
Lithuania		10.2	13.2			3	109		South Africa		14.9					
Luxembourg		31.1	12.0	39.1			115									

出所：OECD(2021)、“Pensions at a Glance 2021”

また、将来的には低下傾向となることが見込まれる公的年金の所得代替率を補う目的から、税制上の優遇措置等により私的年金の拡充が図られているが、これまでは公的年金の所得代替率が相応に高かったこともあり、4ヶ国ともさほど私的年金の普及は進んでいない。

OECD のデータでは、任意加入の職域年金の就労年齢（15-64 歳）人口対比でのカバレッジ比率は、フランスが 22.1%、イタリアが 10.7%、ポルトガルが 4.5%で、50%を上回るドイツや日本等と比較すると低く、任意加入の職域年金と個人年金とを合わせたカバレッジ比率でも、スペインが 26.8%、イタリアが 23.2%、ポルトガルが 13.2%<sup>2</sup>にとどまっている。

[図表 1-4] 退職貯蓄プランの 15-64 歳人口対比でのカバレッジ比率

	Mandatory / Quasi-mandatory	Auto-enrolment	Voluntary		
			Occupational	Personal	Total
OECD countries					
Australia	75.2	x	x	..	..
Austria	x	x	15.0	17.9	..
Belgium	x	x	54.0	..	..
Canada	x	..	26.8	24.2	..
Chile	83.0	x	..	..	..
Colombia	52.4	x	x	..	..
Costa Rica	82.9	x	..	4.8	..
Czech Republic	x	x	x	63.6	63.6
Denmark	ATP: 91.9 / QMO: 65.3	x	..	17.0	17.0
Estonia	90.6	x	x	19.8	19.8
Finland	93.0	x	7.0	18.0	25.0
<b>France</b>	<b>x</b>	<b>x</b>	<b>22.1</b>	<b>10.5</b>	<b>..</b>
Germany	x	..	54.0	30.0	66.0
Greece	..	x	<5	..	..
Hungary	x	x	..	18.4	..
Iceland	83.2	x	x	45.4	45.4
Ireland	x	x	56.7	19.6	64.7
Israel	85.4	x	..	..	..
<b>Italy</b>	<b>x</b>	<b>..</b>	<b>10.7</b>	<b>13.8</b>	<b>23.2</b>
Japan	..	x	52.5	16.8	56.5
Korea	17.0	x	x	..	..
Latvia	~100	x	1.1	22.1	..
Lithuania	x	75.7	x	4.2	4.2
Luxembourg	x	x	5.2	..	..
Mexico	70.3	x	2.0	..	..
Netherlands	88.0	x	x	28.3	28.3
New Zealand	x	78.5	..	..	..
Norway	61.2	x	..	24.7	..
Poland	x	6.3	2.7	66.3	..
<b>Portugal</b>	<b>x</b>	<b>x</b>	<b>4.5</b>	<b>&lt;=13.2</b>	<b>13.2</b>
Slovak Republic	x	x	x	44.1	44.1
Slovenia	x	x	..	..	41.5
<b>Spain</b>	<b>x</b>	<b>x</b>	<b>..</b>	<b>..</b>	<b>26.8</b>
Sweden	PPS: ~100 QMO: ~90	x	x	24.2	24.2
Switzerland	77.2	x	x	..	..
Turkey	1.5	12.1	..	12.6	..
United Kingdom	x	49.0	..	5.0	..
United States	x	..	48.1	19.8	..

出所：OECD(2021)、“Pensions at a Glance 2021”

<sup>2</sup> フランスは職域年金が 22.1%、個人年金が 10.5%だが、重複控除が可能な統計ではないようで合計での比率は示されていない

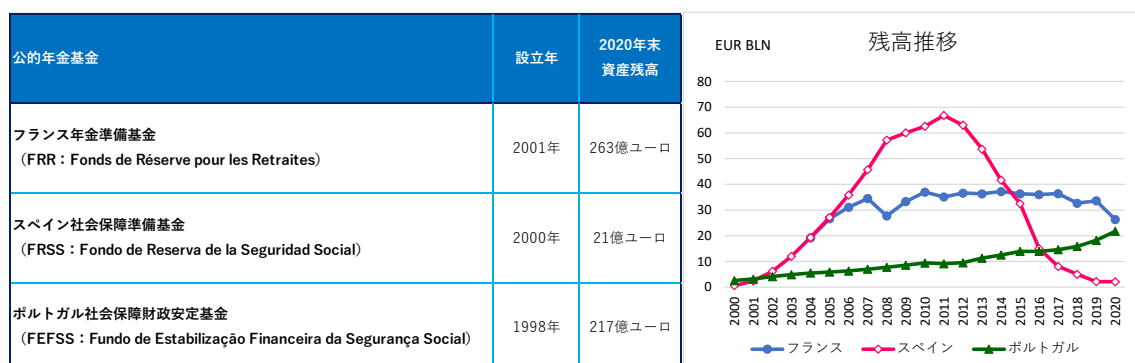
4ヶ国とも公的年金制度は賦課方式（Pay-as-you-go：PAYG）であるが、イタリアを除く3ヶ国では、将来の年金支払額の増加の影響を緩和する目的で、2000年前後に部分積立基金が設置されている。

フランス年金準備基金（FRR：Fonds de Réserve pour les Retraites）は、当初の計画では携帯電話ライセンス料や国有・国営企業の民営化代金等を含め1,000億ユーロを集め、資産運用益を合わせ2020年までに資産残高1,500億ユーロにまで拡大させる予定であったが、財源計画が変更されたことと、2011年以降社会保障制度の累積債務返済を目的とする社会保障基金（CADES）に資金を拠出することになったこと等から、FRRの資産残高は300億ユーロ台で頭打ちとなり、2020年からは予定通り一般制度への資金移転も始まったため、2020年末の資産残高は263億ユーロにとどまっている。

スペインの社会保障準備基金（FRSS：Fondo de Reserva de la Seguridad Social）は、2011年末に668億ユーロにまで拡大したが、欧州ソブリン危機の影響もあり2012年以降は取り崩しが実施され、2020年末の残高は21億ユーロにまで減少、2020年の第4四半期（10～12月）に全額を流動性資金に振り替え資産運用を停止している。

ポルトガルの社会保障財政安定基金（FEFSS：Fundo de Estabilização Financeira da Segurança Social）は、2年分の給付を賄うことを目的として設立されている。資産の積み上げの進展は遅く比較的早期に資産残高が枯渇してしまうとの懸念が高まったため、新規の財源として2017年に不動産特別税（AIMI）が新設され、2018年からは法人税の一部（2018年は0.5%、2021年の2.0%まで毎年0.5%増加）が、2020年からは銀行セクターに対する連帯課金がFEFSSの財源として充当されるようになり、足元の残高積み上げペースは上がったが、2020年末のFEFSSの運用資産残高は217億ユーロで給付の18.03か月分<sup>3</sup>と目標とする2年分には届いていない。

[図表 1-5] 年金積立金と残高推移



出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>3</sup> 2019年末の18.72か月分から低下

[図表 1-6] 4ヶ国の主要公的年金制度の概要

	フランス	イタリア	スペイン	ポルトガル
制度タイプ	DB + PS (Agirc-Arrco)	NDC	DB	DB
支給開始年齢 (法定退職年齢・標準退職年齢)	67歳 (満額年金受給可能年齢) 62歳 (所要拠出期間を満たしていない場合は減額)	65歳時平均余命に連動 2021年は67歳 (2026年まで平均余命への連動停止中)	2021年は66歳 (2027年の67歳に向けて引き上げ中)	2021年は66歳6ヶ月 (65歳時平均余命の3分の2に連動)
早期退職年金受給可能年齢 (主なもの)	①60歳 (若年時からの就労者等) ②55歳 (障害者等)	①男性42年10か月、女性41年10か月以上の拠出期間がある場合は、年齢要件無く満額年金が受給可能 ②「クォータ100」62歳以上で拠出年数35年以上の場合、年齢+拠出年数が100に達すると早期年金の受給可能	①所定の拠出年数 (2027年：38.5年に向けて引き上げ中) を越える場合には65歳 ②非自発的失業の場合には33年以上の拠出期間で法定退職年齢の4年前から、自発的退職の場合には35年以上の拠出で法定退職年齢の2年前から可能 ③部分退職年金：33年以上の拠出期間で法定退職年齢の4年前から可能	①拠出年数40年以上の場合60歳 ②所定の条件を満たす高齢失業者は57歳または62歳
所要拠出年数 (満額年金)	生年により163四半期(40.75年)～172四半期 (43年、1973年生まれ以降)	平均余命に連動 (2026年まで連動停止中) 男性42年10か月、女性41年10か月	2021年は36年 (2027年の37年に向けて引き上げ中)	40年
最低拠出年数	1四半期	20年	15年	15年
社会保険料率 (民間被用者)	民間基礎スキーム：SSC (Social Security Ceiling) まで17.75% (雇用主10.45%、被用者7.3%)、給与全額に2.3% (雇1.9%、被0.4%) Agirc-Arrco：SSCまで7.87% (雇4.72%、被3.15%)、SSC1~8倍21.59% (雇12.95%、被8.64%)、CEG：SSCまで2.15% (雇1.29%、被0.86%)、SSC1~8倍2.70% (雇1.62%、被1.08%)	33.0% (雇用主23.81%、被用者9.19%)	28.3% (雇用主23.6%、被用者4.7%)	34.75% (雇用主23.75%、被用者11.0%)
最低保証年金 (拠出型)	有：2021年は単身者の場合、月645.50ユーロ (年7,746.03ユーロ)	NDC (無)、 旧DB年金 (有)：月507.42ユーロ	有：2021年は単身者の場合、月645.30ユーロ (年9,034.20ユーロ)	有：拠出年数により最低年金額設定
年金支払回数	年12回	年13回	年14回 (毎月+6月、11月)	年14回
部分積立基金 <2020年末資産残高>	年金準備基金 (FRR) <263億ユーロ>	無し	社会保障準備基金 (FRSS) <21億ユーロ>	社会保障財政安定基金 (FEFSS) <217億ユーロ>

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-7] 4ヶ国の各種指標

Ageing Report		フランス			イタリア			スペイン			ポルトガル		
		2019	2070	変化	2019	2070	変化	2019	2070	変化	2019	2070	変化
人口 (千人)		67,105	69,426	3.5%	60,323	53,874	△10.7%	47,129	47,048	△0.2%	10,284	8,463	△17.7%
年金受給者	A	24,079.9	30,935.6	28.5%	14,796	15,415	4.2%	9,961	16,167	62.3%	2,659	2,737	2.9%
労働者人口	B	27,566.1	27,641.2	0.3%	23,376	21,435	△8.3%	19,860	19,715	△0.7%	4,841	3,609	△25.4%
高齢者 (65歳以上)	C	13,611.4	19,942.3	46.5%	13,866	17,965	29.6%	9,194	15,066	63.9%	2,262	2,799	23.7%
労働年齢 (20-64) 人口	D	37,326.7	35,050.7	△6.1%	35,660	27,375	△23.2%	28,662	24,088	△16.0%	6,070	4,162	△31.4%
年金システム従属指数	A/B	87.4%	111.9%	24.5%	63.3%	71.9%	8.6%	50.2%	82.0%	31.8%	54.9%	75.9%	21.0%
従属人口指数 (65+/20-64)	C/D	36.5%	56.9%	20.4%	38.9%	65.6%	26.7%	32.1%	62.5%	30.4%	37.3%	67.3%	30.0%
高齢高齢者比率 (80+/65+)		30.3%	43.9%	13.6%	31.7%	43.5%	11.8%	31.2%	45.6%	14.4%	29.5%	46.2%	16.7%
65歳時余命	男	20.0	24.2	4.2	19.6	23.9	4.3	19.9	24.1	4.2	18.4	23.2	4.8
	女	24.1	27.9	3.8	22.9	27.2	4.3	23.9	27.7	3.8	22.2	26.7	4.5
雇用比率	55-64	53.0%	63.3%	10.3%	54.4%	73.2%	18.8%	53.9%	73.5%	19.6%	60.4%	73.8%	13.4%
	65-74	5.4%	14.3%	8.9%	8.9%	32.1%	23.2%	4.2%	20.6%	16.4%	15.6%	22.4%	6.8%
平均実効退職年齢 (Cohort Simulation Model)	男	62.3	64.7	2.4	65.2	68.5	3.3	63.4	66.2	2.8	64.6	66.6	2.0
	女	62.2	64.3	2.1	65.8	69.3	3.5	64.1	66.7	2.6	64.1	66.2	2.1
年金支出 (対GDP比)		14.8%	12.6%	△2.2%	15.4%	13.6%	△1.8%	12.9%	11.0%	△1.9%	13.0%	9.7%	△3.3%
年金拠出 (対GDP比)		11.8%	11.6%	△0.2%	10.7%	11.0%	0.3%	12.4%	12.0%	△0.4%	13.9%	9.7%	△4.2%
<b>Theoretical Replacement Rates (TRR) - Pension Adequacy Report</b>		フランス			イタリア			スペイン			ポルトガル		
		2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>													
High earnings (100->200%)	NET	57.3	49.0	-8.3	73.9	58.4	-15.5	89.8	74.5	-15.3	91.2	68.5	-22.7
Average earning (100%)	NET	76.2	65.1	-11.1	79.4	74.6	-4.8	98.1	83.1	-15.0	95.8	84.6	-11.2
Low earnings (66%)	NET	76.3	61.6	-14.7	78.6	71.9	-6.7	102.1	83.4	-18.7	96.9	87.0	-9.9
<b>Short career (20 year career)</b>													
Average earning (100%)	NET	38.0	31.2	-6.8	50.8	49.8	-1.0	69.7	57.3	-12.4	42.8	28.3	-14.5
Low earnings (66%)	NET	55.2	35.7	-19.5	48.8	46.8	-2.0	71.1	60.0	-11.1	44.1	26.7	-17.4

出所 : Ageing Report、Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

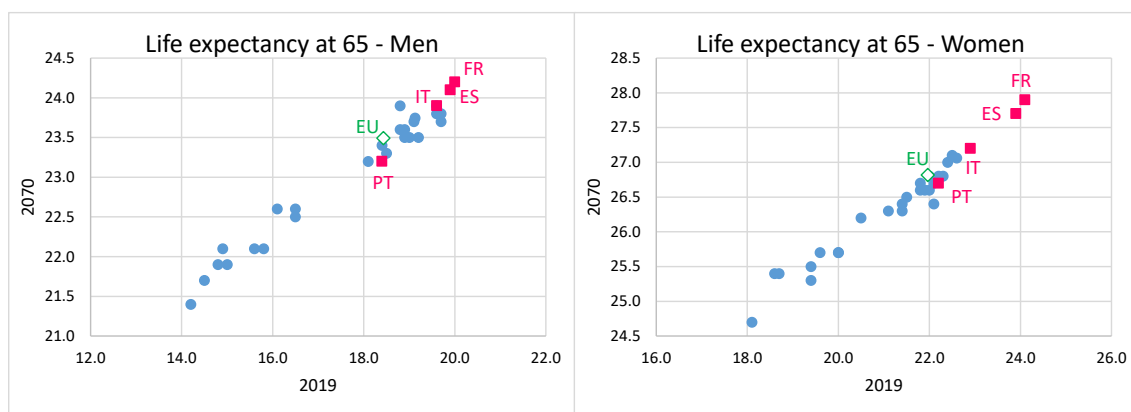
## 2 高齢化と年金給付水準

### 2.1 高齢化と人口推移

イタリアは日本と並び高齢化が最も進んだ国とされ、ポルトガルとスペインは急速な高齢化が予測される国とされている。

本報告書で対象とする4ヶ国では、ほぼEU平均の水準にあるポルトガルを除く3ヶ国はEUの中でも65歳時における平均余命が長く、2021年版Ageing Reportにおける2070年の予測では男女ともEU内において最も長い3ヶ国<sup>4</sup>となっている。2019年の65歳時平均余命は、フランスが男性20.0年、女性24.1年と男女共にEU加盟国の中では最も長く、スペインは男性19.9年、女性23.9年と男女共にEU第2位、イタリアは男性19.6年、女性22.9年、ポルトガルは男性18.4年、女性22.2年となっている。

[図表 1-8] EU各国の65歳時平均余命



出所：2021年Ageing Reportから年金シニアプラン総合研究機構作成

老年従属人口指数（65歳以上の人口÷15～64歳人口）で見ると、フランスを除く3ヶ国では2050年前後に向け急速に比率が高まる一方、フランスはほぼ欧州平均並みの上昇となる見通しとされている。フランスの老年従属人口指数はドイツやオランダなどとほぼ同様の推移となっており、他の南欧3ヶ国は、予測される日本の水準にはおよばないもののギリシャとほぼ同様の推移でEU平均を大きく上回る状況が予測されている。

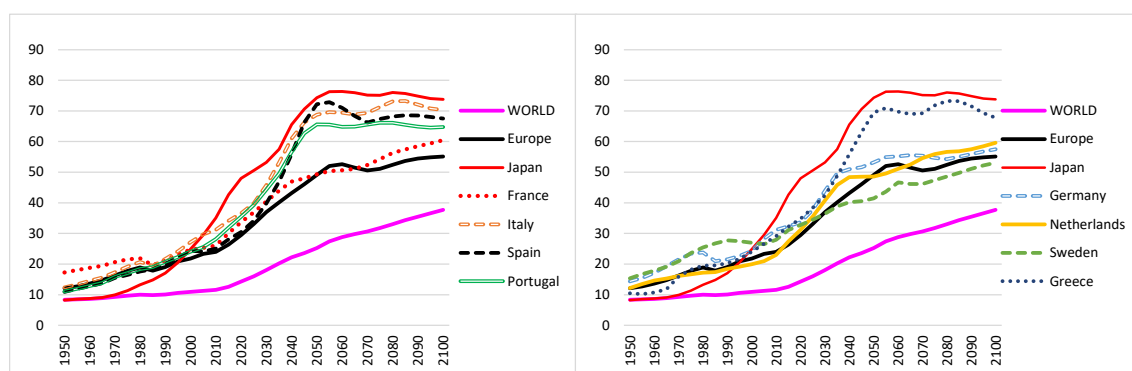
尚、スペインではイタリアやポルトガルとの比較では老年従属人口指数の上昇の時期はやや遅れて進む形となっているが、スペイン内戦（1936～1939年）による多数の死傷者の発生や、第二次世界大戦に中立を守り、他の国々でみられた戦後のベビーブームが発生が

<sup>4</sup> 2070年における65歳時平均余命、(男性) ①フランス24.2年、②スペイン24.1年、③イタリア&マルタ23.9年、(女性) ①フランス27.9年、②スペイン27.7年、③イタリア27.2年

発生せず、その後 1970 年代のフランコ政権の崩壊後に出生増がみられていることが影響しているとされている。

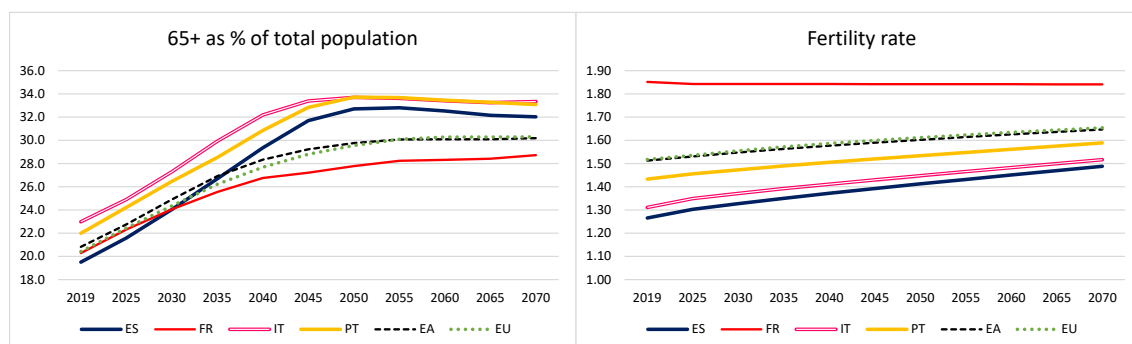
フランスが EU の中でも最も平均余命が長い状況にありながら、老年従属人口指数の上昇が他の 3 ヶ国と比較して鈍い予測となっている理由としては、フランスの出生率が EU 平均と比較して高く他の多くの EU 諸国とは異なり 2065 年前後まで小幅ながら人口増加<sup>5</sup>が続く見通しとなっているためとされている。これに対して他の 3 ヶ国の出生率は EU 平均を下回っており、人口の減少が見込まれている。

[図表 1-9] 老年従属人口指数の推移



出所：国連 World Population Prospects 2019 から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-10] 65 歳以上の人口比率と出生率

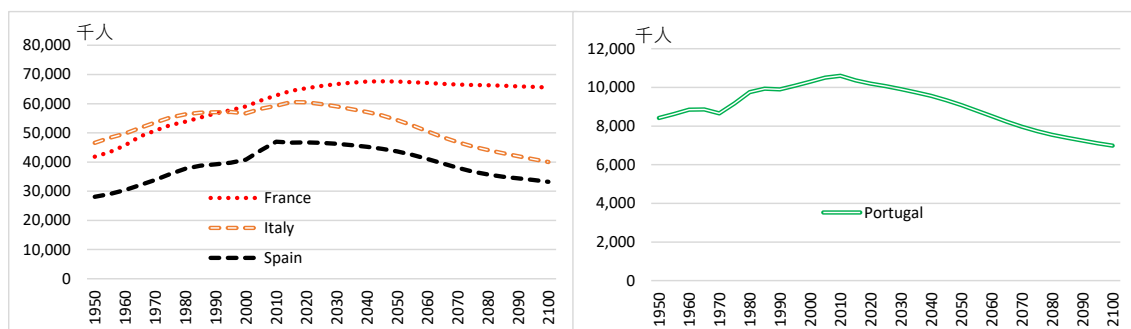


出所：2021 年 Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

国連の人口予測では、フランスの総人口は 2065 年前後まで小幅ながら増加が続く見通しであるのに対し、他の 3 ヶ国では 2070 年の人口は 2020 年対比で、イタリアが $\Delta 22.6\%$ 、スペインが $\Delta 18.7\%$ 、ポルトガルが $\Delta 21.9\%$ と約 $\Delta 20\%$ の減少になることが見込まれている。

<sup>5</sup> 人口増減には移民による流出入の状況も欧州では大きな影響を持っている

[図表 1-11] 人口推移予測



出所：国連 World Population Prospects 2019 から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.2 年金給付水準

年金給付の水準を示す指標には様々な手法が存在するが、足元までの4ヶ国の公的年金の給付水準は総じて高位にある。

退職後の年金額の退職前総収入に対する比率で示されるOECDが算出する公的年金の所得代替率<sup>6</sup>の水準は4ヶ国ともOECDの平均を上回っており、フランスを除く3ヶ国はOECD諸国の中でも比較的高位に位置している。また、税効果等を考慮したネットの所得代替率でも4ヶ国ともOECDの平均を上回っている。退職前の所得水準の高低による差異はイタリアとポルトガルではほとんどみられないが、スペインでは年金受給額に上限が定められるため、フランスでは社会保険料の拠出対象給与に上限が定められていること等から所得水準が高くなると所得代替率はやや低下している。

尚、4ヶ国の所得代替率に男女間での差はない。

[図表 1-12] 各国の所得水準別所得代替率<sup>7</sup>

Gross replacement rate	0.5	0.75	1	1.5	2	3
フランス	60.2	60.2	60.2	55.1	51.9	48.6
イタリア	74.6	74.6	74.6	74.6	74.6	74.6
スペイン	73.9	73.9	73.9	73.9	67.0	44.7
ポルトガル	76.3	75.5	74.9	73.4	72.5	70.7
Net replacement rate	0.5	0.75	1	1.5	2	3
フランス	71.3	76.5	74.4	67.2	64.5	61.1
イタリア	78.4	78.8	81.7	86.5	84.6	84.1
スペイン	80.1	80.0	80.3	80.3	74.7	53.8
ポルトガル	88.5	89.6	90.3	89.7	89.7	88.3

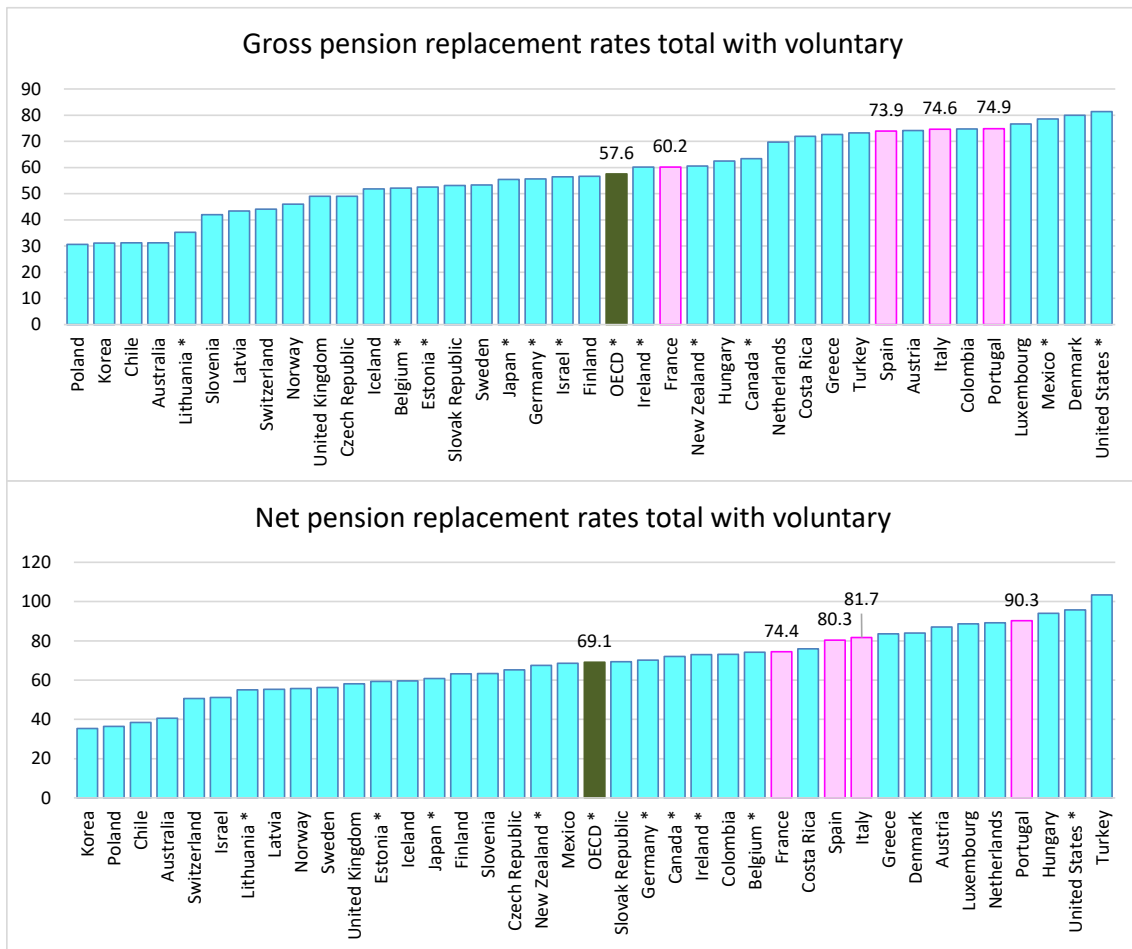
出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>6</sup> OECDによる所得代替率の比較は機械的な試算であるため、単純に各国の年金制度を比較することは難しい点には留意が必要とされている

<sup>7</sup> 1=所得中央値、0.5~3は所得中央値に対する倍率



[図表 1-13] 各国の所得代替率<sup>8</sup>



出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

OECD のレポート<sup>9</sup>によれば、65 歳超の所得水準（年金以外を含む）の全人口の平均所得と対比すると、イタリア（100.0%）、フランス（99.8%）、ポルトガル（99.1%）の 3ヶ国ではほぼ 100%近辺と極めて高く、スペインも 95.8%と OECD 平均の 87.9%を上回っている。

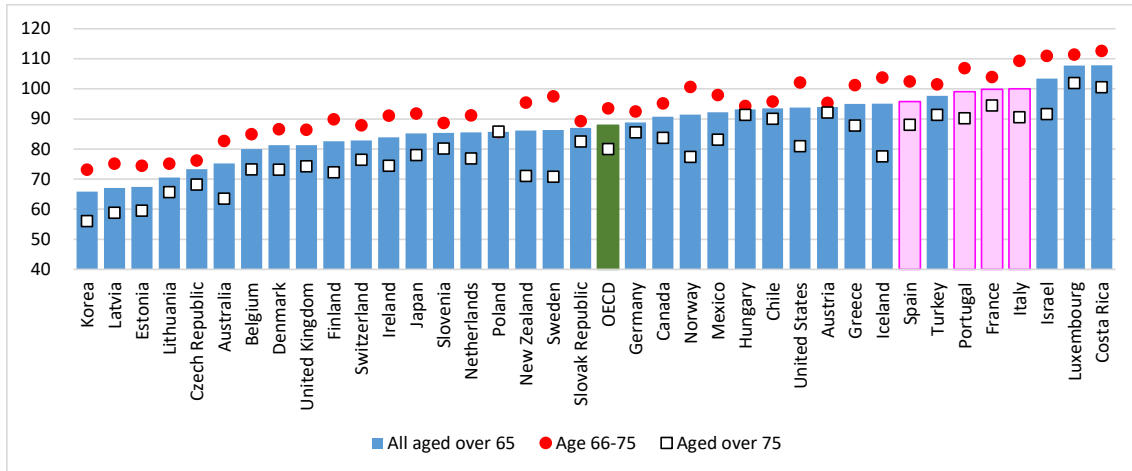
また、66～75 歳の世代では、イタリア（109.3%）、ポルトガル（106.9%）、フランス（103.9%）、スペイン（102.4%）と 4ヶ国とも 100%を上回っている。

同所得水準比率は、フランスでは 2000 年対比+1.9%と小幅な上昇だが、イタリアは 2000 年対比+14.5%、スペインは 2007 年対比+14.8%、ポルトガルは 2005 年対比+18.7%と、足元まで比較的大きな改善がみられている。

<sup>8</sup> 強制加入の私的年金を含み、\* が付されている国については任意加入の年金も含む

<sup>9</sup> OECD(2021)、“Pensions at a Glance 2021”

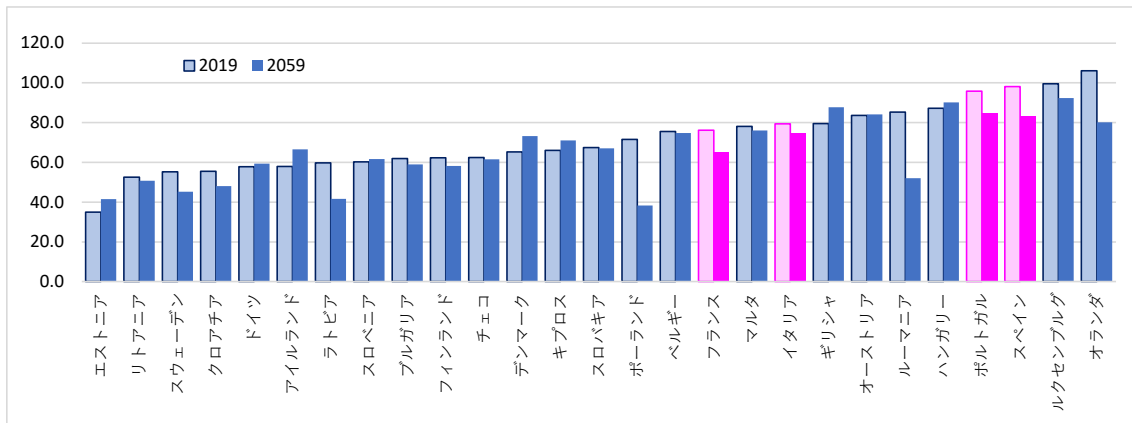
[図表 1-14] 全人口の平均所得対比での 65 歳超の所得水準



出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率 (TRR: Theoretical replacement rate) という概念が利用されている。TRR は、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算でき、ある程度は異なる国の比較も可能 (weakly comparable across countries) とされている。

[図表 1-15] ベース・ケースでの理論的所得代替率 (TRR) の変化 (2019 年、2059 年)



出所：2021 年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

2021 年版の Pension Adequacy Report におけるベース・ケースは、40 年のキャリアの後にペナルティを課されることなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢 (SPA: standard pensionable age) において、標準的な雇用契約で途切れることのない 40 年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベース・ケースでの TRR の 2019 年と 2059 年 (2019 年に就労、40 年後に標準退職年齢

に達し年金受給開始) との比較では、給与水準が平均で推移した場合の税効果考慮後のネット TRR は、フランスが 76.2%⇒65.1%で△11.1%、イタリアが 79.4%⇒74.6%で△4.8%、スペインが 98.1%⇒83.1%で△15.0%、ポルトガルが 95.8%⇒84.6%で△11.2%となっている。

過去の年金改革の影響もあり 4ヶ国とも低下しているが、イタリアの低下幅が△4.8%と相対的に小さいのは、法定退職年齢が平均余命に連動する前提での推計のため、標準退職年齢 (SPA) が 2019 年の 67.0 歳から 70.2 歳と 3.2 歳伸びる効果を含んでいる。

2021 年版の Pension Adequacy Report では、イタリアの 40 年のキャリアで 65 歳退職時の TRR は、将来的には最低退職年齢は 65 歳を上回るため算出されていないが、2018 年版の数値では 2016 年の 78.4%から 2056 年には 63.7%へと△14.7%相応に低下している。

[図表 1-16] 理論的所得代替率 (TRR) のケース別変化 (2019 年、2059 年) <sup>10</sup>

Theoretical Replacement Rates (TRR)	フランス			イタリア			スペイン			ポルトガル			
	2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化	
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>													
High earnings (100→200%)	NET	57.3	49.0	-8.3	73.9	58.4	-15.5	89.8	74.5	-15.3	91.2	68.5	-22.7
Average earning (100%)	NET	76.2	65.1	-11.1	79.4	74.6	-4.8	98.1	83.1	-15.0	95.8	84.6	-11.2
Low earnings (66%)	NET	76.3	61.6	-14.7	78.6	71.9	-6.7	102.1	83.4	-18.7	96.9	87.0	-9.9
<b>Short career (20 year career)</b>													
Average earning (100%)	NET	38.0	31.2	-6.8	50.8	49.8	-1.0	69.7	57.3	-12.4	42.8	28.3	-14.5
Low earnings (66%)	NET	55.2	35.7	-19.5	48.8	46.8	-2.0	71.1	60.0	-11.1	44.1	26.7	-17.4
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>													
Average earning (100%)	NET	75.8	64.8	-11.0	75.8	72.8	-3.0	98.1	83.1	-15.0	95.0	83.3	-11.7
Low earnings (66%)	NET	75.8	61.3	-14.5	74.8	69.9	-4.9	102.1	83.4	-18.7	96.1	85.6	-10.5
<b>Career break due to child care: 3 years</b>													
Average earning (100%)	NET	<b>84.4</b>	<b>72.1</b>	-12.3	77.6	73.2	-4.4	<b>102.1</b>	<b>85.7</b>	-16.4	94.5	82.0	-12.5
Low earnings (66%)	NET	<b>86.4</b>	<b>68.2</b>	-18.2	76.7	70.5	-6.2	<b>105.0</b>	<b>87.6</b>	-17.4	95.6	84.1	-11.5
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>													
Average earning (100%)	NET	74.0	62.4	-11.6	76.9	72.7	-4.2	93.1	80.8	-12.3	78.8	75.2	-3.6
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>													
Average earning (100%)	NET	69.7	60.5	-9.2	-	-	-	98.1	83.1	-15.0	79.3	51.4	-27.9
Low earnings (66%)	NET	70.7	58.0	-12.7	-	-	-	102.1	83.4	-18.7	75.7	48.5	-27.2

出所：2021 年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

失業、子供の養育、家族の介護等で 3 年間のキャリアブレイクがあった場合の TRR は、ポルトガルにおける家族の介護等でのキャリアブレイクを除くと、ベース・ケースとほぼ変わらないが TRR としては上昇するケースもみられており、4ヶ国ともにキャリアブレイクに対する相応の法的保護制度が設けられていることが窺われる。

社会保険料の拠出年数が半分の 20 年となった場合には、ベース・ケースと比較して TRR は大幅に低下する。

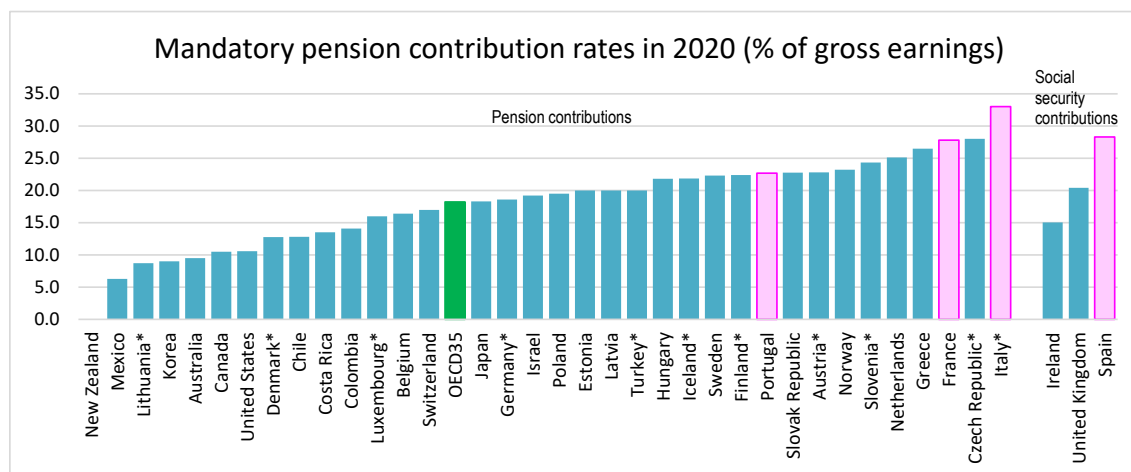
また、年金への拠出率 (社会保険料率) の水準は、イタリアが 33%、スペインが 28.3%<sup>11</sup>、フランスが 27.77%、ポルトガルが 22.7%と 4ヶ国とも OECD の平均を上回る拠出率の水

<sup>10</sup> **太字斜体**となっているフランスとスペインの子供の養育による 3 年間のキャリアブレイクは女性の場合の TRR。他は全て男女同一の数値となっている

<sup>11</sup> スペインの拠出率は年金以外を含む社会保障関連拠出率

準となっている<sup>12</sup>。

[図表 1-17] 各国の強制加入の老齢年金向け拠出率（社会保険料）水準<sup>13</sup>



	Nominal rate			Ceiling (multiple of gross average earnings), public / private	Effective rate on average earnings
	Employee, public	Employer, public	Total		
France	11.3 [w]	16.5 [w]	27.8 [w]	1.08 / 8.62	27.8
Italy*	9.19	23.81	33.0	3.41	33.0
Portugal	7.2	15.5	22.7	None	22.7
Spain**	4.7	23.6	28.3	181	28.3

出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.3 標準退職年齢と高齢者の雇用

老齢年金の支給開始年齢は、高齢化の進展とともに引き上げ方向での改革が進められてきており、イタリア<sup>14</sup>とポルトガル<sup>15</sup>では 65 歳時の平均余命に連動させる制度も導入されているが、各国それぞれに老齢年金の支給開始条件は異なり、様々な早期退職可能制度の導入も実施されていることから、各種機関によって標準的な退職年齢（あるいは法的退職年齢）を何歳と見なすかには差異もみられている。

例えばイタリアの場合には、EU の Ageing Report では法定退職年齢（Statutory retirement age）は 67 歳として取り扱われているが、OECD の“Pensions at a Glance 2021”では標準退職年齢（normal retirement age）は 62 歳とされている。

フランスでは満額年金が受給可能な年齢は 1955 年生まれ以降では 67 歳となっているが、

<sup>12</sup> フランスの拠出率は所得水準により異なる

<sup>13</sup> 国名に “\*” が付された国については障害年金向け拠出を含む。スペイン、イギリス、アイルランドの 3ヶ国は社会保障全体への拠出率

<sup>14</sup> 現在は 2026 年まで連動を停止中

<sup>15</sup> 65 歳時の平均余命の伸びに対して 3 分の 2 の割合で連動

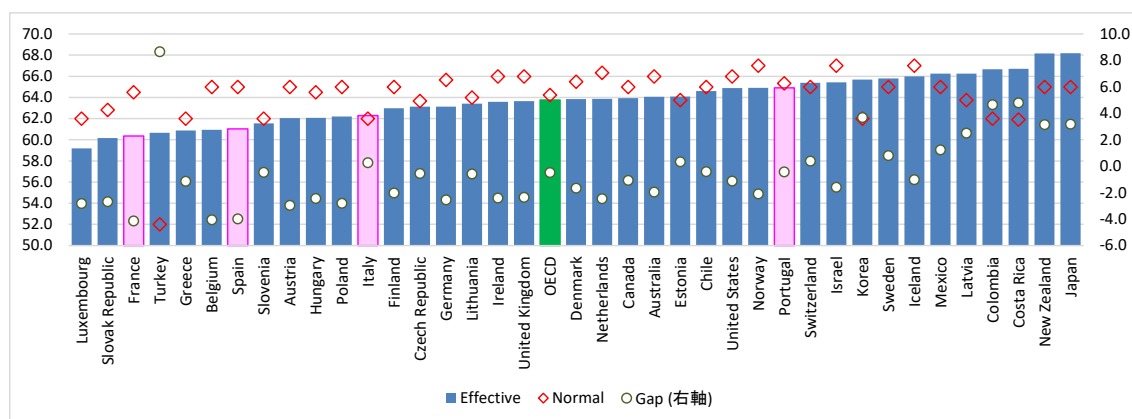
最低受給開始年齢は 62 歳となっている。

イタリアでは 2013 年から法定退職年齢は 65 歳時の平均余命に連動する制度が導入され、2013 年に 3 ヶ月、2016 年に 4 ヶ月、2019 年に 5 ヶ月それぞれ延長され、2021 年の法定退職年齢は男女共に 67 歳となっているが、2019 年に 2026 年までの平均余命への連動は停止されている。ただし、所要拠出期間を満たす場合には年齢に関係なく年金受給が可能であったり、年齢と拠出年数の組み合わせで年金受給が可能となる制度<sup>16</sup>も存在する。

スペインでは 2027 年の 67 歳に向け引き上げ中となっている。

ポルトガルでは、2021 年の法定退職年齢は 66 歳 6 ヶ月、2014 年の年金改革により法定退職年齢は 65 歳から 66 歳に引き上げられ、その後は 65 歳時の平均余命の伸びの 3 分の 2 の割合で自動的に引き上げられる制度となっている。

[図表 1-18] 各国の標準退職年齢と実効退職年齢（男性）



出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

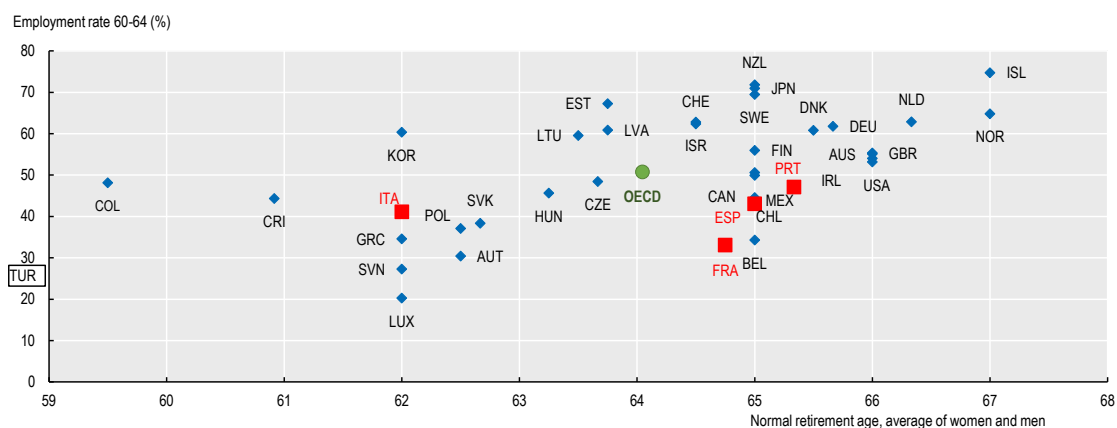
OECD のデータでの 2020 年の実効退職年齢は、ポルトガルは男性 64.9 歳、女性 63.3 歳で、OECD 平均の男性 63.8 歳、女性 62.4 歳を上回っているが、フランスが男性 60.4 歳、女性 60.9 歳、イタリアが男性 62.3 歳、女性 61.3 歳、スペインが男性 62.3 歳、女性 61.3 歳と OECD 平均を下回っている。中でもフランスの男性の実効退職年齢の 60.4 歳は、ルクセンブルグの 59.2 歳、スロバキアの 60.2 歳に次いで 3 番目に低い水準となっている。

また、フランスとスペインでは、標準退職年齢を実効退職年齢が大きく下回る状況がみられる。イタリアは OECD が標準退職年齢とみなす 62 歳と実効退職年齢はほぼ変わらないが、67 歳を基準とすると同様である。

実効退職年齢が標準退職年齢対比で低いことから、フランスとスペインでは標準対象年齢との比較での 60-64 歳の雇用率は低くなっている。

<sup>16</sup> クォータ 100（62 歳以上、拠出期間 38 年以上）、2022 年以降はクォータ 102（64 歳以上、拠出期間 38 年以上）への変更が予定されている

[図表 1-19] 各国の標準退職年齢と 60-64 歳の雇用率



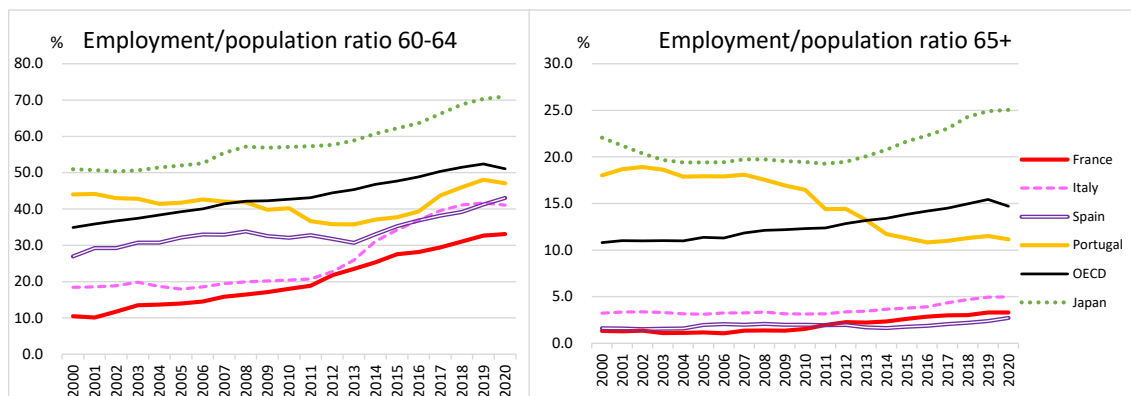
出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

老齢年金の支給開始年齢引き上げに伴い高齢者の雇用率も基本的には上昇傾向にはあるが、OECD のデータによる 2020 年の 60-64 歳の雇用率は、フランスが 33.1%、イタリアが 41.1%、スペインが 43.1%、ポルトガルが 47.1%と 4ヶ国とも OECD 平均の 51.0%を下回っている。また、65 歳以上の雇用率は、フランス (3.3%)、イタリア (5.0%)、スペイン (2.7%) の 3ヶ国では 5%以下と極めて低く、2000 年代前半には 10%台後半だったポルトガルも経済状況の悪化もあり 2020 年には 11.2%まで低下している。

また、スペインとポルトガルでは、欧州ソブリン危機の時期には高齢者の失業も大幅に増加し、高齢者雇用率の押し下げ要因となっている。

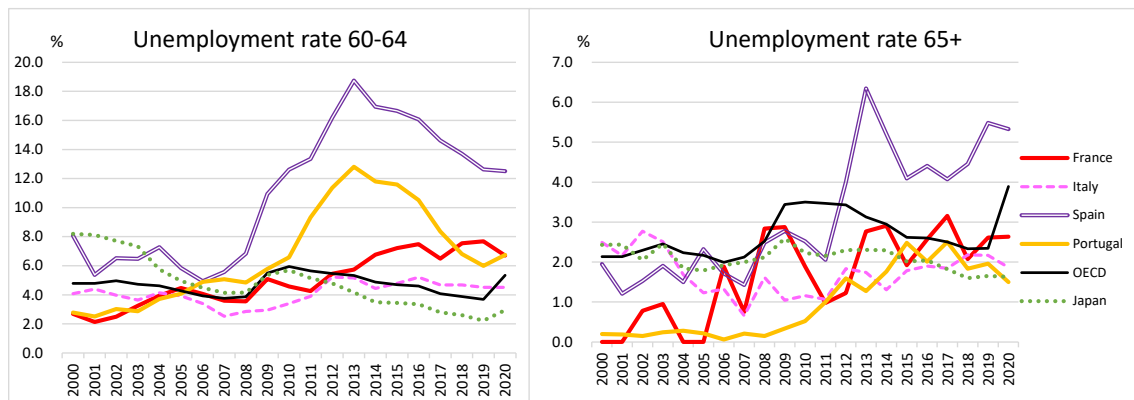
支給開始年齢の引き上げで年金受給権を得られていない高齢者の失業は社会問題へとつながりやすいこともあり、早期退職年金の受給条件の緩和の動きへとつながっている。ただし、高齢者以上に若年層の失業・貧困対策が 4ヶ国とも急務の状況もみられている。

[図表 1-20] 高齢者の雇用率の推移



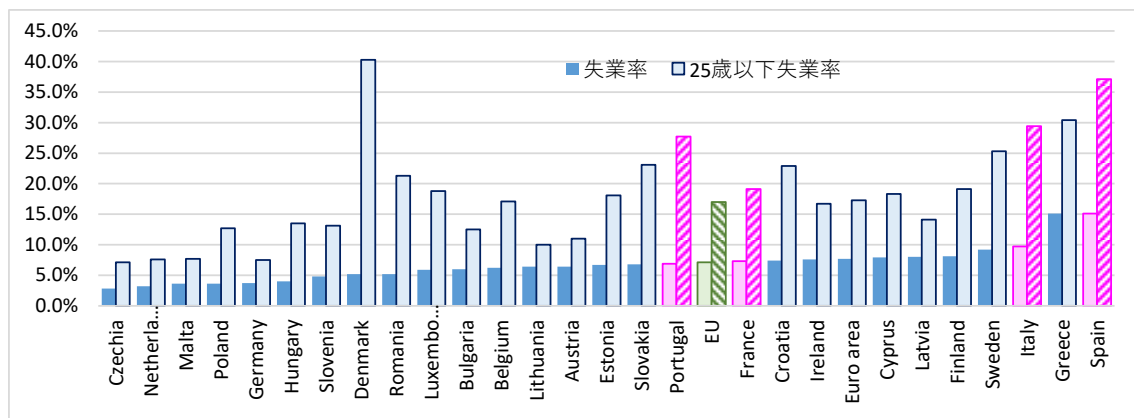
出所：OECD Labour Force Statistics から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-21] 高齢者の失業率の推移



出所：OECD Labour Force Statistics から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-22] EU 各国の失業率（2021年6月）



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.4 高齢者の貧困リスク

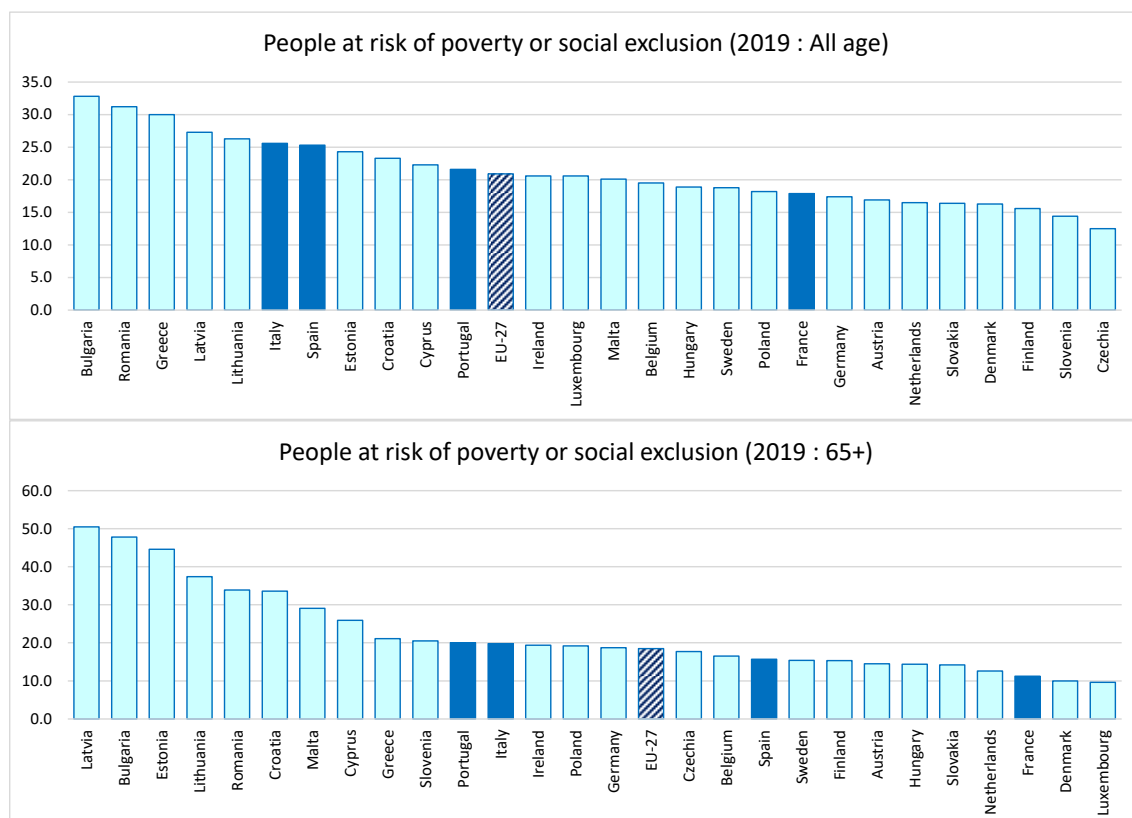
EU では、貧困問題を経済的側面だけではなく、社会的側面からもとらえており、経済的貧困と社会的排除を表わす AROPE (At risk of poverty or social exclusion) を作成している。

AROPE は、①貧困リスク率 (At-risk-of-poverty rate : AROP)、②深刻な物質的および社会的剥奪率 (Severe material and social deprivation rate : SMSD)、③過少就労世帯 (Persons living in households with low work intensity) という 3つの指標から構成されており、3つの指標の一つ以上に該当すると対象とされている。

貧困リスク率 (AROP) は、社会保障考慮後の可処分所得が国内中央値の 60%以下の人

口比率と、深刻な物質的および社会的剥奪率（SMSD）は、社会的保護委員会（SPC）の指標サブグループ（ISG）によって採用された13の剥奪項目のうち少なくとも7つの強制的な欠落を経験している人口の割合と、過少就労世帯は、労働年齢にある世帯構成員が過去12か月間に20%未満しか働いていない世帯に住む人の数として定義されている。

[図表 1-23] 2019年のAROPE（全年齢と65歳以上）



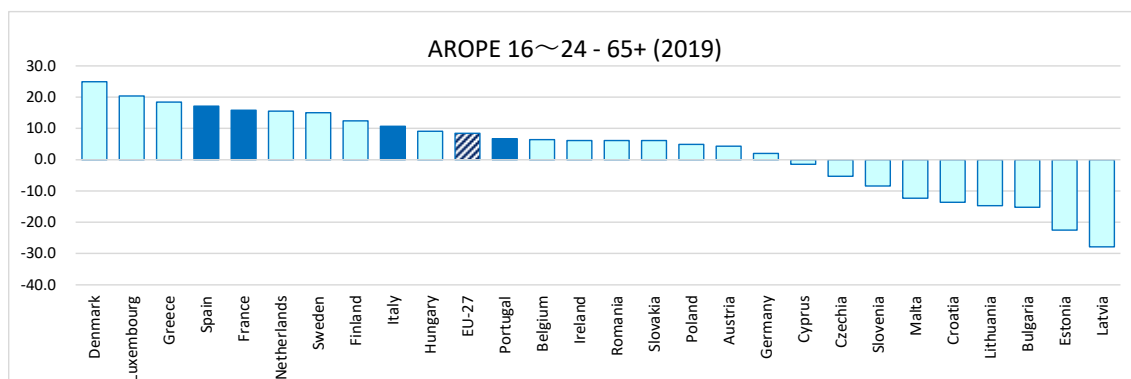
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

2019年のAROPEは、全年齢ではフランスが17.9%でEU27ヶ国平均の20.9%を下回っているが、イタリア（25.6%）、スペイン（25.3%）、ポルトガル（21.6%）の3ヶ国はEU27ヶ国平均を上回っている。

AROPEを国別・年齢別に見ると、ラトビア、エストニア、リトアニアのバルト3国やブルガリア、クロアチアなどでは高齢者での比率が高く、高齢者の貧困が大きな問題となっているのに対し、デンマーク、ルクセンブルグ、ギリシャや本報告書の対象4ヶ国では16～24歳の若年層のAROPEの比率が65歳以上の高齢者のAROPEの比率を大きく上回っており、若年層の貧困の方が大きな問題となっている状況がみられている。



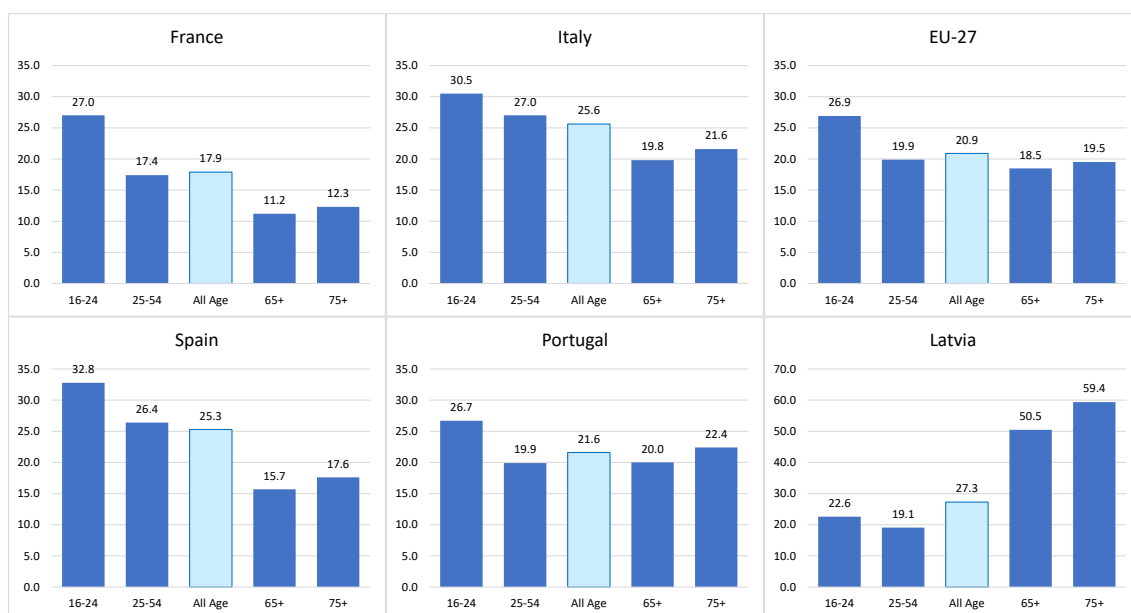
[図表 1-24] 16～24 歳の AROPE マイナス 65 歳以上の AROPE



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

フランス、イタリア、スペインの3ヶ国では25-64歳と比較しても65歳以上の高齢者のAROPEの比率は低い状況となっている。

[図表 1-25] 年齢別 AROPE



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

スペインやポルトガルでは、かつては65歳以上のAROPEの比率は、65歳以下のAROPEを大きく上回る状況となっていたが、その後大きく低下している。ただし、リーマンショック後の世界金融危機から欧州ソブリン危機にかけての各国経済の低迷により、勤労世代の平均所得が低下したことに伴う相対的な効果の部分も大きいと考えられる。

### 3 年金財政の持続可能性

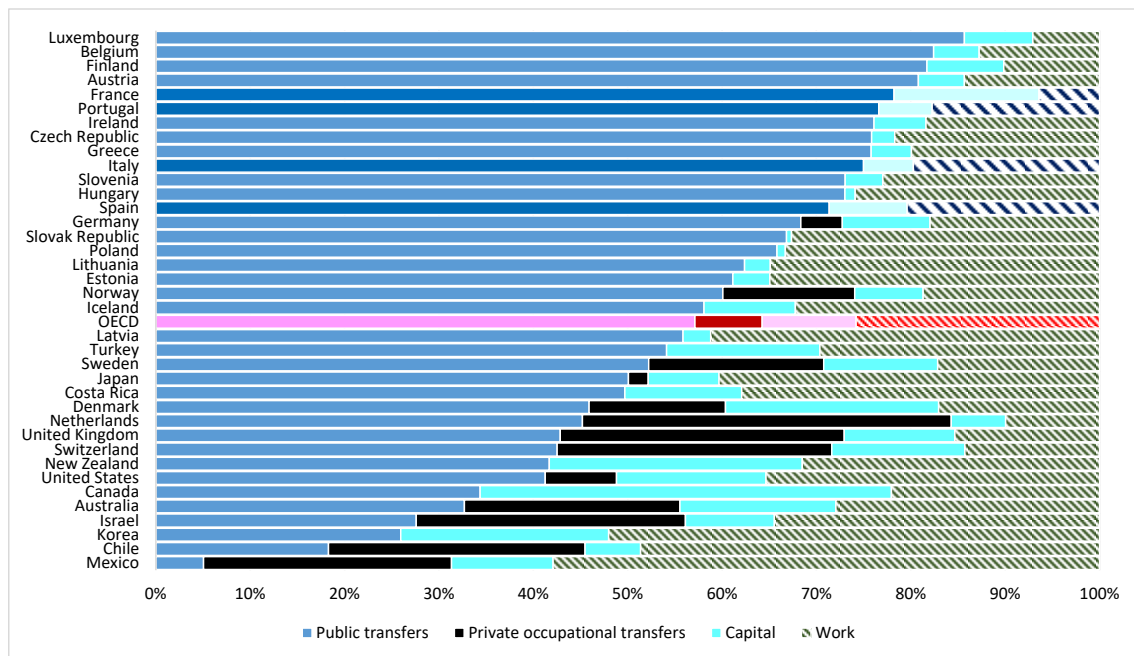
#### 3.1 高齢者の所得源泉

EU加盟国の中でも、高齢者の所得源泉に占める公的年金の重要度は様々であるが、本報告書で対象とする4ヶ国はいずれも公的年金のウェイトが高い国となっている。

OECDのデータでは、4ヶ国ともに公的年金や社会扶助等が区分される公的移転(Public transfers)の比率がOECDの平均(57%)を上回る70%以上を占めており、公的年金が高齢者の所得源泉の中心となっており、同じEU域内でも職域年金の比率が高いオランダなどとは大きく異なっている。

また、職域年金等のPrivate occupational transfersは4ヶ国とも0%<sup>17</sup>(OECD平均は7.1%)とされており、個人年金等で構成されるCapitalの比率では、フランスが15.4%とOECD平均の9.9%を上回っているものの、スペインが8.3%、ポルトガルが5.7%、イタリアが5.3%と他の3ヶ国は低い状況で、労働収入は4ヶ国ともOECD平均の25.8%を下回り、フランスはOECD諸国中最低の6.4%となっている。

[図表 1-26] 高齢者の所得源泉の構成比



出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>17</sup> フランスの民間セクター職員等を対象とする職域年金であるAGIRC-ARRCOは、強制加入で公的年金の一部として扱われることが通常である

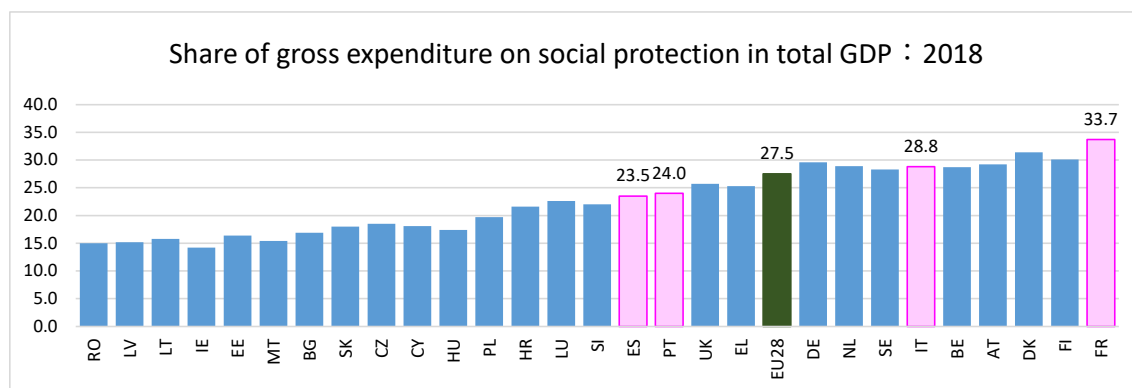
### 3.2 社会保障支出の水準と財源構成

Eurostat のデータ<sup>18</sup>によると、EU28 ヶ国のうちで 2018 年における対 GDP 比での社会保障関連支出の比率が最も高いのはフランスで 33.7%となっている。

対 GDP 比での社会保障関連支出の EU28 ヶ国平均は 27.5%で、平均を上回るのはフランスの他、デンマーク 31.4%、フィンランド 30.1%、オーストリア 29.2%、オランダ 28.9%、イタリア 28.8%、ベルギー 28.7%、ドイツ 29.6%の 8 ヶ国で、ポルトガルは 24.0%、スペインは 23.5%となっている。

一人当たりの GDP の水準が高いほど対 GDP 比での社会保障関連支出は高くなる傾向にある<sup>19</sup>とされているが、そうした要素を勘案してもフランスの比率は高いものとなっている。

[図表 1-27] EU 諸国の 2018 年における対 GDP 比社会保障支出の水準



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

2005 年との比較では、対 GDP 比での社会保障関連支出の比率の増加幅は、イタリア +3.6%、スペイン+3.3%、フランス+3.0%、ポルトガル+0.2%となっており、ポルトガルを除く 3 ヶ国は EU28 ヶ国の平均 (+1.5%) を上回る増加幅となっている。

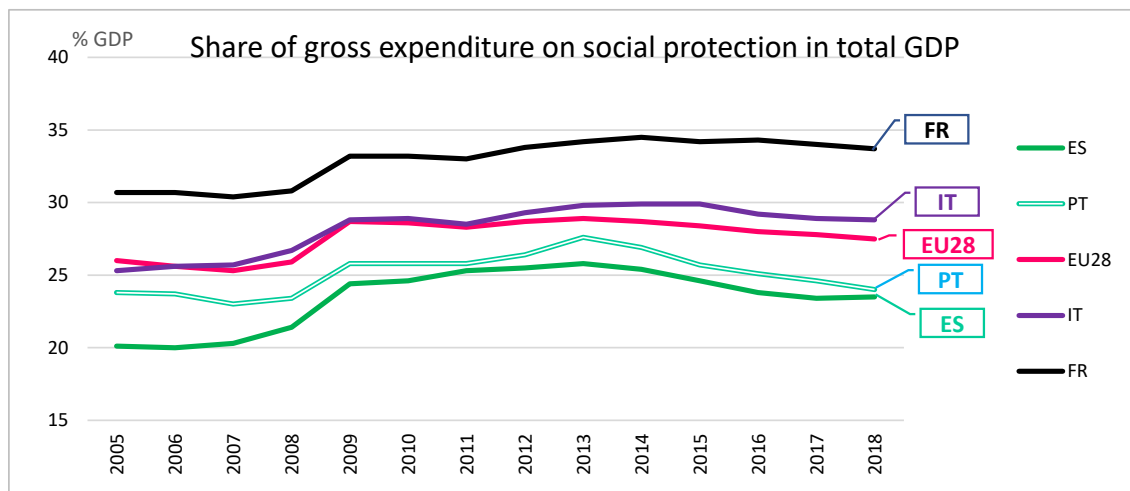
4 ヶ国ともに世界金融危機の影響による GDP の縮小を受け 2009 年に比率が上昇しているが、その後も欧州ソブリン危機の影響を受け小幅ながら上昇し、各国のピークはフランスが 2014 年の 34.5%、イタリアが 2014 年と 2015 年の 29.9%、スペインが 2013 年の 25.8%、ポルトガルが 2013 年の 27.6%となっている。

各国のピークと 2018 年との比較では、フランスが△0.8%、イタリアが△1.1%、スペインが△2.3%、ポルトガルが△3.6%となっており、トロイカ体制 (EU、ECB、IMF) からの支援を受け各種改革を迫られたスペインとポルトガルにおける縮小幅が目立つ状況となっている。

<sup>18</sup> SPR\_EXP\_SUM (2021/8/6 閲覧)

<sup>19</sup> 非居住者による GDP への寄与度が高いルクセンブルグとアイルランドは例外とされている

[図表 1-28] 4ヶ国の対 GDP 比社会保障支出の推移

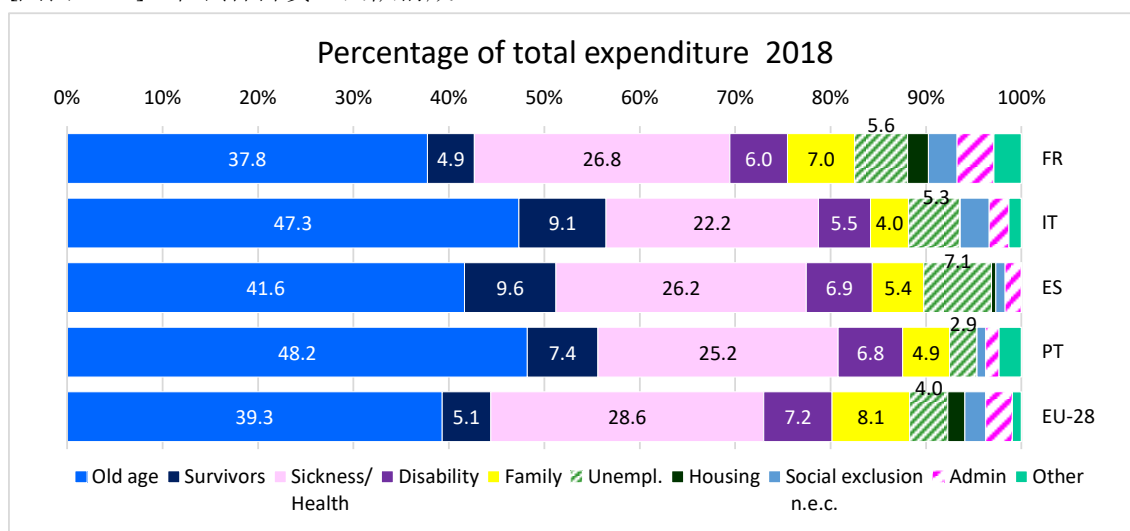


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保障費の内訳構成比では、フランスは EU28 ヶ国平均に比較的近い構成比となっているが、イタリア、スペイン、ポルトガルの 3 ヶ国は、年金（老齢年金・遺族年金）の構成比がやや高い状況がみられている。

また、ポルトガルを除く 3 ヶ国では、失業手当の構成比が EU28 ヶ国平均よりも高くなっている。

[図表 1-29] 社会保障費の内訳構成比



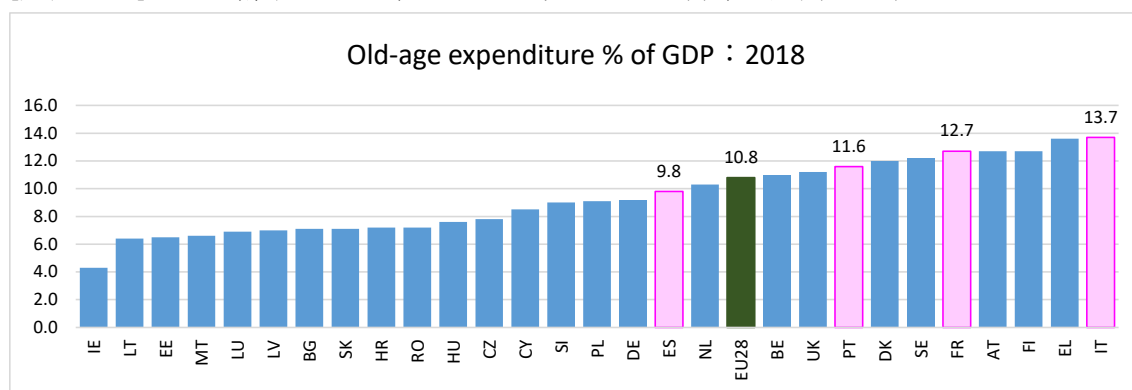
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保障支出から老齢年金支出のみを抜き出すと、2018 年の老齢年金支出の対 GDP 比率が EU28 各国のうちで最も高いのはイタリアの 13.7%で、2017 年までしばらく最も高か

ったギリシャ（13.6%）をわずかに上回る状況となっている。社会保障支出では最も高かったフランスは、老齢年金支出の社会保障支出に占める比率が相対的に低いことから、イタリアとギリシャの2ヶ国よりは小さく、オーストリアとフィンランドと並ぶ3番目の水準となっている。対GDP比での老齢年金支出のEU28ヶ国平均は10.8%で、ポルトガルは11.6%、スペインは9.8%となっている。

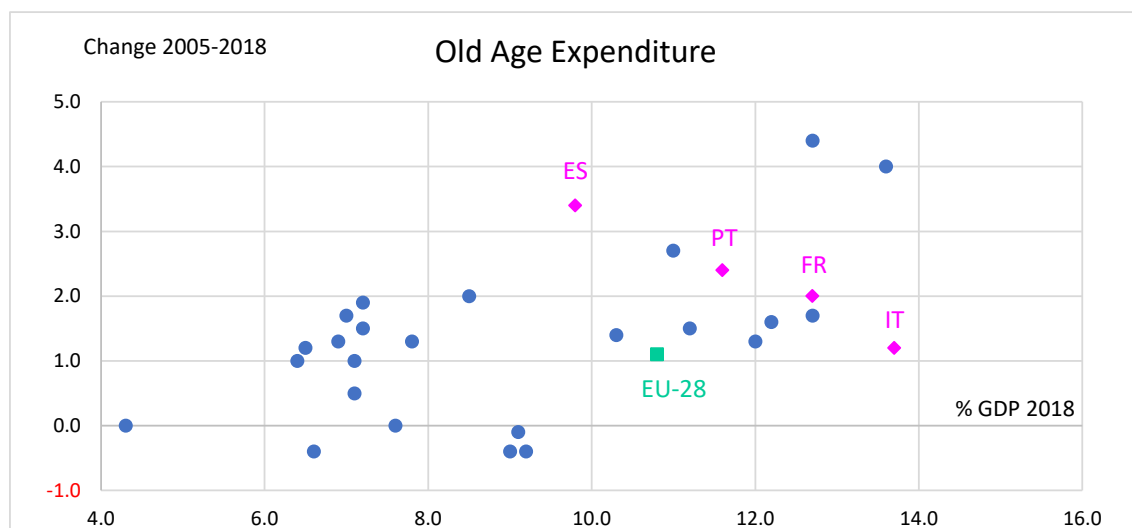
2005～2018年で対GDP比での増加幅が高いのは、フィンランド+4.4%、ギリシャ+4.0%、スペイン+3.4%、ベルギー+2.7%、ポルトガル+2.4%、フランスとキプロスが+2.0%などとなっており、4ヶ国ともにEU28ヶ国平均の+1.1%を上回っている。

[図表 1-30] EU諸国の2018年における対GDP比老齢年金支出の水準



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

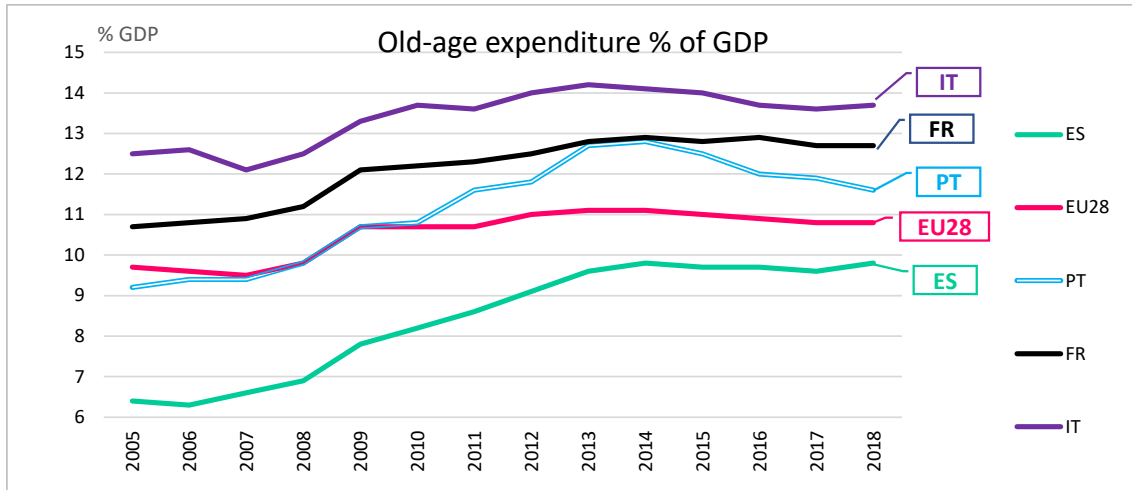
[図表 1-31] 対GDP比社会老齢年金支出の水準と2005-2018年の変化



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

ポルトガルでは、ピークとなった2014年の12.8%から2018年は11.6%と△1.2%と老齢年金支出の対GDP比率は低下しているが、他の3ヶ国はほぼ横ばいの状況である。

[図表 1-32] EU 諸国の対 GDP 比老齢年金支出の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

OECD のレポート<sup>20</sup>では、2000 年から 2017 年における対 GDP 比での年金支出額の増減幅と増減要因が示されている。

OECD 平均では、年金支出額は 2000 年から 2017 年の間に対 GDP 比で+1.5%の増加となっており、高齢化による人口動態要因 (Demography) による+2.5%の増加を、支給開始年齢の引き上げと高齢者の雇用増による労働市場の変化 (Labour market) で△1.1%と 4 割強緩和した形となっている。年金改革により将来の給付率は多くの国で低下に向かうが、移行期間の設定等で足元の年金支出削減には寄与せず給付要因 (Benefit ratio) は+0.4%と小幅ながら年金支出額の対 GDP 比での増加要因となり、賃金上昇率と GDP 成長率の差で現わされる労働分配要因 (Labour share) は+0.1%でほぼ横ばいとなっている。

4ヶ国における 2000 年から 2017 年での対 GDP 比での年金支出額は、ポルトガルが+5.4%とギリシャと並び OECD 諸国中トップの増加幅で、スペインが+2.9%、フランスとイタリアが+2.2%と 4ヶ国ともに OECD 平均の+1.5%を上回っている。

高齢化の影響は、イタリアが+4.3%と高く、フランス (+3.3%) とポルトガル (+3.0) と高いが、スペインはベビーブームの時期が他国よりも遅いことから+1.5%と OECD 平均の+2.5%を下回っている。

労働市場要因は、高齢者の雇用増等でイタリアが△2.5%、フランスが△1.1%、スペインが△0.7%と年金支出の対 GDP 比での減少要因となったが、ポルトガルについては 2000 年時点での高齢者の雇用率が相対的に高くその後は伸び悩んだため+0.5%と増加要因として働いている。

給付要因はイタリアが△1.1%、フランスが 0.0%となったが、欧州ソブリン危機に伴う年

<sup>20</sup> OECD(2021)、“Pensions at a Glance 2021”

金改革以前の増加分と年金改革の効果は短期的には現れにくいことから、スペイン(+1.9%)とポルトガル(+1.1%)では増加要因となっている。

労働分配要因は、2000年から2017年におけるGDP成長率が他の3ヶ国に比べて低く推移したイタリアについてのみ+1.8%と比較的大きな対GDP比での年金支出増加要因となっている。

[図表 1-33] 2000～2017年における対GDP比年金支出額変化の要因内訳

	Pension exp./GDP	Contribution from				Residual
		Demography	Labour market	Benefit ratio	Labour share	
France	2.2	3.3	-1.1	0.0	0.2	-0.3
Italy	2.2	4.3	-2.5	-0.6	1.8	-0.7
Spain	2.9	1.5	-0.7	1.9	0.2	0.1
Portugal	5.4	3.0	0.5	1.1	0.1	0.7
OECD	1.5	2.5	-1.1	0.4	0.1	-0.5

出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

ESPN (European Social Policy Network) のレポート<sup>21</sup>によると、社会保障給付の2016年における財源構成は、EU28ヶ国平均では、社会保障拠出金が54.51%、政府支出が40.39%、その他が5.10%となっている。

政府支出が占める比率はデンマークの77.0%からポーランドの18.9%までEU域内でも非常にばらつきが大きい状況がみられている。4ヶ国の中ではフランスの政府支出の構成比が36.4%とEU28ヶ国平均を唯一下回っているが、イタリアは48.4%、ポルトガルが46.0%、スペインが42.3%となっている。

被用者(Employee)拠出の占める割合は4ヶ国ともにEU28ヶ国平均を下回る水準となっている。

[図表 1-34] 社会保障給付の財源構成比率

2016	Employers	Employees	Selfemployed	Benefit recipients	General government contrib.	Other receipts	Total social contrib.
FR	41.3	12.7	3.1	3.1	36.4	3.1	60.2
IT	34.8	8.3	6.4	0.1	48.4	2.1	49.5
ES	42.6	8.3	4.5	0.4	42.3	1.9	55.8
PT	29.8	12.3	1.7	1.6	46.0	8.7	45.3
EU-28	34.9	15.2	2.4	2.1	40.4	5.1	54.5

出所：ESPN(2019)から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>21</sup> ESPN(2019)、“Social protection expenditure and its financing in Europe”

### 3.3 年金財政プロジェクト

EUでは、人口動態の変化による年金制度等の将来の各国財政への負担・影響が推計を行う Ageing Report を3年毎に作成している。

2006年版の Ageing Report の段階では、対GDP比での公的年金支出額は、基準年である2004年からプロジェクト最終年である2050年に向けて4ヶ国とも上昇、中でもポルトガル(11.1%⇒20.8%)とスペイン(8.6%⇒15.7%)と大幅な拡大が見込まれていた。また、フランス(12.8%⇒14.8%)とイタリア(14.2%⇒14.7%)は、上昇幅こそ低いものの2004年の水準としては高く、イタリアの14.2%はEU加盟国内で最も高い比率<sup>22</sup>となっており、4ヶ国とも年金財政の持続可能性には懸念の残る状況となっていた。

[図表 1-35] 公的年金支出額の対GDP比率変化(基準年からプロジェクト最終年)<sup>23</sup>

	AR2003	AR2006	AR2009	AR2012	AR2015	AR2018	AR2021
フランス	3.7	2.0	1.0	0.5	△2.8	△3.3	△2.2
イタリア	0.3	0.4	△0.4	△0.9	△1.9	△1.7	△1.8
スペイン	7.9	7.1	6.7	3.6	△0.8	△1.5	△1.9
ポルトガル	3.4	9.7	2.1	0.2	△0.7	△2.2	△3.3

出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

その後4ヶ国とも何らかの形で年金改革が実施され、2015年版の Ageing Report 以降は、プロジェクト最終年における対GDP比での公的年金支出額は基準年の水準を下回る状況となっており、年金財政の持続可能性には相応の進展がみられている。

[図表 1-36] 公的年金支出額の対GDP比率の内訳

	フランス		イタリア		スペイン		ポルトガル	
	2019	2070	2019	2070	2019	2070	2019	2070
Total public pensions	14.8%	12.6%	15.4%	13.6%	12.3%	10.3%	12.7%	9.5%
Old age and early pensions	12.1%	10.7%	12.6%	11.7%	9.0%	8.1%	10.4%	7.8%
Flat component	-	-	-	-	-	-	-	-
Earnings related	12.0%	10.5%	12.3%	11.3%	8.9%	7.9%	10.1%	7.4%
Minimum pensions	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%
Disability pensions	1.10%	0.95%	0.4%	0.4%	1.12%	0.82%	0.5%	0.6%
Survivor pensions	1.53%	0.94%	2.4%	2.7%	2.23%	1.33%	1.6%	1.1%
Other pensions	-	-	-	-	0.03%	0.05%	0.2%	0.0%

出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

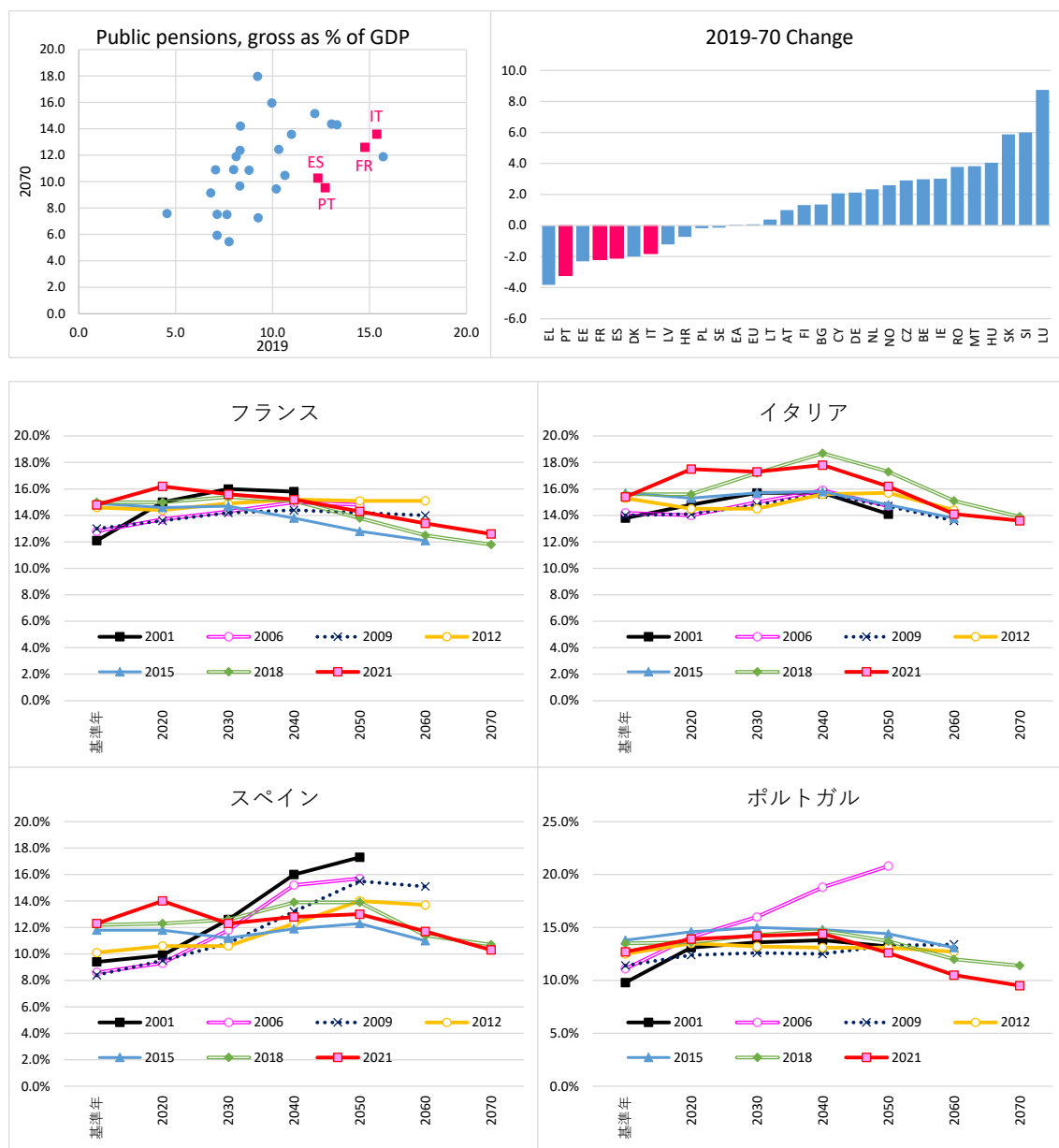
<sup>22</sup> ただし、最も高い水準と考えられるギリシャが、2006年版の Ageing Report では、適切な情報が提供されなかったとして個別国の分析対象から除外されているためではある

<sup>23</sup> プロジェクト最終年はAR2003とAR2006が2050年、AR2009～AR2015が2060年、AR2018とAR2021は2070年、ただしAR2003のフランスは最終年が2040年となっている



直近の 2021 年版の Ageing Report において、EU 加盟 27 ケ国のうち基準年の 2019 年対比でプロジェクション最終年の 2070 年の対 GDP 比での公的年金支出額が低下しているのは半数に満たない 11 ケ国であるが 4 ケ国とも含まれている。

[図表 1-37] Ageing Report における対 GDP 比年金支出額推計値の変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

ただし、EU が実施している加盟国国家財政のモニタリングとして実施している Debt Sustainability Monitor (DSM) では、“High Risk” に区分された 6 ケ国に 4 ケ国とも含まれており、財政面における EU からの圧力は受けやすい状況に引き続き置かれている。

[図表 1-38] Debt Sustainability Monitor 債務リスク区分

HIGH RISK	MEDIUM RISK	LOW RISK
Baseline scenario at high risk	Baseline scenario at medium risk	Baseline scenario at low risk (confirmed by other scenarios)
BE, ES, FR, IT, PT, RO	HR, CY, HU, NL, AT, FI	BG, CZ, DK, DE, EE, IE, LV, LT, LU, MT, PL, SE
Baseline scenario at medium risk		
(At least one) other scenario at high risk due to:		
Debt level at high risk: SI, SK		

出所：European Union(2021)、“Debt Sustainability Monitor 2020”

[図表 1-39] 財政持続性リスクの内訳<sup>24</sup>

	Overall SHORT-TERM risk category	Overall MEDIUM-TERM risk category	S1 indicator - overall risk assessment	Debt sustainability analysis - overall risk assessment	S2 indicator - overall risk assessment	Overall LONG-TERM risk category
BE	HIGH (LOW)	HIGH	HIGH	HIGH	MEDIUM	HIGH
BG	LOW	LOW	LOW	LOW	MEDIUM (LOW)	MEDIUM (LOW)
CZ	LOW	LOW	LOW	LOW	MEDIUM	MEDIUM
DK	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW
DE	LOW	LOW	LOW	LOW	MEDIUM	MEDIUM
EE	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW
IE	LOW	LOW	LOW	LOW	MEDIUM	MEDIUM
ES	HIGH (LOW)	HIGH	HIGH	HIGH	LOW	MEDIUM
FR	HIGH (LOW)	HIGH	HIGH	HIGH	LOW	MEDIUM
HR	HIGH (LOW)	MEDIUM (LOW)	LOW	MEDIUM (LOW)	LOW	MEDIUM (LOW)
IT	HIGH (LOW)	HIGH	HIGH	HIGH	LOW (MEDIUM)	MEDIUM (HIGH)
CY	HIGH (LOW)	MEDIUM (LOW)	LOW	MEDIUM (LOW)	LOW	MEDIUM (LOW)
LV	HIGH (LOW)	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW
LT	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW
LU	LOW	LOW	LOW	LOW	HIGH	HIGH
HU	LOW	MEDIUM (LOW)	LOW	MEDIUM (LOW)	MEDIUM	MEDIUM
MT	LOW	LOW	LOW	LOW	MEDIUM	MEDIUM
NL	LOW	MEDIUM (LOW)	MEDIUM (LOW)	MEDIUM (LOW)	MEDIUM	MEDIUM
AT	LOW	MEDIUM (LOW)	LOW	MEDIUM (LOW)	MEDIUM	MEDIUM
PL	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW	LOW
PT	HIGH (LOW)	HIGH	MEDIUM	HIGH	LOW	MEDIUM
RO	HIGH (LOW)	HIGH	HIGH	HIGH	HIGH	HIGH
SI	LOW	HIGH (LOW)	MEDIUM (LOW)	HIGH (LOW)	MEDIUM	HIGH (MEDIUM)
SK	HIGH (LOW)	HIGH (LOW)	HIGH (LOW)	HIGH (LOW)	HIGH (MEDIUM)	HIGH (MEDIUM)
FI	HIGH (LOW)	MEDIUM	MEDIUM	MEDIUM	MEDIUM	MEDIUM
SE	LOW	LOW	LOW	LOW	MEDIUM (LOW)	MEDIUM (LOW)

出所：European Union(2021)、“Debt Sustainability Monitor 2020”

<sup>24</sup> 括弧内は 2019 年時点のリスク区分

### 3.4 年金制度の自動調整メカニズム

人口動態の変化が公的年金財政に及ぼす影響を緩和するために、多くの国において何らかの形での年金制度の自動調整メカニズム (Automatic adjustment mechanisms) が導入されているが、足元では適用停止や条件の緩和等も多くみられている。

OECD のレポート<sup>25</sup>では、年金制度の自動調整メカニズムを、①個人勘定方式の積立型確定拠出年金 (Fully-funded Defined Contribution : FDC)、②概念上の確定拠出年金 (Notional Defined Contribution : NDC)、③退職年齢の平均余命への連動、④年金支給額の平均余命、人口動態、賃金、GDP への連動 (含むサステナビリティ・ファクター)、⑤財政調整メカニズム (Balancing mechanism) の 5 つのタイプに区分しており、OECD 加盟国の約 3 分の 2 が、強制または準強制の年金制度において、いずれかのタイプの自動調整メカニズムを導入しているとしている。

ただし、EU の Ageing Report では個人勘定方式の積立型確定拠出年金 (FDC) は自動調整メカニズムには含まれておらず、こういった制度を自動調整メカニズムとみなすかについての統一的な考え方は確立されておらず、それぞれのレポート毎に差異がみられている。

本報告書で対象としている 4 ヶ国については、①FDC の導入国は無く、②NDC はイタリアが導入、③退職年齢の平均余命への連動は、ポルトガル (平均余命の変化の 3 分の 2 に連動) とイタリアで導入されているが、イタリアでは 2026 年まで平均余命への連動は停止中となっている。④については、サステナビリティ・ファクター (SF) は、ポルトガルで導入され、スペインでも導入予定であったが、ポルトガルでは適用対象が早期退職者のみへと変更され、近年は SF 対象外となる早期退職制度の導入もみられている。スペインについては 2019 年から SF の適用が開始される予定であったが、2022 年までは SF=1 とされて適用開始が延期され、現状では Intergenerational Equity Factor と呼ばれる仕組み<sup>26</sup>へと置き換えられる方向での協議がみられている。また、OECD のレポートでは自動調整メカニズムとみなされていないが、EU のレポートではフランスの基礎年金の年金給付額算定式に含まれる“proratisation coefficient”と呼ばれる仕組みを自動調整メカニズムの一種とみなしている。⑤の財政調整メカニズムとしては、スペインで毎年の総給付額、受給者数、代替効果 (死亡した受給者と新規受給者の入れ替えによる効果) 等に給付改定等を連動させる仕組みである IRP (Índice de Revalorización de las pensiones) が導入されたが、2018 年以降は適用停止となっている。

また、フランスの補足年金制度である AGRIC-ARRCO には財政状況により拠出率が変動する仕組みを持っている。

<sup>25</sup> OECD(2021)、“Pensions at a Glance 2021”

<sup>26</sup> どのような制度なのかについての詳細は得られていない

[図表 1-40] EU 各国の公的年金制度における財政自動調整メカニズムの導入状況<sup>27</sup>

Automatic balancing mechanism	Sustainability factor (benefit linked to life expectancy)		Retirement age linked to life expectancy	
	NDC	Other		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ</li> <li>・スペイン</li> <li>・リトアニア</li> <li>・スウェーデン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イタリア</li> <li>・ラトビア</li> <li>・ポーランド</li> <li>・スウェーデン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス</li> <li>・フィンランド</li> <li>・スペイン</li> <li>・ポルトガル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キプロス</li> <li>・デンマーク</li> <li>・フィンランド</li> <li>・ギリシャ</li> <li>・エストニア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イタリア</li> <li>・マルタ</li> <li>・オランダ</li> <li>・ポルトガル</li> </ul>

出所：2021 年 Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-41] OECD 加盟国における自動調整メカニズムの導入状況<sup>28</sup>

	Funded defined contribution (FDC)	Notional defined contribution (NDC)	Retirement age linked to life expectancy	Benefits linked to life expectancy, demographic ratios, wage bill or GDP (incl. sustainability factors)	Balancing mechanism
Australia	A				
Austria					
Belgium					
Canada					B
Chile	A				
Colombia	A				
Costa Rica	A				
Czech Republic					
Denmark	A		S		
Estonia	A		A	A	
Finland			A	A	A
France					
Germany					A
Greece		A	A	A	
Hungary					
Iceland	A				
Ireland					
Israel					
Italy		A	A		
Japan				A	
Korea					
Latvia	A	A			
Lithuania				A	
Luxembourg					S
Mexico	A				
Netherlands			A		A
New Zealand					
Norway	A	A			
Poland		A			
Portugal			A	A	
Slovak Republic					
Slovenia					
Spain					
Sweden	A	A			A
Switzerland					
Turkey					
United Kingdom	A				
United States					A

出所：OECD(2021)

<sup>27</sup> 支給開始年齢を平均余命にリンクさせる国は、2021 年版の Pension Adequacy Report では、ブルガリア（2037 年以降予定）が含まれ、マルタが含まれていない

<sup>28</sup> A = fully automatic adjustment; S = semi-automatic adjustment (adjustment requires political approval each time in order to be activated); B = automatic backstop mechanism (a political process is triggered and the back-up adjustment is only automatically applied in the absence of a political agreement on an alternative solution).

[図表 1-42] 概念上の確定拠出年金（NDC）の制度内容

	Notional interest rate applied to the contribution assets (growth rate of)	Indexation of pensions in payment	Automatic balancing mechanism	Risks covered for pension finances	
				Changes in labour force size	Changes in life expectancy*
Italy	GDP	CPI		●	●
Latvia	Wage bill	CPI + 75% of real wage bill growth		●	●
Norway	Average wage	Average wage – 0.75%			●
Poland	Wage bill (but no less than price inflation)	CPI + 20% average wage		●	●
Sweden	Average wage	Average wage – 1.6%	●		●
Greece (being phased out)	Total contributions	lowest of total contributions and CPI		●	●

出所：OECD(2021)

[図表 1-43] 退職年齢の平均余命連動の制度内容

	Increase in retirement age as proportion of increase in life expectancy	Need for parliamentary approval of retirement age increase	Link based on life expectancy at age	Years between retirement age revisions	Period between setting new retirement age and it taking effect	Minimum increase per retirement age revision	Maximum increase per retirement age revision	Retirement age goes down with decreasing life expectancy
Denmark	1	●	60	5	15 years	6 months	1 year	
Estonia	1		65	1	2 years	1 month	3 months	●
Finland	2/3		65	1	3 years	1 month	2 months	●
Greece	1		65	3	Max 1 year	No	No	●
Italy	1		65	2	2 years	1 month	3 months	
Netherlands	2/3		65	1	5 years	3 months	3 months	
Portugal	2/3*		65	1	2 years	1 month	No	●

出所：OECD(2021)

[図表 1-44] サステナビリティ・ファクター(SF)の制度内容

	Life expectancy at age	Sustainability factor based on...	Sustainability factor projected value			Mortality period assessed	Corrects also when life expectancy decreases	Frequency of calculation
			Reference year	2021	2066			
Finland	62	Survival rates	2009	0.957	0.869	Last 5 years available	●	Yearly
Portugal	65	Period life expectancy	2000	0.833	0.697	Last year	●	Yearly

出所：OECD(2021)

[図表 1-45] EU 各国の年金制度概要(1)<sup>29</sup>

	Pension scheme type	Public pensions					Private pension scheme		
		Minimum Pension	Old-age pensions	Early retirement pensions	Disability pensions	Survivors' pensions	Occupational pension scheme	Mandatory private individual	Voluntary private individual
ベルギー	DB	MT - SA	ER	ER	ER	ER	M priv V self-emp	X	Yes
ブルガリア	DB	MT - SA	ER	ER	ER	ER	V	Yes	Yes
チェコ	DB	X	ER	ER	ER	ER	X	X	Yes
デンマーク	Flat rate + DB	FR & MT suppl.	FR & MT suppl.	V	FR	FR	Quasi M	X	Yes
ドイツ	PS	MT - SA	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
エストニア	PS	MT - SA	ER	ER	ER	ER	M	Yes	Yes
アイルランド	Flat rate + DB	MT - FR&SA	FR	X	FR - MT	FR - MT	M pub V priv	X	Yes
ギリシャ	Flat rate + DB + NDC	MT - FR&SA	FR - ER	FR - ER	FR - ER	FR - ER	V	X	Yes
スペイン	DB	MT	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
フランス	DB + PS	MT - SA	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
クロアチア	PS	ER	ER	ER	ER	ER	X	Yes	Yes
イタリア	NDC	MT - SA	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
キプロス	PS	MT & ER	ER	ER	ER	ER	M pub V priv	X	Yes
ラトビア	NDC	FR - SA	ER	ER	ER	ER	X	Yes	Yes
リトアニア	PS	SA	ER	ER	ER	ER	X	Quasi M	Yes
ルクセンブルグ	DB	MT - SA	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
ハンガリー	DB	MT - SA	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
マルタ	Flat rate + DB	MT - SA	FR & ER	X	FR & ER	FR & ER	V	X	Yes
オランダ	Flat rate + DB	SA	ER	X	ER	ER	M	X	Yes
オーストリア	DB	MT - SA	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
ポーランド	NDC	ER	ER	ER	ER	ER	V	Yes	Yes
ポルトガル	DB	MT - SA	ER	ER	ER	ER	Quasi M	X	Yes
ルーマニア	PS	SA	ER	ER	ER	ER	X	Yes	Yes
スロベニア	DB	X	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
スロバキア	PS	MT - SA	ER	ER	ER	ER	X	X	Yes
フィンランド	DB	MT	ER	ER	ER	ER	V	X	Yes
スウェーデン	NDC	MT	ER	ER	ER	ER	Quasi M	Yes	Yes
ノルウェー	NDC	FR	ER	X	ER	ER	M	X	Yes

出所：2021年 Ageing Report

<sup>29</sup> MT - Means-tested、FR - Flat rate、ER - Earnings-related、SA - Social allowance/assistance、V - Voluntary、M - Mandatory、X - Does not exist

[図表 1-46] EU 各国の年金制度概要(2)

	Pensionable earnings reference	General valorisation variable(s)	General indexation variable(s)
ベルギー	Full career	Prices	Prices and living standard
ブルガリア	Full career	Wages	Prices and wages
チェコ	Full career	Wages	Prices and wages
デンマーク	Years of residence	Not applicable	Wages
ドイツ	Full career	Wages	Wages plus sustainability factor
エストニア	Full career	Prices and social taxes	Prices and social taxes
アイルランド	Flat rate	Not applicable	No fixed rule
ギリシャ	Full career	Prices and wages	Prices and GDP (max 100% prices)
スペイン	Last 25 years	Prices	Index for pension revaluation
フランス	25 best years (CNAVTS)	Prices	Prices
クロアチア	Full career	Prices and wages	Prices and wages
イタリア	Full career	GDP	Prices
キプロス	Full career	Wages	Prices and wages
ラトビア	Full career	Contribution wage sum index	Prices and wage sum
リトアニア	Full career	Wage sum	Wage sum
ルクセンブルグ	Full career	Prices and wages	Prices and wages
ハンガリー	Full career	Wages	Prices
マルタ	10 best of last 41 years	Cost of living	Prices and wages
オランダ	Years of residence	Not applicable	Wages
オーストリア	Full career	Wages	Prices
ポーランド	Full career	NDC 1st: Wages, NDC 2nd: GDP	Prices and wages
ポルトガル	Full career up to a limit of 40 years	Prices	Prices and GDP
ルーマニア	Full career	Prices and wages	Prices and wages
スロベニア	Best consecutive 24 years	Wages	Prices and wages
スロバキア	Full career	Wages	Prices
フィンランド	Full career	Prices and wages	Prices and wages
スウェーデン	Full career	Wages	Wages
ノルウェー	Full career	Wages	Wages

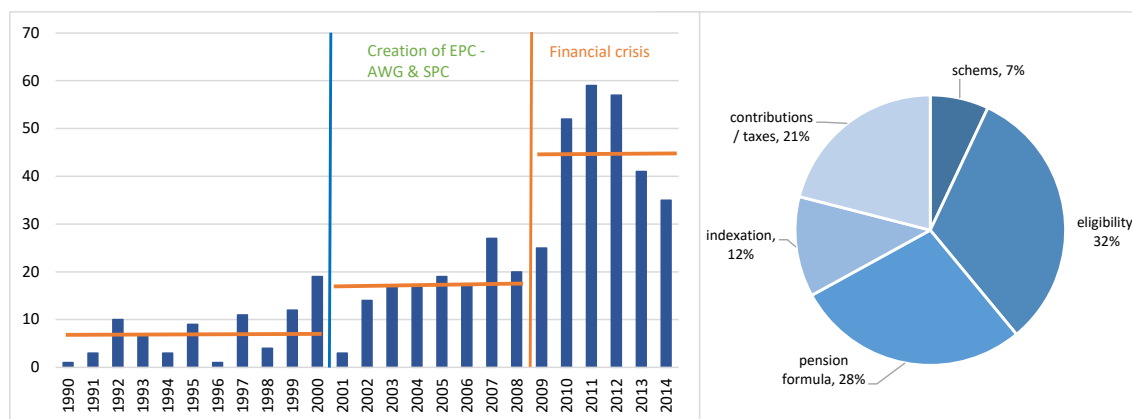
出所：2021年 Ageing Report

## 第2章 年金改革

### 1 年金改革の概要

EU加盟国では多数の年金改革が実施されているが、年金改革が実施された件数としては2000年代に入ってから増加し、世界金融危機から欧州ソブリン危機の時代に入ってさらに大幅な増加がみられている。

[図表 2-1] EUにおける年金改革の件数と分野



出所：MPRA(2016)<sup>1</sup>

年金改革の主たる原動力としては、急速な高齢化の進展に対して年金制度の健全性を維持し制度の持続可能性を高める必要性が中心となっているが、EU各国における年金改革においては、時期によって改革のモチベーションや外部からの圧力、改革の方向性には変化もみられている。また、主たる年金改革の方向性は年金財政の持続可能性に焦点が当てられていたが、足元では、欧州ソブリン危機を背景とした急激な改革に伴う副作用の緩和や是正、新しい働き方等社会変化への対応を目指す改革もみられてきている。

1990年代のEU加盟国の多く（本報告書で対象とする4ヶ国を含む）では、欧州統一通貨（ユーロ）への参加が政治的に重要度の高い目標となった時期であり、欧州統一通貨への参加条件であるマーストリヒト基準の一つである財政基準の達成に向けた方策の一つとして年金改革に取り組みが促進された側面もみられている。イタリアは1995年にNDCの導入を決定し、EUの中でも早期に高齢化への対応を取った国の一つとなっているが、高齢化の進展はまだ差し迫った問題とは捉えられていなかったこともあり、移行期間が非常に長期のものとして設定されたため、欧州ソブリン危機の中で移行期間を短縮する再改革を

<sup>1</sup> MPRA(2016)、“Pension reforms in the EU since the early 2000’s: achievements and challenges ahead”



実施することとなっている。

他の 3 か国においても年金制度のパラメータ改革と共に、将来の年金給付の増加への備えとして部分積立金制度が 2000 年前後に設立されている。

2000 年代に入ってから、ユーロ圏において EMU（欧州通貨経済同盟）の経済収束を引き続き確保・強化し、単一市場を深化させ、財政規律を確保することを目的として施行された「安定・成長協定（the Stability and Growth Pact : SGP）」により、財政面での EU からの外部圧力は変わらず、年金改革の主眼は引き続き年金財政の持続可能性に置かれていたが、欧州連合（EU）レベルでの年金政策が確立されていく中で、高齢者の貧困防止や高齢者の雇用促進のインセンティブを目的とした改革も多くみられるようになった。スペインではフレキシブル退職制度の導入がみられ、フランスやイタリアでも高齢者の就労継続にインセンティブを与えるための改革がみられている。

欧州ソブリン危機が深化すると、EU、ECB、IMF のトロイカ体制からの支援を受けたスペインとポルトガル、支援こそ受けなかったが危機の中心国の一つであったイタリアでは、市場とトロイカ体制からの強い圧力を受け、長期的に見た年金財政の安定化だけでなく、短期的に財政緊縮化に寄与させる方向での年金改革が実施されている。

イタリアでは 2011 年のフォルネロ改革で、旧 DB 年金が継続適用となっていた 1995 年末までに 18 年以上の拠出実績を持つ加入者にも 2012 年以降の拠出分には NDC が適用されることとなり、NDC への移行期間の短縮が実施され、法定退職年齢の 5 年前から可能であった早期退職オプションの廃止等が実施されている。

スペインでは、2011 年に、法定退職年齢の引き上げ（65 歳⇒2027 年に 67 歳）、給与参照期間の延長（15 年⇒2022 年に 25 年）、満額年金の所要拠出年数を 35 年から 2027 年の 37 年に向け段階的引き上げが実施され、2013 年には、毎年の総給付額、受給者数等に給付改定等を連動させる IRP（Índice de Revalorización de las pensiones）導入と新規年金受給者の年金額を平均余命で調整するサステナビリティ・ファクター（SF）の導入が実施され、2012 年から社会保障準備基金（FRSS）の資金取り崩しも開始された。

ポルトガルでは、①既裁定年金の年次改定の凍結（2011～2013 年）、②年金受給者からの特別連帯拠出（CES）の導入、③早期退職年金制度（30 年以上の拠出で 55 歳から受給可能）の適用停止、④クリスマス年金とホリデー年金の一部支給停止・減額（憲法裁判所判断でその後再開）等が行われ、2014 年の年金改革では、①退職年齢の 65 歳から 66 歳への引き上げ、②2016 年から退職年齢を 65 歳時平均余命の 3 分の 2 の割合で自動的に引き上げ、③サステナビリティ・ファクター（SF）の基準年の 2006 年から 2000 年への変更（減額幅の拡大）などが行われている。

フランスにおいても 2014 年の年金改革では、満額支給を受けるための拠出期間の延長に加え、短期的な財政対応として、2017 年までの時限措置としての拠出率の引き上げや一部年金への税免除の停止等が実施されている。

経済危機の時期には、中長期的な年金財政の持続可能性を高めるための措置と共に、危

機対応として年金分野においても短期的・直接的に財政支出の削減または歳入の増加につながる政策が重視されたが、経済危機が一服すると各種の改革による副作用も目立つようになり、2015年以降の年金改革では、危機時の改革の巻き戻しや先送り、改革により発生した歪みの是正を目指す修正が多くみられるようになってきている。また、新しい働き方に対する年金制度としての対応や、失業や出産、育児、介護等で年金の受給条件が不利になりがちな人々への救済条項、若年時から長期間就労している労働者に対する早期退職年金受給制度の導入等が行われている。ただし、年金改革の巻き戻しに関しては、これまでの改革により相応の安定性を持つようになった中長期的な年金財政の持続可能性を再び危うくするものとの懸念も持たれている。

## 1.1 1990年代の年金改革

1990年代の年金改革は、将来に見込まれる急速な高齢化への対応という人口動態的要因と共に、欧州統一通貨（ユーロ）導入に向けた経済収斂基準のクリアに向け財政赤字の圧縮が急務となったことも、一般的に不人気な年金改革へと踏み出す政治的なインセンティブとなったと考えられている。

欧州連合条約（マーストリヒト条約）は1992年に調印され、マーストリヒト条約の発効により1993年11月1日に欧州連合（EU：The European Union）が創設されている。マーストリヒト条約では、EU加盟国の欧州統一通貨への参加条件として、以下の4つの経済収斂基準（マーストリヒト基準）が定められている。

<マーストリヒト基準>

### ① 物価の安定化

物価上昇率が最も低い3カ国の平均値+1.5%を超えないこと

### ② 財政赤字、政府債務残高の抑制

年間の財政赤字を国内の総生産（GDP）比で3%以下に抑え、政府債務残高をGDP比の60%以下に抑えること

### ③ 為替レート of 安定化

欧州通過制度（EMS）の為替変動メカニズム（ERM）に最低2年間参加し、その通常変動幅をその期間遵守していること

### ④ 金利の安定化

長期金利が物価上昇率の最も低い3カ国の平均値+2.0%以内であること

1993年の4ヶ国の対GDPでの財政赤字は、フランス：5.8%、イタリア：9.5%、スペイン：6.9%、ポルトガル：6.1%となっており、1990年代初頭のリセッションの影響による景

気循環的要因を差し引いたとしても、対 GDP 比 3%以下という経済収斂基準の水準を各国とも大きく上回っていた。4ヶ国はいずれも EU が定める過剰財政赤字是正措置の対象となり、財政緊縮化策に取り組むこととなった。

各国の財政が置かれた状況は様々で、財政赤字の要因もそれぞれに異なり、財政緊縮化策の中における年金改革の位置付けにも濃淡はあるが、各国とも少なくとも将来的には高齢化の進展等から公的年金制度が財政の圧迫要因となることは明らかであったため、年金改革が実施され、イタリアでは概念上の確定拠出型年金（NDC）の導入、フランス、スペイン、ポルトガルではパラメータ改革に加え、将来の年金支払いの増加に備えた部分積立ファンドの設置がみられている。

[図表 2-2] 各国の対 GDP 比財政赤字 (%) の状況

	フランス			イタリア			スペイン			ポルトガル			EU		
		景気要因	調整後		景気要因	調整後		景気要因	調整後		景気要因	調整後		景気要因	調整後
1993	▲ 5.8	▲ 1.0	▲ 4.8	▲ 9.5	▲ 1.0	▲ 8.5	▲ 6.9	▲ 0.9	▲ 6.0	▲ 6.1	0.0	▲ 6.1	▲ 6.1	▲ 1.0	▲ 5.1
1994	▲ 5.8	▲ 0.6	▲ 5.2	▲ 9.2	▲ 0.7	▲ 8.5	▲ 6.3	▲ 1.2	▲ 5.1	▲ 6.0	▲ 0.9	▲ 5.1	▲ 5.4	▲ 0.6	▲ 4.8
1995	▲ 4.9	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 7.7	▲ 0.1	▲ 7.6	▲ 7.3	▲ 1.1	▲ 6.2	▲ 5.7	▲ 1.3	▲ 4.4	▲ 5.0	▲ 0.4	▲ 4.6
1996	▲ 4.1	▲ 0.8	▲ 3.3	▲ 6.7	▲ 0.6	▲ 6.1	▲ 4.6	▲ 1.3	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 4.2	▲ 0.6	▲ 3.6
1997	▲ 3.0	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 0.7	▲ 2.0	▲ 2.6	▲ 0.9	▲ 1.7	▲ 2.5	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.4	▲ 0.5	▲ 1.9
1998	▲ 2.9	▲ 0.3	▲ 2.6	▲ 2.5	▲ 0.4	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 2.2	▲ 0.2	▲ 2.0	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 1.7

出所：EC Convergence Report 1998

4ヶ国の中で最も大きな年金改革が実施されたのはイタリアで、1992～1993年のアマート改革で法定退職年齢の引き上げ等のパラメータ改革が実施され、その後1995年のディーニ改革で公的年金制度に概念上の確定拠出年金（NDC）の導入がなされている。

フランスでは1993年にバラデュール改革が実施され、民間セクター労働者を対象とした一般年金制度のパラメータ改革が実施され、その後1995年には公務員や公的セクター職員を対象とした公的年金の改革が目指されたが、こちらは大規模なゼネストの発生等により改革は断念されている。また、1996年には社会保障制度の累積債務の返済を担う社会保障基金（CADES）の設立と、その返済原資としての社会保障債務返済拠出金（CRDS）の導入が実施されている。また、1999年にフランス年金準備基金（FRR）の設置が決定された。

スペインでは、1995年に各政党・労組・雇用者団体の間で公的年金制度の維持をめぐる「トレド協定」と呼ばれる合意がなされ、1997年に給与参照期間の延長（8年⇒15年）や社会保障準備基金（FRSS）の設置が行われた。

ポルトガルでは1993年に最低所要拠出期間の延長等のパラメータ改革が実施され、1998年に社会保障財政安定基金（FEFSS）が設置された。

尚、4ヶ国は1998年にユーロ参加を無事承認されているが、対GDP比での財政赤字削減の要因内訳は各国で様々で、フランスは歳入・歳出両面での改善、イタリアは国債利回り低下による利払いコストの低下と歳出削減、スペインは主として歳出削減、ポルトガル

は利払いコスト低下と歳入拡大となっている。

[図表 2-3] 各国の財政赤字の改善状況

	フランス	イタリア	スペイン	ポルトガル
<b>1993-97 景気要因調整後改善幅</b>	<b>2.4</b>	<b>6.4</b>	<b>4.3</b>	<b>4.3</b>
うち利払い	▲0.3	2.6	0.7	1.9
うち歳入	1.4	0.5	▲1.6	4.6
うち歳出	1.3	3.3	5.2	▲2.2

出所：EC Convergence Report 1998

## 1.2 通貨統合後の年金改革

1990年代には欧州連合（EU）レベルでの年金政策は存在せず、年金改革は加盟各国のイニシアティブで実施され、多くの加盟国ではマーストリヒト基準の財政要件のクリアが改革推進のインセンティブとして働いてきたことから、財政面での年金制度の持続可能性という側面にのみに着目された改革が主流となっていた。通貨統合実現後は、経済政策分野を担当とし財政面を重視する経済政策委員会（The Economic Policy Committee：EPC）だけではなく、社会保障分野を担当するEUの社会保護委員会（The Social Protection Committee：SPC）サイドからの主張も取り入れられ、EUレベルでの年金政策が確立されていく方向となったとされている。

社会保護委員会（SPC）と経済政策委員会（EPC）は2001年11月に合同報告書を提出し、年金の十分性、年金財政の持続可能性、年金制度の現代化を3つの柱とし、11項目の年金政策の実施を加盟国に求めている。

こうした流れの背景にはEUの雇用政策の転換も影響しているとみられている。1970年代、80年代のEU加盟国の多くでは、若年層の失業対策が主要な政治課題となっており、高齢者の早期引退を促す方向での政策がみられていたが、「リスボン雇用サミット」とも呼ばれる2000年3月のリスボン欧州理事会で、10年以内に「より質の高いより多くの雇用と、より強い社会的な結束を伴って持続可能な成長ができるような、世界で最も競争力と活力を持つ、知識を基盤とした経済」を構築するという目標が掲げられ、2010年までにEU全体の就業率を70%まで、女性の就業率を60%まで引き上げることが決定され、続く2001年3月のストックホルム欧州理事会で、高齢者（55～64歳）の就業率についても2010年までに50%へと引き上げることが決定されている。

2001年のEU雇用指針には、「アクティブ・エイジング」という項目が加えられ、アクティブ・エイジングの促進に資する税制および社会保障制度の改革が求められるようになり、2002年3月のバルセロナ欧州理事会での決定を受け、高齢者の平均引退年齢を2010年までに5歳引き上げることも目標とされている。年金制度改革としては、法定退職年齢

の引き上げや早期退職年金の廃止または受給要件の厳格化等、従来からの年金財政の安定化に寄与する制度変更が引き続き中心ではあるものの、一部の国ではフレキシブルな働き方に適合した年金制度等に向けた改革が含まれるようになった。

[図表 2-4] SPC と EPC の合同報告書の概要

<b>年金の十分性 (Adequacy of pensions.)</b>	
	① 高齢者の貧困防止
	② 適切な年金へのアクセス提供
	③ 世代間および世代内の連帯推進
<b>年金制度の財政的持続可能性 (Financial sustainability of pension systems)</b>	
	④ 高水準の雇用の達成
	⑤ 高齢者の労働参加への効率的なインセンティブの提供
	⑥ 公的ファイナンスの持続可能性の維持に向けた年金改革
	⑦ 現役世代と退職世代の公平なバランス
	⑧ 効率性、アフォーダビリティ、ポータビリティおよび安全性の確保
<b>経済、社会および個人の変化するニーズに対応した年金制度の現代化 (Modernisation of pension systems in response to changing needs of the economy, society and individuals.)</b>	
	⑨ 労働市場の柔軟性と安定性の必要への年金制度の適合
	⑩ 男女間の平等
	⑪ より透明で環境変化に適応可能な年金制度

出所：EC(2001)<sup>2</sup>から年金シニアプラン総合研究機構作成

スペインでは 2002 年に、民間セクターにおける 65 歳定年制が廃止され、フレキシブル退職制度が導入されている。労働者は 65 歳を超えての就労継続が可能となり、拠出期間が 35 年以上の場合には、年金受給を繰り下げると 1 年につき 2%の年金増額が受けられると共に、60 歳を越えると被用者分の社会保険料は 50%減額され、その後 1 歳毎に 10%ずつ減額幅が拡大され、65 歳以上では全額が免除される制度が導入されている。

また、拠出期間が 15 年以上の場合、60 歳から 64 歳の間は、労働時間を 25%~85%削減すると働きながら部分年金を受領<sup>3</sup>することが可能となり、雇用者に対しては高齢者の労働時間短縮分の代替雇用が義務付けられる制度も導入されている。尚、65 歳以上でも部分就労と部分年金の受領は可能だが、この場合には雇用者への代替雇用義務は存在しない。

スペインのフレキシブル退職制度は 2007 年に改正され、早期退職要件は厳格化される一方、65 歳以上での就労継続へのインセンティブは引き上げられている。

イタリアでは、2004 年の年金改革で、2004~2007 年の間は、年功年金の受給資格を満たしたのちも就労を継続した場合、支払われた社会保険料の全額を賞与で払い戻す制度と、2008 年以降の年功年金の受給資格の厳格化（拠出期間 35 年・60 歳[2010 年以降 65 歳]ま

<sup>2</sup> EC(2001)、“Quality and viability of pensions - Joint report on objectives and working methods in the area of pensions”

<sup>3</sup> 完全退職後は満額年金を受領可能

たは拠出期間 40 年) が行われている。

フランスについては、2003 年の年金改革で、最低退職年齢に到達後も就労を継続した場合の年金増額制度が導入され、2008 年の改革では、就労継続インセンティブの拡大と、年金を受領しながら働くことが認められている。

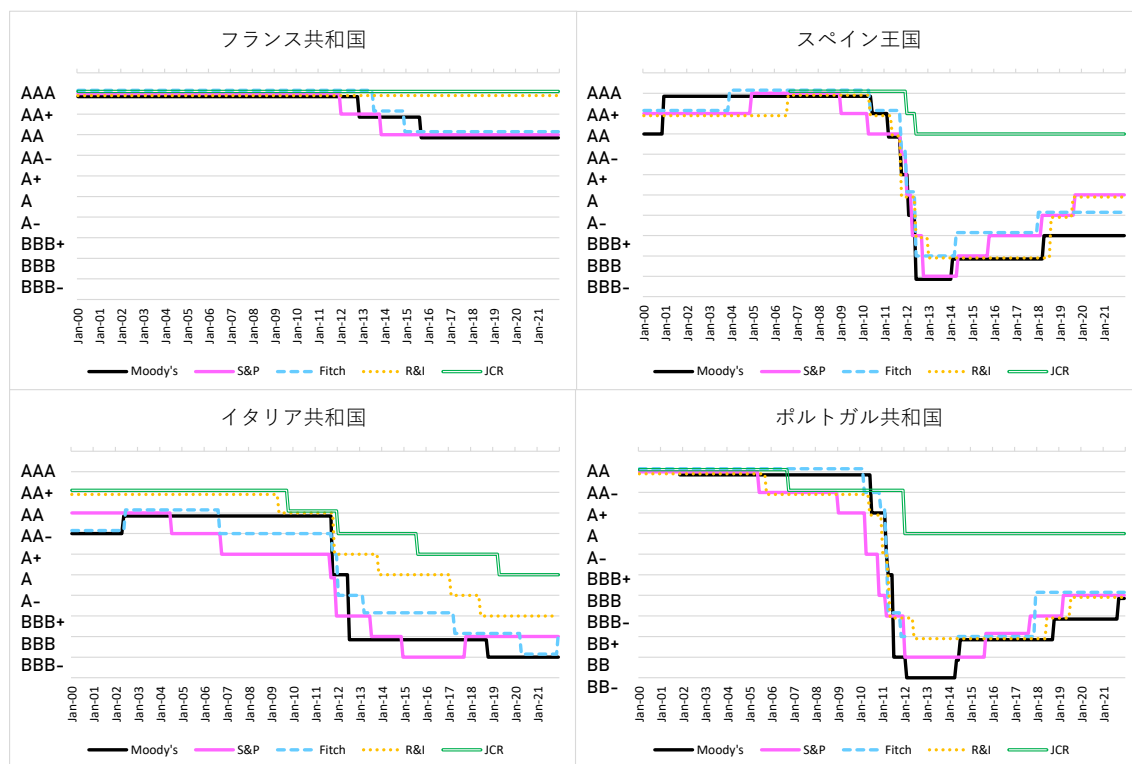
ただし、ポルトガルについてはユーロ導入後に景気が低迷したこともあり、若年層や就労世代の失業対策が政策の主眼となり、早期退職要件の厳格化はみられるが、年金制度面での特段の高齢者雇用推進策はみられていない。

### 1.3 欧州ソブリン危機と年金改革

ギリシャ危機に端を発した欧州ソブリン危機は、アイルランドやポルトガルへと波及し、国債利回り急騰の連鎖から、ユーロ圏国債の返済能力へ市場の懸念はイタリア、スペインへと拡大している。

本報告書で対象とする 4 ヶ国の信用格付の変化をみると、危機の影響が比較的軽微であったフランスを含めこの時期には格下げを受けており、ポルトガルは非投資適格格付へと転落し、イタリアとスペインも投資適合格付ぎりぎりの水準にまで低下している。

[図表 2-5] 4 ヶ国の信用格付の推移



出所：各格付機関、Bloomberg から年金シニアプラン総合研究機構作成

各国それぞれに危機に陥った要因は異なっており、スペインは不動産バブルの崩壊の影響が大きく、カハ（Caja）と呼ばれる貯蓄銀行セクターを中心とした金融危機の要素が強いものであった。ポルトガルについては、ユーロ導入以降も経済成長が弱く、労働市場の硬直性等により労働生産性が低いため国際競争力が失われていたことが資本市場からの懸念を高める要因となり、イタリアについては巨額の政府債務残高を持つことから国債利回りの急騰による借り換え懸念と、多額のイタリア国債を保有する銀行セクターへの影響が懸念されることとなったとされている。

4ヶ国のうち、ポルトガル（2011年5月）とスペイン（2012年6月）は、EU、ECB、IMFのトロイカ体制による支援を受け、トロイカ体制からの要求に応える必要性からもあり、ギリシャとは異なり年金問題は必ずしも主要課題ではなかったものの年金改革が実施され、支援は受けなかったもののイタリアも財政赤字削減が急務の中で年金改革が実施されている。

また、フランスでも2010年にサルコジ大統領の下で退職年齢の引き上げが実施されている。

[図表 2-6] 2006～2015年のGDP成長率

GDP growth (annual %)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
France	2.4	2.4	0.3	-2.9	1.9	2.2	0.3	0.6	1.0	1.1
Italy	1.8	1.5	-1.0	-5.3	1.7	0.7	-3.0	-1.8	-0.0	0.8
Spain	4.1	3.6	0.9	-3.8	0.2	-0.8	-3.0	-1.4	1.4	3.8
Portugal	1.6	2.5	0.3	-3.1	1.7	-1.7	-4.1	-0.9	0.8	1.8
European Union	3.5	3.1	0.6	-4.3	2.2	1.8	-0.8	-0.1	1.6	2.3
Germany	3.8	3.0	1.0	-5.7	4.2	3.9	0.4	0.4	2.2	1.5

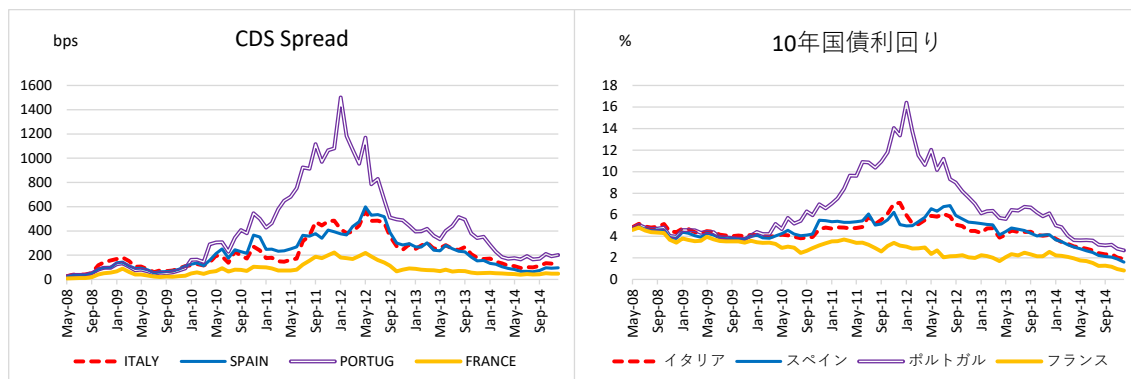
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-7] 2006～2015年の財政赤字推移

Government deficit/surplus	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
France	-2.4	-2.6	-3.3	-7.2	-6.9	-5.2	-5.0	-4.1	-3.9	-3.6
Italy	-3.6	-1.3	-2.6	-5.1	-4.2	-3.6	-2.9	-2.9	-3.0	-2.6
Spain	2.1	1.9	-4.6	-11.3	-9.5	-9.7	-10.7	-7.0	-5.9	-5.2
Portugal	-4.2	-2.9	-3.7	-9.9	-11.4	-7.7	-6.2	-5.1	-7.4	-4.4
EU-27	-1.4	-0.5	-2.0	-6.0	-6.0	-4.1	-3.6	-2.9	-2.4	-1.9
Germany	-1.7	0.3	-0.1	-3.2	-4.4	-0.9	0.0	0.0	0.6	1.0

出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-8] 4ヶ国の CDS スプレッドと 10 年国債利回りの推移



出所：Bloomberg から年金シニアプラン総合研究機構作成

ポルトガルでは、労働コストの上昇と根深い構造問題から輸出競争力が低下し、ユーロ導入後に景気低迷と生産性の低下が続くと共に、経常赤字の拡大等により対外債務が膨らんだことから資本市場からの信認は低下していた。ギリシャ危機が深化する中で、2011年3月に追加の緊急財政対策法案が議会で否決されたことから金融市場に不安が高まり国債利回りが上昇、危機が深まったことからポルトガル政府は2011年4月7日に欧州委員会、ECB、IMF に対して支援要請を行っている。

2011年5月11日の ECOFIN カウンシル、5月20日の IMF Executive Board で承認され、ポルトガルへの約 780 億ユーロの支援が決定している。トロイカの支援プログラムでは、①財政緊縮化、金融セクターの安定化、③構造改革等が求められ、財政緊縮化の一環として年金改革も実施された。

ポルトガルは2014年5月に金融支援から卒業したが、その後も国内第3位のバンク・エスピリト・サントの経営不安等が発生している。

スペインではユーロ導入後に経済の高成長が続き不動産バブルが発生した。2大銀行であるサンタンデール銀行と BBVA がスペイン語圏の中南米諸国を中心とした国際展開に注力する中、非上場組織でガバナンスが弱い銀行も多かったとされる貯蓄銀行 (Caja、Caixa) の一部は活況な不動産市況を背景に不動産融資を中心に大きく業容を拡大、不動産バブルの崩壊により多額の不良債権を抱え大半が経営危機に陥った。

2015年の Pension Adequacy Report によれば、金融危機の影響により失業率は2007年の8.7%から2013年には25.73%へと上昇し、失業者数は500万人を超え、失業者の半数以上が1年以上の長期失業者で、25歳以下の低学歴者と45歳以上が最も就労が困難な状況に置かれたとされている。年金制度への直接的影響としては、2007年12月に1,930万人だった年金制度への拠出者が、失業等により2014年12月には1,680万人へと減少する一方、年金受給者は2007年の830万人から2014年には930万人へと増加、2007年には対GDP比で1.39%の剰余となっていた社会保障システムは、2014年には約△1%の赤字へと転じ、スペイン政府は2012年から社会保障準備基金 (FRSS) の資金取り崩しを開始した。



イタリアは多額の政府債務の重荷を懸念され資本市場から多大な圧力を受け、トロイカ等への支援要請こそ行わなかったものの EU 等の厳しい外圧の中で財政緊縮化や年金改革が実施されている。

経済危機への対応としては、付加価値税 (VAT) 率の引き上げ、金融商品のキャピタル・ゲイン税率の引き上げ、政府歳出の削減、政府組織の簡素化等が実施され、2012 年には憲法を改正し、拘束力のある財政規律を憲法に組み込んでいいる。

年金分野では 2011 年のフォルネロ改革で、NDC 導入後も旧 DB 年金が継続適用となっていた 1995 年末までに 18 年以上の拠出実績を持つ加入者にも 2012 年以降の拠出分には NDC が適用されることとなり、NDC への移行期間の短縮が実施され、法定退職年齢の 5 年前から可能であった早期退職オプションの廃止も実施されている。

尚、公的年金制度は 1995 年に概念上の確定拠出年金 (NDC) が導入されてはいたが、極めて長い移行期間が設定されたことから、危機発生時の年金受給者の大多数は旧 DB 年金制度からの受給者で、公的年金制度は引き続き財政の圧迫要因となっていた。

フランスも世界金融危機から欧州ソブリン危機へと続いた時期には相応に影響を受けたことと、ベビーブーマー世代が退職年齢に達してくることで公的年金の財政状況の悪化がみられ、2010 年の年金改革において年金支出削減と拠出増の双方が目指された。最低退職可能年齢の 60 歳から 62 歳への引き上げ、満額年金受給可能年齢の 65 歳から 67 歳への引き上げが実施され、若年時から就労した長期労働者の早期退職年金受給可能年齢も同様に 2 歳引き上げられている。ただし、障害者や 3 人以上の子供を持つ母親等については 60 歳からの年金受給が可能となる例外規定も設けられている。また、公務員年金については、被用者拠出率の引き上げ等、民間制度へのコンバージェンスが強化されている。

#### 1.4 経済危機脱却後の年金改革

EU 加盟国の経済状況は 2015 年以降回復傾向が強まり、トロイカからの支援を受けた国々もギリシャを除き支援体制からの脱却<sup>4</sup>を果たしている。

経済危機の時期には、中長期的な年金財政の持続可能性を高めるための措置と共に、危機対応として年金分野においても短期的・直接的に財政支出の削減または歳入の増加につながる政策が重視されたが、経済危機が一服すると各種の改革による副作用も目立つようになり、2015 年以降の年金改革では、危機時の改革の巻き戻しや先送り、改革により発生した歪みの緩和あるいは是正を目指す修正が多くみられるようになっている。

また、新しい働き方に対する年金制度としての対応や、失業や出産、育児、介護等で年金の受給条件が不利になりがちの人々への救済策、若年時から就労している労働者に対する早期退職年金受給制度の導入等がみられている。

---

<sup>4</sup> スペインは 2013 年、ポルトガルは 2014 年に支援終了

ただし、年金改革の巻き戻しに関しては、中長期的な年金財政の持続可能性を再び危うくするものとの懸念も持たれている。

イタリアでは、2017年のポレッティ・レンツィ改革で、低年金者に対する14ヶ月目年金の30%増額、19歳までに1年以上就労&41年以上拠出した加入者は年齢に関わらず早期退職が可能となり、APE（anticipo finanziario a garanzia pensionistica）と呼ばれる制度の導入もみられている。APEは、①63歳から年金支給開始年齢までの借入制度（年金支給開始後20年かけて年金額から返済、借入人死亡時は保険返済）、②30年以上の拠出実績を持ち所定の条件（失業手当給付期間が満了した失業者等）に当てはまる場合に63歳から最大月1,500ユーロが支給という2つの制度となっている。

また、2019年のディマイオ・サルヴィーニ改革では、2021年までの時限立法での38年以上拠出、62歳以上で合計100以上で早期退職が可能となる「クォータ100」の導入、退職年齢と所要拠出期間の平均余命の変化への連動の2026年までの適用停止等が行われている。

スペインでも2018年にサンチェス内閣が成立して以降危機時の改革の巻き戻しが多く行われ、IRPの適用停止、サステナビリティ・ファクター（SF）の適用開始の2019年から2023年への延期、受給者が65歳以上の遺族年金支給率の52%⇒60%への引き上げ、長期失業者の非拠出型年金支給開始年齢の55歳から52歳への引き下げ等が実施されている。

ポルトガルでは、2017年には拠出期間48年以上の場合または15歳未満<sup>5</sup>から就労した場合は46年以上の拠出で60歳から、早期退職のペナルティ無しでの年金受給が可能に、2019年から40年以上拠出の場合60歳からの早期年金受給時にSFの適用外に（ただし、標準退職年齢まで1ヶ月毎に0.5%のペナルティ）となるなど、長期就労者への特別規定が追加されている。

フランスでは年金改革の巻き戻しの動きは特にみられていないが、マクロン大統領がポイント制のユニバーサル年金への移行を目指す大規模で包括的な年金改革を提案したものの、強い反対とCOVID-19パンデミックにより改革提案は棚上げとなっている。

尚、COVID-19のパンデミックを受け多くの国で時限的でターゲットを絞ったサポート措置が導入されている。4ヶ国ともに自営業者等への社会保険料拠出の支払猶予、減額、免除等の時限的な実施が行われ、フランスではCOVID-19の影響を大きく受けた業種における雇用者拠出への補助の実施も行われている。また、フランス、スペイン、ポルトガルでは、任意加入の私的年金からの一時金での引出しへのペナルティ停止または引出し条件の緩和等も行われている。

各国ともに雇用維持に対するサポート措置を取ったため、年金加入者の大幅な減少にはつながっておらず、COVID-19で大きく悪化した社会保障財政も、経済の回復とともに従前の状況に戻ることが期待されているが、先行きはまだ不透明な状況とされている。

---

<sup>5</sup> 2018年に16歳未満に変更

## 2 フランスの年金改革

### 2.1 年金改革の概要

フランスの公的年金制度は職域と職種によって分立しており、職種により基礎年金と補足年金の2層構造となっている場合と1層構造の場合があるなど複雑な制度となっている。制度の統合は少しずつは進められているが現在でもそれぞれに独自のルールを持つ42の公的年金制度が存在するとされている。

フランスでは、ミッテラン政権時代の1983年に法定退職年齢が65歳から60歳へと引き下げられている。フランスに限らず当時の多くの欧州諸国では若年層の失業が大きな社会問題となっており、高齢者に早期退職を促すことにより若者の雇用を拡大させようとする意図も含まれたものであったが、結果的には若年層の雇用拡大にはつながらず、早期に退職して老後を楽しむという考え方が国民に浸透した形となり、高齢化の進展に伴った後年の年金改革で支給開始年齢の引き上げを目指した場合の根強い反発の下地ともなっている。

1970年代までの経済好調時に年金制度の支給改善が行われてきたことに支給開始年齢の引き下げが加わり、1990年代に入ると将来の急速な高齢化による年金財政の悪化懸念が高まり、年金改革に向けた議論が高まることとなった。

1993年のバラデュール改革では、民間セクター労働者を対象とした「一般制度」については、満額支給を受けるための保険料拠出期間を従来の37.5年から40年（150四半期から160四半期）への引き上げ、年金額算定の基礎となる平均賃金の算定期間の延長（ベスト10年⇒ベスト25年）、既裁定年金の額の改定方法の変更（賃金スライド⇒物価スライド）等が実施されている。また、人口の高齢化に伴う老齢年金財源の確保のために高齢者連帯基金（FSV : Fonds de Solidarité Vieillesse）が創設されている。

拠出期間と算定期間の延長は、生年毎に定められる形で移行期間が設定されている。満額支給を受けるための保険料拠出期間は、1933年生まれの37.5年（150四半期）から、1年毎に1四半期ずつ増加し2003年に60歳に達する1943年生まれ以降が40年（160四半期）に、給与算定期間は1933年生まれのベスト10年から、1年毎に1年ずつ延長され2008年に60歳に達する1948年生まれ以降はベスト25年とされている。

1995年にジュペ内閣は、1993年の改革では手がつけられなかった国家公務員や地方公務員および公的セクター職員を対象とした特別制度の民間制度との制度条件の統一化を目指したが、大規模ゼネストの発生で改革は頓挫し、ジュペ内閣は退陣に追い込まれている。

1996年に社会保障制度の累積債務の返済を目的としてフランス社会保障基金(CADES)が設立されている。また、CADESに移転された社会保障制度の債務の返済原資とすべく幅広い個人所得を課税基盤とする目的税である社会保障債務償還拠出金(CRDS)が導入された。

1999年には、ベビーブーマー世代が退職年齢を迎えることに備え、世代間の費用負担を平準化し、年金制度の持続可能性を高めるためにフランス年金準備基金（FRR : Fonds de Réserve pour les Retraites）の導入が決定されている。当初は高齢者連帯基金（FSV）の中に設置する計画であったが、2001年の法律で独立した基金としての位置付けに変更され、2004年から積立金の資産運用が開始されている。

2003年の年金改革では、拠出期間と退職後の平均期間との比率を2003年の水準（1.79倍）に維持<sup>6</sup>することを企図して、一般制度の満額年金受領に必要な拠出年数を1948年生まれの40年（160四半期）から1957年生まれの41.5年（166四半期）へと順次延長した。また、最低退職年齢に到達後も就労を継続した場合の給付増と、早期退職した場合の減額制度が導入されている。また、若年時から就労した場合、所定の拠出年数を越えていると法定退職年齢よりも4歳早く年金受給が可能となった。

公務員を対象とした年金制度については、民間セクター労働者の制度に徐々に近づける方向での改革が実現し、満額支給を受けるための保険料拠出期間の37.5年から40年への延長、既裁定年金の額の改定方法の変更（賃金スライド⇒物価スライド）等が実施されている。

2007年にサルコジ大統領は、2003年の改革でも民間制度とのコンバージェンスの対象とならなかった公社や旧国営企業等の特別制度の改革を目指したが、労組は猛反発し大規模ストが実施され、2008年に満額支給を受けるための拠出期間の37.5年から40年への延長は実現したが、60歳以前でも可能な早期退職制度や年金額算定に利用される給与参照期間（6ヶ月）等は維持された。

2008年には、年金繰り下げ時の割増率が追加の1四半期につき+1.25%へと増額されると共に、年金を受領しながら働くことを可能とする在職年金制度や、満額年金の受給資格を持つ場合の最低年金制度（Minimum Contributif : Mico）が導入されている。

フランスも世界金融危機から欧州ソブリン危機へと続いた時期には相応に影響を受けたことと、ベビーブーマー世代が退職年齢に達してくることで公的年金の財政状況は悪化し、公的年金制度全体では2008年に赤字に転じたとされている。

こうした中2010年の年金改革では、年金支出削減と拠出増の双方が目指され、最低退職可能年齢の60歳から62歳への引き上げ、満額年金受給可能年齢の65歳から67歳への引き上げが実施され、若年時から就労した長期労働者の早期退職年金受給可能年齢も同様に2歳引き上げられている。ただし、障害者や3人以上の子供を持つ母親等については引き続き60歳からの年金受給が可能となる例外規定も設けられている。また、公務員年金については、被用者拠出率の引き上げ等民間制度へのコンバージェンスが強化されている。

2014年の年金改革では、短期的な財政対応として、2017年までの時限措置としての拠出率の引き上げや一部年金への税免除の停止等が実施された他、満額支給を受けるための拠出期間の1957年生まれの41.5年（166四半期）から1972年生まれ以降の43年（172四

---

<sup>6</sup> 2014年の年金改革まで継続

半期)への延長が実施されている。

2015年には民間セクター労働者の強制加入の職域型補足年金の高齢者就労インセンティブの強化や、被用者補足年金制度（ARRCO）と管理職補足年金制度（ARRCO）の2019年での組織統合の決定が行われている。

2017年には、より多くの年金受給者が年金を受け取りながら働けるように、在職老齢年金の所得制限が緩和されている。

2019年には、EUの年金移管ルールに適合させるため、任意加入の職域年金と個人年金の制度改革を実施した。

[図表 2-9] フランスの主要年金改革

年	概要
1983年	・年金受給可能年齢を65歳から60歳に引き下げ
1991年	一般社会拠出金（CSG）の導入
1993年	（バラデュール改革）民間セクター労働者を対象とした一般制度の改革 ・満額年金に必要な拠出期間の延長（37.5年⇒40年） ・年金額算定の基礎となる平均賃金の算定期間の延長（10年⇒25年） ・既裁定年金の額の改定方法の変更（賃金スライド⇒物価スライド）
1995年	・国家公務員や地方公務員の年金制度および公的セクター職員を対象とした特別制度の民間制度との制度条件の統一化案 ⇒大規模ゼネストでジュペ内閣辞任（不成立）
1996年	・社会保障基金（CADES）設立 ・社会保障債務返済拠出金（CRDS）導入
1999年	・フランス年金準備基金（FRR）の設置決定
2003年	（フィヨン法） ・（民間年金）満額年金に必要な拠出期間の延長（37.5年⇒40年[1948年生まれ]~41.5年[1957年生まれ]） ・定期的に平均余命の伸びに見合う半自動的に所要拠出期間の延長制度が導入 <公務員年金改革> ・満額年金に必要な拠出期間の延長（37.5年⇒40年） ・公務員付加年金制度（RATP）創設
2008年	<公的セクター特別年金改革> ・満額年金に必要な拠出期間の延長（37.5年⇒40年）
2010年	・早期退職可能年齢の60歳から62歳への引き上げ ・満額年金受給可能年齢の65歳から67歳への引き上げ
2014年	・満額年金の所要拠出年数を2035年までに43年に引き上げ
2015年	・2019年に幹部職員年金機構総連合（Agirc）と補足年金制度連合（Arrco）を統合
2019年	・マクロン政権がポイント制（PS）を採用したユニバーサル年金の導入という大規模な年金改革を提案 ⇒大規模デモの発生と、その後COVID-19パンデミックの拡大で改革提案は棚上げ

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-10] フランスの首相と大統領

首相	所属政党	内閣	就任年月日	退任年月日	大統領
ピエール・モーロワ Pierre Mauroy	社会党 (PS)	第1次	1981年5月21日	1981年6月23日	フランソワ・ミッテラン François Mitterrand (第1期)
		第2次	1981年6月23日	1983年3月23日	
		第3次	1983年3月23日	1984年7月17日	
ローラン・ファビウス Laurent Fabius	社会党 (PS)	-	1984年7月17日	1986年3月20日	
ジャック・シラク Jacques Chirac	共和国連合 (RPR)	第2次	1986年3月20日	1988年5月10日	
ミシェル・ロカール Michel Rocard	社会党 (PS)	第1次	1988年5月10日	1988年6月22日	フランソワ・ミッテラン François Mitterrand (第2期)
		第2次	1988年6月22日	1991年5月15日	
エディット・クレッソン Edith Cresson	社会党 (PS)	-	1991年5月15日	1992年4月2日	
ピエール・ベレゴヴォワ Pierre Bérégovoy	社会党 (PS)	-	1992年4月2日	1993年3月29日	
エドゥアール・バラデュール Edouard Balladur	共和国連合 (RPR)	-	1993年3月29日	1995年5月18日	
アラン・ジュベ Alain Juppé	共和国連合 (RPR)	第1次	1995年5月18日	1995年11月7日	ジャック・シラク Jacques Chirac (第1期)
		第2次	1995年11月7日	1997年6月3日	
リオネル・ジョスパン Lionel Jospin	社会党 (PS)	-	1997年6月3日	2002年5月6日	
ジャン＝ピエール・ラファラン Jean-Pierre Raffarin	国民運動連合 (UMP)	第1次	2002年5月6日	2002年6月17日	ジャック・シラク Jacques Chirac (第2期)
		第2次	2002年6月17日	2004年3月30日	
		第3次	2004年3月31日	2005年5月31日	
ドミニク・ガルゾー・ド・ビルバン Dominique de Villepin	国民運動連合 (UMP)	-	2005年5月31日	2007年5月15日	
フランソワ・フィヨン François Fillon	国民運動連合 (UMP)	第1次	2007年5月17日	2007年6月18日	ニコラ・サルコジ Nicolas Sarkozy
		第2次	2007年6月19日	2010年11月13日	
		第3次	2010年11月14日	2012年5月10日	
ジャン＝マルク・エロー Jean-Marc Ayrault	社会党 (PS)	第1次	2012年5月15日	2012年6月18日	フランソワ・オランド François Hollande
		第2次	2012年6月18日	2014年3月31日	
マヌエル・ヴァルス Manuel Carlos Valls	社会党 (PS)	第1次	2014年3月31日	2014年8月26日	
		第2次	2014年8月26日	2016年12月6日	
ベルナルド・カズヌーヴ Bernard Cazeneuve	社会党 (PS)	-	2016年12月6日	2017年5月10日	
エドゥアール・フィリップ Édouard Philippe	共和党 (LR)	第1次	2017年5月15日	2017年6月21日	エマニュエル・マクロン Emmanuel Macron
		第2次	2017年6月21日	2020年7月3日	
ジャン・カステクス Jean Castex	無所属	-	2020年7月3日		

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-11] 総選挙における獲得議席数推移

	1993	1997	2002	2007	2012	2017
共和国前進(LREM)						308
民主運動(MODEM)				3	2	42
<2017年マクロン支持>				2	2	350
共和国連合(RPR)	242	139				
フランス民主連合(UDF)	207	112	29			
共和党(LR) 旧UMP			357	313	194	112
民主独立連合(UDI)						18
右派諸派(DVD)	36		8	9	15	6
New Centre (NC)				22	12	
Radical Party (PRV)					6	
Alliance centriste(AC)					2	
その他		2	5	1		
<右派陣営小計>	485	253	399	345	229	136
社会党(PS)	53	255	140	186	280	30
左派諸派(DVG)	14	4	6	15	22	12
左翼急進党(PRG)		12	7	7	12	3
その他		7				
ヨーロッパ・エコロジー＝緑の党(EELV)					17	
緑の党(VEC)		7	3	4		
フランス共産党(PCF)	24	35	21	15		10
<左派陣営小計>	91	320	177	227	331	45
Left Front					10	
国民戦線(FN)	1	1	1	0	2	8
不服従のフランス(FI)						17
その他		3		2	3	11
<b>総議席数</b>	<b>577</b>	<b>577</b>	<b>577</b>	<b>577</b>	<b>577</b>	<b>577</b>

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.2 マクロン政権の年金改革案

2017年に就任したマクロン大統領は、2019年にポイント制(PS)を採用し分立した全ての公的年金制度を一つに統合したユニバーサル年金の導入という大規模な年金改革を提案したが、大規模デモが発生、その後COVID-19パンデミックの拡大もあり改革提案は棚上げとなっている。

年金改革は、2017年の大統領選挙におけるマクロン大統領の選挙公約の一つであり、2018年から労使諸団体との協議が実施され、2019年7月に「万人のためのよりシンプルで公平なユニバーサル年金システム(Un système universel de retraite, plus simple, plus

juste, pour tous)」と題された年金改革案が発表されたが、特に「システム平衡年齢」<sup>7</sup>と名付けられた退職年齢の 64 歳への引き上げ<sup>8</sup>に対する労働組合からの反発が強かったとされている。マクロン政権では当初案での 1963 年生まれからの 64 歳への引き上げ対象を、1975 年生まれ以降へと変更するなど一定の譲歩を含めた修正改革案「ユニバーサル年金システム：万人のためのよりシンプルで公平な年金のために (LE SYSTÈME UNIVERSEL DE RETRAITE - Pour une retraite plus simple, plus juste, pour tous)」を提示したが反発は収まらなかった。

マクロン政権の主張としては、現在のフランスの公的年金制度には以下のような弱点が存在し、年金改革案はそれらを是正するものとされている。

[図表 2-12] 年金改革の必要性に関するマクロン政権の考え方

- 読みにくく不平等を生む複雑な制度
  - ・独自のルールを持つ42の異なる制度があり、被保険者は一人当たり平均3つの公的年金制度に加入
  - ・異なるルールの存在により、加入制度によって取り扱いが異なり不平等が発生している
- キャリアが分断された被保険者に不利な制度
- 働き方の変化に調和しなくなった制度
- 不安定で制御が難しい制度
  - ・制度の分立により制度によって加入者と年金受給者のアンバランスが発生
- 特に若者の間で年金制度への信頼が揺らいでいる
  - ・非退職者の 69% は、退職後の生活水準が一般人口の生活水準よりも低くなるだろうと考えている
  - ・フランス人の 90% がシステムを脆弱であると、85% が不平等であると考えている
  - ・労働者の64%は賦課方式の年金制度を 선호しているが、18～24歳では52%が積立型の制度を希望

出所：「万人のためのよりシンプルで公平なユニバーサル年金システム」から年金シニアプラン総合研究機構作成

マクロン政権が提案した年金改革案の概要は[図表 2-13]のようなものとなっているが、分立した 42 の公的年金制度を統一しポイント制の年金へと変更するだけではなく、5 年毎に 40 年間の長期的視野で年金財政の均衡または黒字を保つための自動調整メカニズムの導入、システム平衡年齢の平均余命の変化との連動、失業、出産、怪我、病気に対する連帯ポイントの付与、子供の数に応じたポイントの割り増し、最低保証年金額の引き上げ、働き方の変化に対する対応等、極めて広範囲な内容を含む包括的な年金改革案となっていた。

尚、フランスでは 2022 年に大統領選挙が実施されることもあり、年金改革に関する議論

<sup>7</sup> システム平衡年齢は満額のポイント制年金を受領できる年齢。システム平衡年齢よりも早く退職する場合にはペナルティが、遅く退職する場合にはボーナスが付与される。マクロン政権の提案では、2022 年 1 月 1 日から平衡年齢を 62 歳 4 か月に設定し、その後、1 年に 4 か月ずつ増加し、2027 年で 64 年とするとされていた。

<sup>8</sup> マクロン政権は最低退職可能年齢の 62 歳は変更しないとしているが、現行の制度では所定の拠出年数を満たしていれば 62 歳から満額年金を受領できたものが、新制度ではシステム平衡年齢（2027 年に 64 歳その後平均余命の変化に連動）にならないと満額年金の受領ができない



の再開は、大統領選挙後になる見込みである。

[図表 2-13] マクロン政権の年金改革案の概要<sup>9</sup>

- 現行の42の年金制度を単一のユニバーサル年金システムに移行
  - ・財政方式は賦課方式（PAYG）で変更なし
- 統一されたルールのポイント制年金に変更
  - ・拠出率の統一：28.12%（雇用主6割、被用者4割）
  - ・自営業者は40,000ユーロまで28.12%、40,000~120,000ユーロ12.94%
- システム平衡年齢の64歳への引き上げと平均余命への連動
- 長期の移行期間
- 年金財政の持続可能性を保つための自動調整機能（黄金律）の導入
  - ・5年毎に40年間の長期的視野で年金財政の均衡または黒字を保つ
- 高い水準の社会的保護を保証
  - ・労働人口の100%がユニバーサル制度の対象
  - ・2.81%の連帯保険料（全収入を対象）を全ての加入者が拠出
  - ・失業、出産、怪我、病気に連帯ポイントを付与
  - ・子供の数に応じてポイントの割り増し
  - ・最低保証年金額の引き上げ（ネット最低賃金の85%）
  - ・ポイント価値はインフレ率に連動
- 困難な職業等に対する早期退職条項
- 働き方の変化に対応
- 部分退職・部分年金制度

出所：「万人のためのよりシンプルで公平なユニバーサル年金システム」から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>9</sup> 連帯保険料は全ての加入者の全収入から2.81%が徴収され、ポイントの権利獲得には使用されず、失業、出産、怪我、病気等で付与される連帯ポイントの財源等とすることとされている

### 3 イタリアの年金改革

#### 3.1 1990年代の年金改革

1990年代初頭のイタリアの公的年金制度は、標準退職年齢は男性 60 歳、女性 55 歳と OECD 加盟国の中ではトルコと並んで最も低く、社会保険料率は 26.2%（雇用者 18.9%、被用者 7.3%）と既にかなり高い水準となっていた。

[図表 2-14] 1990年代初頭の OECD 加盟国の公的年金制度の概要<sup>1011</sup>

	Normal retirement age		Covered years required for full pension	Payroll tax for pensions			Pension payrolltax/total labor cost	Automatic indexation of pensions in progress	Benefit type
	Women	Men		Worker	Employer	Combined			
Australia	60	65	0	-	-	-	-	Prices	MT
Austria	60	65	15	10.3	12.6	22.9	20.3	Wages	CR
Belgium	65	65	45	7.5	8.9	16.4	15.1	Prices	CR
Canada	65	65	1	2.3	2.3	4.6	4.5	Prices	UF-MT-CR
Denmark	67	67	0	-	-	-	0.0	Prices	UF-MT-CR
Finland	65	65	40	0	16.8	16.8	14.4	Prices	CR-UF
France	60	60	37.5	10	9.8	19.8	18.0	Wages	CR
Germany	65	65	5	8.9	8.9	17.8	16.3	Net wages	CR
Greece	60	65	11.1	5.3	10.5	15.7	14.2	Prices	CR
Iceland	67	67	0	0	2	2	2.0	Wages	UF-MT-CR
Ireland	65	65	3	5.5	12.2	17.7	15.8	n.a.	CR-MT
Italy	55	60	15	7.3	18.9	26.2	22.0	Prices and wages	CR
Japan	65	65	25	14.6	2.3	16.9	16.5	Prices	CR
Luxembourg	65	65	10	8	8	16	14.8	Prices and wages	CR
Netherlands	65	65	49	15.2	0	15.2	15.2	Wages	UF
New Zealand	60	60	0	-	-	-	0.0	Prices	UF-MT-CR
Norway	67	67	40	7.8	16.7	24.5*	-	Prices	CR
Portugal	62	65	10	11	24.5	35.5*	-	Prices	CR
Spain	65	65	15	2.8	13.9	16.7	14.7	Prices and wages	CR
Sweden	65	65	3	8	13	21	18.6	Prices	CR-UF
Switzerland	62	65	40	11.7	11.7	23.4	20.9	Prices and wages	CR
Turkey	55	60	25	9	11	20	18.0	Prices and wages	CR
United Kingdom	60	65	40	8.3	10.5	18.8	17.0	Prices	CR
United States	65	65	10	6.2	6.2	12.4	11.7	Prices	CR
OECD Average	62.9	64.4	18.3	7.4	11	16.3	12.6		

出所：World Bank(1994)

1960年には GDP 比約 5%であったイタリアの公的年金支出額は、1992年には 14.9%へと膨らんでおり、2030年には 25%に達するという試算もみられていた。年金給付額を社会保険料でカバーしようとする、必要となる社会保険料率は 1995年 で 44%、2025年には 60%に達するとされ<sup>12</sup>、年金改革は急務とみなされていた。

1980年代から年金支出削減への試みは行われていたが年金改革は実現せず、1992年に発生した政治危機と通貨危機を受け切迫感が高まる中で 1992年に「アマート改革」と呼ばれ

<sup>10</sup> \* ノルウェーとポルトガルの社会保険料率には老齢年金以外のものを含む

<sup>11</sup> CR: contribution-related benefit. MT: means-rested benefit. UF: universal flat.

<sup>12</sup> Franco(2001)、“Italy: The Search for a Sustainable PAYG Pension System”

る年金改革が実現し、1995年の「ディーニ改革」により、公的年金制度に概念上の確定拠出年金（NDC）が導入されている。

1992年の改革前のイタリアの公的年金制度では、民間セクターでは法定退職年齢は男性60歳、女性55歳であったが、民間セクターでは拠出期間35年以上、公的セクターでは同20年以上で年齢に関わらず年金受給が可能で、年金額算出上のペナルティも存在しなかったため早期退職へのインセンティブが強く、拠出年数40年では所得代替率が約80%という気前の良い年金制度であった。

1992年4月に行われた総選挙では、汚職問題等から左右の既存政党への不信感が高まり、戦後一貫して政権の座にあったキリスト教民主党（DC）の得票率がはじめて30%を割る一方、イタリア共産党の分裂により1991年に結党された左翼民主党（PDS）も大幅に議席を減らし政治危機の様相を呈していた。総選挙後の首相には社会党に所属していたアマート氏が任命され、非政党の専門家で構成される「テクノクラート政権」が樹立された。

1992年9月には欧州通貨危機が発生し、イタリアリラは大きく売られ欧州通貨制度（EMS）からの実質離脱を余儀なくされる通貨危機に見舞われている。

政治危機と通貨危機のなかで実施された1992年のアマート改革[Law 503/1992]では、支給開始年齢の引き上げ（男性：60⇒65歳、女性：55歳⇒60歳）、給付額算定の参照対象期間の延長（5年⇒10年）、最低拠出期間の延長（15年⇒20年）、年金額スライド方式の変更（賃金連動⇒物価連動）等が実施されたが、追加的改革の必要性は残るものであった。

また、1993年にはLaw 124/1993により、公的年金を補足する私的年金の整備も行われている。

1994年3月の総選挙後に誕生した第1次ベルルスコーニ政権でも年金改革は重要課題となったが、労組と年金受給者の強硬な反対に遭遇し、連立政権に加わっていた北部同盟等との対立もあり年金改革は頓挫し、ベルルスコーニ首相は12月に退陣表明へと追い込まれている。

ベルルスコーニ退陣後の首相には、ベルルスコーニ政権で非議員ながら国庫相を務めたディーニが1995年1月に就任し、再びテクノクラート政権が樹立された。ディーニ政権は1996年春に予定される次期総選挙までのつなぎの政権と目されていたが、比較的短期間で労使との合意を取り付け、8月には概念上の確定拠出年金（NDC）導入を含む包括的年金改革法案[Law 335/1995]を成立させている。ディーニ改革はNDCの導入により長期的には年金財政の持続可能性を高めるものであったが、極めて長期の移行期間が設定されたことから、短中期的には年金財政にもたらす効果は限定的だったとされている。

また、NDCの導入時期としてはスウェーデンよりも早かったが、スウェーデンがNDC導入までに約6年の政治的議論と様々なテクニカル面での試算を行っての導入であったのに対し、イタリアでは1995年1月のベルルスコーニ首相辞任後にテクノクラート内閣として就任したディーニ首相が、1996年春に予定される総選挙までの短い期間にNDCの導入を含む年金改革が行われたものである。

[図表 2-15] 1990年代のイタリアの主要年金改革

年金改革	主な内容
アマート改革 (LD503/1992)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢の引き上げ（2002年までに男性60⇒65歳、女性55⇒60歳）</li> <li>・ 最低拠出年数の引き上げ（2001年までに15年⇒20年）</li> <li>・ 年金額算出対象給与参照期間の延長（現役加入者：民間5年or公的部門最終月⇒10年、新規加入者：全期間）</li> <li>・ 社会保険料率引き上げ</li> <li>・ 年功年金の受給資格の厳格化</li> <li>・ 年金額スライド対象の変更（賃金連動⇒物価連動）</li> </ul>
アマート改革 (D.Lgs124/1993)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠出制の私的年金制度（職域年金、個人年金）の整備</li> <li>・ 新規加入者にTFRの私的年金への拠出への変更またはTFR維持の選択権を付与</li> </ul>
ディーニ改革 (Law335/1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概念上の確定拠出年金（NDC）制度の導入</li> <li>・ 社会保険料率の引き上げ</li> <li>・ 年金支給開始年齢の柔軟化（57~65歳）</li> <li>・ 年功年金受給資格の35年から40年への段階的引き上げ</li> </ul>
プローディ改革 (Law449/1997)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年功年金の受給資格の厳格化</li> <li>・ 私的年金への加入インセンティブ強化</li> </ul>

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.2 2000年代以降の年金改革

2004年のマローニ・トレモンティ改革では、退職年齢の引き上げと所要拠出年数の延長が行われている。

イタリアでは「年功年金（Seniority Pension）」と呼ばれる制度があり、2004年の段階では、年齢に関わらず40年の拠出で満額年金が、38年の拠出で早期年金が受領でき、拠出期間が35年以上の場合には57歳から早期年金の受領が可能となっていたが、拠出期間が35年の場合の年金受領可能最低年齢は2008年に60歳、2010年に61歳、2014年に62歳へと引き上げられている。また、高齢者の就労継続インセンティブとして2004～2007年間の時限措置として、年功年金の受給資格を満たした後も就労を継続した場合、支払われた社会保険料の全額を賞与で払い戻す制度が導入されている。

2007年の年金改革では早期年金の受給資格に、年齢+拠出期間の合計が所定年数を満たす場合に年金受給が可能となるクォータ制が導入され、2009年7月からはクォータ95（年齢下限59歳）、2011年からクォータ96（年齢下限60歳）、2013年以降はクォータ97（年齢下限61歳）となった。

[図表 2-16] 2004 年マローニ・トレモンティ改革による年金受給資格要件

	資格要件	
	早期退職年金	老齢年金
2004年	(イ) 57歳および拠出期間35年、または (ロ) 年齢に関わらず拠出期間38年	(イ) 57歳から65歳および拠出期間5年、または は (ロ) 年齢に関わらず拠出期間40年
2005年－2007年	(イ) 57歳および拠出期間35年、または (ロ) 年齢に関わらず拠出期間38年で2006年 および2007年に拠出期間39年に延長	変更なし
2008年－2009年	(イ) 60歳および拠出期間35年、または (ロ) 年齢に関わらず拠出期間40年	(イ) 男性65歳（女性60歳）および拠出期間5 年、または (ロ) 60歳および拠出期間35年、または (ハ) 年齢に関わらず拠出期間40年
2010年－2013年	(イ) 61歳および拠出期間35年、または (ロ) 年齢に関わらず拠出期間40年	(イ) 男性65歳（女性60歳）および拠出期間5 年、または (ロ) 61歳および拠出期間35年、または (ハ) 年齢に関わらず拠出期間40年
2014年以降	(イ) 62歳および拠出期間35年、または (ロ) 年齢に関わらず拠出期間40年	(イ) 男性65歳（女性60歳）および拠出期間5 年、または (ロ) 62歳および拠出期間35年、または (ハ) 年齢に関わらず拠出期間40年

出所：イタリア共和国有価証券報告書

[図表 2-17] 2007 年改革で導入されたクォータ制の内容

	早期退職年金受給資格要件	
	(i) 年齢と (ii) 拠出年数の合計の下限	年齢の下限
2009年7月1日から2009年12月31日まで	95	59
2010年	95	59
2011年	96	60
2012年	96	60
2013年以降	97	61

出所：イタリア共和国有価証券報告書

欧州ソブリン危機が発生すると、イタリアは多額の政府債務の重荷から資本市場から多大な圧力を受け、トロイカ等への支援要請こそ行わなかったものの EU 等からの厳しい外圧の中で財政緊縮化や年金改革が実施されている。

経済危機への対応としては、付加価値税 (VAT) 率の引き上げ、金融商品のキャピタル・ゲイン税率の引き上げ、政府歳出の削減、政府組織の簡素化等が実施され、年金分野では退職年齢の平均余命の変化への連動が決定されている。また、2012 年には憲法を改正し、拘束力のある財政規律を憲法に組み込んでいいる。

尚、公的年金制度は 1995 年に概念上の確定拠出年金 (NDC) が導入されてはいたが、

極めて長い移行期間が設定されたことから、危機発生時の年金受給者の大多数は旧 DB 年金制度からの受給者で、公的年金制度は引き続き財政の圧迫要因となっていた。

[図表 2-18] 年金受給者の制度タイプ別構成比の推計（2011 年改革前）

	DB	Pro-rata	NDC	Total
2002	98.4%	1.6%	0.0%	100.0%
2005	96.6%	3.4%	0.0%	100.0%
2010	92.0%	7.7%	0.3%	100.0%
2020	71.1%	27.2%	1.7%	100.0%
2030	40.0%	51.9%	8.1%	100.0%
2040	17.9%	54.4%	27.7%	100.0%
2050	4.9%	41.4%	53.7%	100.0%

出所：Marano(2006)、“Pension Reforms in Italy”

2011 年のフォルネロ改革では、旧 DB 年金が継続適用となっていた 1995 年末までに 18 年以上の拠出実績を持つ加入者にも 2012 年以降の拠出分には NDC が適用されることとなり、NDC への移行期間の短縮が実施され、法定退職年齢の 5 年前から可能であった早期退職オプションの廃止も実施されている。

経済が回復に向かった 2016 年以降は、年金改革の方向性は転換し、改革の巻き戻しとセーフティネットの強化が目的となっている。

改革の巻き戻しが行われた背景として、2021 年版の Pension Adequacy Report では、高齢労働者の増加（2008～2013 年で約 100 万人）と若年労働者の減少（△90 万人）がみられていたことと、高齢者（55-64 歳）の雇用率は 2008 年の 34.3%から 2016 年に 50.3%へと上昇したものの高齢失業者も 2007 年の 13 万人から 2016 年に 50 万人へと増加しており、急速な年金支給開始年齢の引き上げが社会的な問題へとつながっていたためとされている。

2017 年のポレッティ・レンツィ改革では、低年金者に対する 14 ヶ月目年金の 30%増額、19 歳までに 1 年以上就労 & 41 年以上拠出で年齢に関わらず早期退職を可能とするなどが実施されている。また、APE (Anticipo finanziario a garanzia pensionistica) と呼ばれる制度が導入されている。APE は、①63 歳から年金支給開始年齢までの年金支給開始後 20 年かけて年金額から返済される借入制度（借入人死亡時は保険返済）、②30 年以上の拠出実績を持ち所定の条件（失業手当給付期間が満了した失業者等）に当てはまる場合に 63 歳から最大月 1,500 ユーロが支給という 2 つの制度となっている。

2019 年のディマイオ・サルヴィーニ改革では、2021 年までの時限立法での 38 年以上拠出、62 歳以上で合計 100 以上で早期退職が可能となる「クォータ 100」<sup>13</sup>の導入、退職年齢と所要拠出期間の平均余命の変化への連動の 2026 年までの適用停止等が行われている。

<sup>13</sup> 2022 年以降は 38 年以上拠出、64 歳以上での「クォータ 102」として継続される見込み

[図表 2-19] 2000 年以降のイタリアの主要年金改革

年金改革	主な内容
(Law448/2001)	・ 70歳以上の最低年金額を350ユーロから516ユーロに引き上げ
マローニ・トレモンティ改革 (Law243/2004)	・ 年功年金の受給資格の厳格化 (35年以上拠出の場合の退職可能年齢を60歳<2010年に61歳へ引き上げ>または拠出期間40年) ・ 年功年金の受給資格獲得後も労働市場に留まるものに社会保険料を賞与で払い戻し (2004-07年)
(D.Lgs252/2005)	・ TFRのデフォルト拠出先を補足年金に変更 (加入者が選択すればTFRに残留可)
(Law247/2007)	・ 年功年金の受給資格の厳格化 (クォータ制の導入)
(Law78/2010)	・ 2015年から法定退職年齢を平均余命の変化に連動
(Law111/2011)	・ 法定退職年齢を平均余命の変化への連動を2013年からの前倒し ・ 月1,400ユーロ以上の年金について2012~13年のインフレ連動停止
フォルネロ改革 (Law214/2011)	・ 2012/1~旧DB年金継続適用者もNDCへ移行 ・ 法定退職年齢の5年前から可能であった早期退職オプションの廃止
(Law147/2013)	・ 一定金額以上の年金について2014~2016年のインフレ率への連動幅圧縮 ・ 一定金額以上の年金からの連帯拠出金の徴収 (2014~2016年)
2017年予算法	・ 低年金者の14ヶ月目年金の30%増額 ・ 低年齢からの就労者は早期年金が受領可能に ・ “APE social”導入
(Law26/2019)	・ クォータ100導入
(D.Lgs4/2019)	・ 所要拠出年数の平均余命連動を2026年まで停止

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-20] 総選挙獲得議席数推移

	1987/6	1992/4	1994/3	1996/4	2001/5	2006/4	2008/4	2013/2	2018/3
キリスト教民主党 (DC)	234	206	33						
中道右派連合			366	246	368	281	344	125	265
フォルツァ・イタリア (FI)			111	123	194	140	276	98	104
キリスト教民主センター (CDC)			27	30	40	39	36	8	
国民同盟 (AN)	35	34	110	93	99	72			
同盟 (Lega)		55	118	59	30	26	60	18	125
イタリアの同胞 (Fdi)								9	32
その他			0	0	5	4	8	0	4
五つ星運動 (M5S)								109	227
中道左派連合			213	285	251	348	249	345	122
左翼民主党 (PDS)		107	125	172	136				
民主党 (PD)						226	217	297	112
共産主義再建党 (PRC)		35	38	35	11	41			
緑の連盟 (FdV)	13	16	11	14	17	15			
イタリア社会党 (PSI)	94	92	15						
左翼・エコロジー・自由 (SEL)								37	
Democracy is Freedom (DL)					83				
Populares for Prodi				69					
その他			24	30	15	66	32	11	10
イタリア共産党 (PCI)	177								
その他	77	85	18	5	0	1	1	43	16
合計	630	630	630	630	630	630	630	630	630

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-21] イタリアの首相

ジュリアーノ・アマート Giuliano Amato		1992年6月28日	1993年4月28日	イタリア社会党
カルロ・チャンピ Carlo Ciampi		1993年4月28日	1994年5月10日	無所属
シルヴィオ・ベルルスコーニ Silvio Berlusconi	第1次	1994年5月10日	1995年1月17日	フォルツァ・イタリア (自由の極)
ランベルト・ディーニ Lamberto Dini		1995年1月17日	1996年5月17日	無所属
ロマーノ・プローディ Romano Prodi	第1次	1996年5月17日	1998年10月21日	無所属 (オリーブの木)
マッシモ・ダレマ Massimo D'Alema	第1次	1998年10月21日	1999年12月22日	左翼民主主義者 (オリーブの木)
	第2次	1999年12月22日	2000年4月25日	左翼民主主義者 (オリーブの木)
ジュリアーノ・アマート Giuliano Amato	第2次	2000年4月25日	2001年6月11日	無所属 (オリーブの木)
シルヴィオ・ベルルスコーニ Silvio Berlusconi	第2次	2001年6月11日	2005年4月23日	フォルツァ・イタリア (自由の家)
	第3次	2005年4月23日	2006年5月17日	フォルツァ・イタリア (自由の家)
ロマーノ・プローディ Romano Prodi	第2次	2006年5月17日	2008年5月8日	民主党 (ルニオーネ)
シルヴィオ・ベルルスコーニ Silvio Berlusconi	第4次	2008年5月8日	2011年11月16日	フォルツァ・イタリア (自由の人民)
マリオ・モンティ Mario Monti		2011年11月16日	2013年4月28日	無所属
エンリコ・レッタ Enrico Letta		2013年4月28日	2014年2月22日	民主党
マッテオ・レンツィ Matteo Renzi		2014年2月22日	2016年12月12日	民主党
パオロ・ジェンティローニ Paolo Gentiloni		2016年12月12日	2018年6月1日	民主党
ジュゼッペ・コンテ Giuseppe Conte	第1次	2018年6月1日	2019年9月5日	無所属
	第2次	2019年9月5日	2021年2月13日	無所属
マリオ・ドラギ Mario Draghi		2021年2月13日	現職	無所属

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成



## 4 スペインの年金改革

スペインでは1975年のフランコ将軍による独裁の崩壊・民主化以降も、経済発展という面では他の西欧諸国に遅れをとる状況に置かれており、EU加盟とユーロ参加は欧州主要国の一角を占める国との立ち位置を確保するための最優先課題と位置付けられ、財政再建等への取り組みが行われている。ただし、EU加盟（1986年）前の、1985年に最低拠出期間の延長（10年⇒15年）と年金額算定時の参照給与期間の延長（2年⇒8年）が実施されているものの、1990年代前半には特段の年金改革は実施されていない。

背景としては、スペイン内戦（1936～1939年）による多数の死傷者の発生や、第二次世界大戦に中立を守り、他の国々でみられた戦後のベビーブームが発生しなかったこと等から人口構成が他の欧州主要国とはやや異なり、その後フランコ政権の崩壊後に出生増がみられているものの、高齢化の影響は他国よりも遅く発現する状況となっており、年金改革は喫緊の課題とはみなされていなかったことも影響したものと考えられる。

他国よりは遅いものの社会保障制度に対する高齢化の影響は避けられないことになり、1995年に主要政党と労働組合、雇用者団体は「トレド協定（Pacto de Toledo）」と呼ばれる15項目の政治的・社会的合意が結ばれ、現在でも1999年にトレド協定に基づき設定されたトレド協定委員会（Comisión de Seguimiento y Evaluación de los Acuerdos del Pacto de Toledo）を通じて、社会保障制度の改革は協議されている。

トレド協定での合意を受け、1997年に年金額算定時の参照給与期間の延長（8年⇒15年）等が実施され、社会保障システムの黒字額等を積み立て、高齢化の進展に伴う将来の社会保障給付の支払い増加に備える目的で、社会保障準備基金（FRSS：Fondo de Reserva de la Seguridad Social）が2000年に設立されている。

スペインでは2002年に、民間セクターにおける65歳定年制が廃止され、フレキシブル退職制度が導入されている。労働者は65歳を超えての就労継続が可能となり、拠出期間が35年以上の場合には、年金受給を繰り下げると1年につき2%の年金増額が受けられると共に、60歳を越えると被用者分の社会保険料は50%減額され、その後1歳毎に10%ずつ減額幅が拡大され、65歳以上では全額が免除される制度が導入されている。

拠出期間が15年以上の場合、60歳から64歳の間は、労働時間を25%～85%削減すると働きながら部分年金を受領<sup>14</sup>することが可能となり、雇用者に対しては高齢者の労働時間短縮分の代替雇用が義務付けられる制度も導入されている。尚、65歳以上でも部分就労と部分年金の受領は可能だが、この場合には雇用者への代替雇用義務は存在しない。

スペインのフレキシブル退職制度は2007年に改正され、早期退職要件は厳格化される一方、65歳以上での就労継続へのインセンティブは引き上げられている。

<sup>14</sup> 完全退職後は満額年金を受領可能

[図表 2-22] トレド協定の内容

<p><b>① 財源の区別</b></p> <p>社会保障への負担金支払いによって受給資格の発生する手当の財源は、労働者・企業が社会保障制度に支払う負担金収入のみとする。医療手当、生活保護年金、社会サービス手当は、一般会計予算の税収からの移転を財源とする。</p>
<p><b>② 予備基金の創設</b></p> <p>社会保障制度は均衡財政を目指し、余剰が生じた場合はこれをもとに予備基金を創設し、景気後退期に備えるべきである。</p>
<p><b>③ 負担金額算出の基準</b></p> <p>負担金額の算出は、賃金段階制から実質賃金に対する一定のパーセンテージへ移行すべきである。また負担金額の上限の一律化を目指すべきである。</p>
<p><b>④ 特別制度の資金繰り改善</b></p> <p>社会保障制度の中で独自の財源を持つ自営業者、農業労働者、家事労働者の各グループが享受する条件は、制度の連帯性・均衡を破り、その他の一般労働者により大きな負担を強いるものである。</p>
<p><b>⑤ 負担金徴収メカニズムの改善</b></p> <p>社会保障制度への負担金徴収のメカニズム改善努力を通じ、支払いの遅延や未払い等を防ぐ。</p>
<p><b>⑥ 特別制度の整理統合</b></p> <p>労働者の性質によりいくつにも分かれている制度を整理統合し、中長期的には非自営労働者と自営労働者の2制度のみにする。</p>
<p><b>⑦ 社会保障制度運営の統合</b></p> <p>社会保障制度への加入、負担金徴収、各種手当受給などにあたる各機関の連携を強化し、より効率的な制度運営をはかる。</p>
<p><b>⑧ 負担金額の調整</b></p> <p>熟練度が低い労働者や労働力集約型部門において負担金額の引き下げを行い、安い労働費用を求める企業の流出を防ぐ。</p>
<p><b>⑨ 制度の公平性・負担額と受給額の関連性の強化</b></p> <p>年金最低額を増額することで公平性の原則を強化すると同時に、それぞれの労働者の負担金支払い努力と年金受給額との間の関連性を高める。</p>
<p><b>⑩ 定年退職年齢の引き上げ</b></p> <p>定年退職年齢を現行の65歳にとどめるべきとする一方、労働者による任意の退職年齢引き上げに対するインセンティブを導入し、定年前退職を制限してゆく。</p>
<p><b>⑪ 年金受給者の購買力の維持</b></p> <p>年金受給者の購買力維持のため、年金額はインフレ率を考慮して自動的に改定される。なおこの点はトレド協定最大の重要点とされている。</p>
<p><b>⑫ 連帯の原則の強化</b></p> <p>状況が許す範囲において、寡婦・寡夫年金、孤児手当を増額する。</p>
<p><b>⑬ 社会保障制度の管理運営上の改善</b></p> <p>一時的労働不能・身体障害手当の不正受給を防ぐ措置を取る。</p>
<p><b>⑭ 民間の年金プランの振興</b></p> <p>公的年金制度と平行して、民間の貯蓄・社会扶助プランへの任意の加入をすすめる。</p>
<p><b>⑮ 社会保障制度の動向の追跡調査</b></p> <p>社会保障制度の財政均衡を目指し、動向を追跡調査するためのメカニズムを創設する。</p>

出所：年金総合研究センター(2005)<sup>15</sup>

<sup>15</sup> 財団法人 年金総合研究センター(2005)、「諸外国における老齢所得保障の枠組みに関する研究」

スペインではユーロ導入後に、金融政策が ECB に一本化されスペインの経済実態との対比では低金利環境となり経済の高成長が続き不動産バブルが発生した。2 大銀行であるサンタンドール銀行と BBVA がスペイン語圏の中南米諸国を中心とした国際展開に注力する中、非上場組織でガバナンスが弱い銀行も多かったとされる貯蓄銀行 (Caja, Caixa) の一部は活況な不動産市況を背景に不動産融資を中心に大きく業容を拡大、不動産バブルの崩壊とより多額の不良債権を抱え経営危機に陥り金融システム危機の状況となった。

スペイン政府は金融市場に対する財政の信頼性を示す観点から 2011 年に憲法改正を実施し、憲法に財政安定化のための条項を追加、2012 年に「財政金融安定化基本法」を制定し、政府 (地方含む) による財政収支均衡または構造収支黒字の維持、債務残高対 GDP 比の上限 60% の設定、歳出伸び率の抑制等を定めている。

2012 年 6 月にスペイン政府は、国内銀行の資本増強を目的とした資金支援を EU 等に要請し、1,000 億ユーロの支援枠を確保している。

2015 年の Pension Adequacy Report によれば、金融危機の影響により失業率は 2007 年の 8.7% から 2013 年には 25.73% へと上昇し、失業者数は 500 万人を超え、失業者の半数以上が 1 年以上の長期失業者で、25 歳以下の低学歴者と 45 歳以上が最も就労が困難な状況に置かれたとされている。

年金制度への直接的影響としては、2007 年 12 月に 1,930 万人だった年金制度への拠出者が、失業等により 2014 年 12 月には 1,680 万人へと減少する一方、年金受給者は 2007 年の 830 万人から 2014 年には 930 万人へと増加、2007 年には対 GDP 比で 1.39% の剰余となっていた社会保障システムは、2014 年には約△1% の赤字へと転じ、スペイン政府は 2012 年から社会保障準備基金 (FRSS) の資金取り崩しを開始した。

年金改革としては、2011 年に、法定退職年齢の引き上げ (65 歳⇒2027 年に 67 歳)、給与参照期間の延長 (15 年⇒2022 年に 25 年)、満額年金の所要拠出年数を 35 年から 2027 年の 37 年に向け段階的引き上げが実施され、2013 年には、毎年の総給付額、受給者数等に給付改定等を連動させる IRP (Índice de Revalorización de las Pensiones) 導入と新規年金受給者の年金額を平均余命で調整するサステナビリティ・ファクター (SF) の導入が実施されている。

2018 年にサンチェス内閣が成立して以降は、危機時の改革の巻き戻しが多く行われ、IRP の適用停止、サステナビリティ・ファクター (SF) の適用開始の 2019 年から 2023 年への延期、受給者が 65 歳以上の遺族年金支給率の 52%⇒60% への引き上げ、長期失業者の非拠出型年金支給開始年齢の 55 歳から 52 歳への引き下げ等が実施された。

2021 年版の Ageing Report によれば 2020 年 10~11 月に実施されたトレド協定委員会ではトレド協定がアップデートされ、①財源の明確化と分離、②年金の購買力の保証、③法定退職年齢と実効退職年齢のギャップ縮小、④職域年金と個人年金の強化、⑤特別年金の簡素化プロセスの完了等が推奨されたとされている。

[図表 2-23] スペインの主要年金改革

年	主な変更点
1985年 Law No. 26/1985	・最低拠出期間の延長 (10年⇒15年) ・給与参照期間の延長 (2年⇒8年)
1995年 Pact of Toledo, April 1995.	(トレド協定) ・主要政党と労働組合、雇用者団体の間で社会保障制度に関する15の項目に合意
1997年 Law No 24/1997	・給与参照期間の延長 (8年⇒15年) ・社会保障準備基金 (FRSS) の設置
2002年 Law 35/2002	・フレキシブル退職 (65歳以上の労働継続者に年2%の年金増額) ・60歳以上の労働者に係る社会保険料負担の減額
2007年 Law 40/2007	・早期退職要件の厳格化 ・65歳以上の労働継続者に対するインセンティブ引き上げ、40年以上拠出者の年金増額利を3%に拡大
2011年 Law 27/2011	・法定退職年齢の引き上げ (65歳⇒2027年に67歳) ・給与参照期間の延長 (15年⇒2022年に25年) ・満額年金の所要拠出年数を35年から2027年の37年に向け段階的引き上げ
2013年 Royal Decree- law 5/2013 & Law 23/2013	・毎年の総給付額、受給者数等に給付改定等を連動させるIRP (Índice de Revalorización de las pensiones) 導入 ・新規年金受給者の年金額を平均余命で調整するサステナビリティ・ファクター (SF) の導入
2018年	・IRPの適用停止 ・サステナビリティ・ファクター (SF) の適用開始を2019年から2023年に延期

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-24] 総選挙獲得議席数推移

	1989	1993	1996	2000	2004	2008	2011	2015	2016	2019/4	2019/11
Spanish Socialist Workers' Party (PSOE)	175	159	141	125	164	169	110	90	85	123	120
People's Party (PP)	107	141	156	183	148	154	186	123	137	66	89
Vox (Vox)										24	52
United We Can (Unidas Podemos)								69	71	42	35
Citizens-Party of the Citizenry (Cs)								40	32	57	10
Republican Left of Catalonia-Sovereignists (ERC-Sobiranistes)						3	3	9	9	15	13
Together for Catalonia-Together (JxCat-Junts)									8	7	8
Basque Nationalist Party (EAJ/PNV)	5	5	5	7	7	6	5	6	5	6	6
Basque Country Gather (EH Bildu)							7	2	2	4	5
Convergence and Union (CIU)	18	17	16	15	10	10	16				
United Left (IU)	17	18	21	8	5	2					
Others	28	10	11	12	16	6	23	11	1	6	12
	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-25] スペインの首相

スアレス公爵グランデアドルフォ・スアレス Adolfo Suárez González, el duque de Suárez y grande de España	第1次	1976年7月3日	1979年3月30日	民主中道連合 (UCD)
	第2次	1979年3月30日	1981年2月25日	
レオポルド・カルボ＝ソテロ Leopoldo Calvo-Sotelo y Bustelo		1981年2月25日	1982年12月2日	民主中道連合 (UCD)
フェリペ・ゴンサレス Felipe González Márquez	第1次	1982年12月2日	1986年7月24日	スペイン社会労働党 (PSOE)
	第2次	1986年7月24日	1989年12月5日	
	第3次	1989年12月5日	1993年7月9日	
	第4次	1993年7月9日	1996年5月4日	
ホセ・マリア・アスナール José María Alfredo Aznar López	第1次	1996年5月4日	2000年4月26日	国民党 (PP)
	第2次	2000年4月26日	2004年4月16日	
ホセ・ルイス・ロドリゲス・サパテロ José Luis Rodríguez Zapatero	第1次	2004年4月16日	2008年4月11日	スペイン社会労働党 (PSOE)
	第2次	2008年4月11日	2011年12月20日	
マリアーノ・ラホイ・ブレイ Mariano Rajoy Brey	第1次	2011年12月20日	2016年11月3日	国民党 (PP)
	第2次	2016年11月4日	2018年6月2日	
ペドロ・サンチェス Pedro Sánchez Pérez-Castejón	第1次	2018年6月2日	2020年1月8日	スペイン社会労働党 (PSOE)
	第2次	2020年1月8日	(現職)	スペイン社会労働党 (PSOE) + ポデモス

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 5 ポルトガルの年金改革

ポルトガルでは 1962 年に積立型の年金制度から賦課方式（PAYG）の確定給付型（DB）年金へと移行している。

高齢者の貧困対策として、1974 年にクリスマス年金、1990 年にホリデー年金（7 月）が導入され、年金支払いは年 14 回となった。

1974 年のカーネーション革命による独裁体制の終了以降、海外領土の喪失と企業国有化や農地解放などの急速な改革の影響などからポルトガル経済は大きく悪化し、公的債務の急増等を受け 1977 年と 1983 年には IMF からの支援を受け、財政立て直しの一環として、社会保険料の引き上げや公的年金受領に必要な最低拠出期間の延長等が行われている。

[図表 2-26] 2007 年までのポルトガルの主要年金改革

年	主な変更点
1993年 Decree- Law No. 329/93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低所要拠出年数を120ヶ月（10年）から15年に延長</li> <li>・年金額算出給与参照期間を最終10年のベスト5年から最終15年のベスト10年に延長</li> <li>・女性の法定退職年齢を60歳から男性と同じ65歳（1999年）に引き上げ</li> <li>・年金給付乗率の引き下げ（2.2%⇒2.0%）</li> <li>・公務員向け年金制度（CGA）の一般制度へのコンバージェンス開始</li> </ul>
1998年 Decree-Law No. 115/98	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FEFSS設立</li> </ul>
2002年 Decree nr.35/2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与参照期間延長（40年を上限に生涯給与） （移行期間中は新フォーミュラと新旧の組み合わせのうち条件の良い方で受給可能）</li> <li>・所得水準に応じて給付乗率を2.0%～2.3%の段階料率に変更</li> </ul>
2003年 Decree nr. 84/2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠出年数が30年以上の失業者は58歳から早期年金が受給可能に</li> </ul>
2005年 Law nr. 60/2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員を対象とするCGAスキームが2006年から新規加入停止</li> </ul>
2005年 Decree nr. 125/2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期退職年金受給要件の厳格化</li> </ul>
2005年 Decree nr. 232/2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯補足年金（CSI：Complemento Solidário para Idosos）導入</li> </ul>
2006年 Law nr. 53-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金額スライド制変更（住宅コストを除くCPIとGDP）</li> <li>・Social Support Index（SSI）導入</li> </ul>
2007年 Decree nr. 187/2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ・ファクター（SF）導入</li> <li>・2002年改革の移行期間の短縮（2016年から2007年）</li> </ul>

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

1993年に年金改革が実施され、①最低所要拠出年数を120ヶ月（10年）から15年に延長、②年金額算出給与参照期間を最終10年のベスト5年から最終15年のベスト10年に延長、③女性の法定退職年齢を60歳から男性と同じ65歳（1999年）に引き上げ、④年金給付乗率の引き下げ（2.2%⇒2.0%）等が実施され、より好条件の制度であった公務員向け年

金制度（CGA）の一般制度へのコンバージェンスも開始されている。

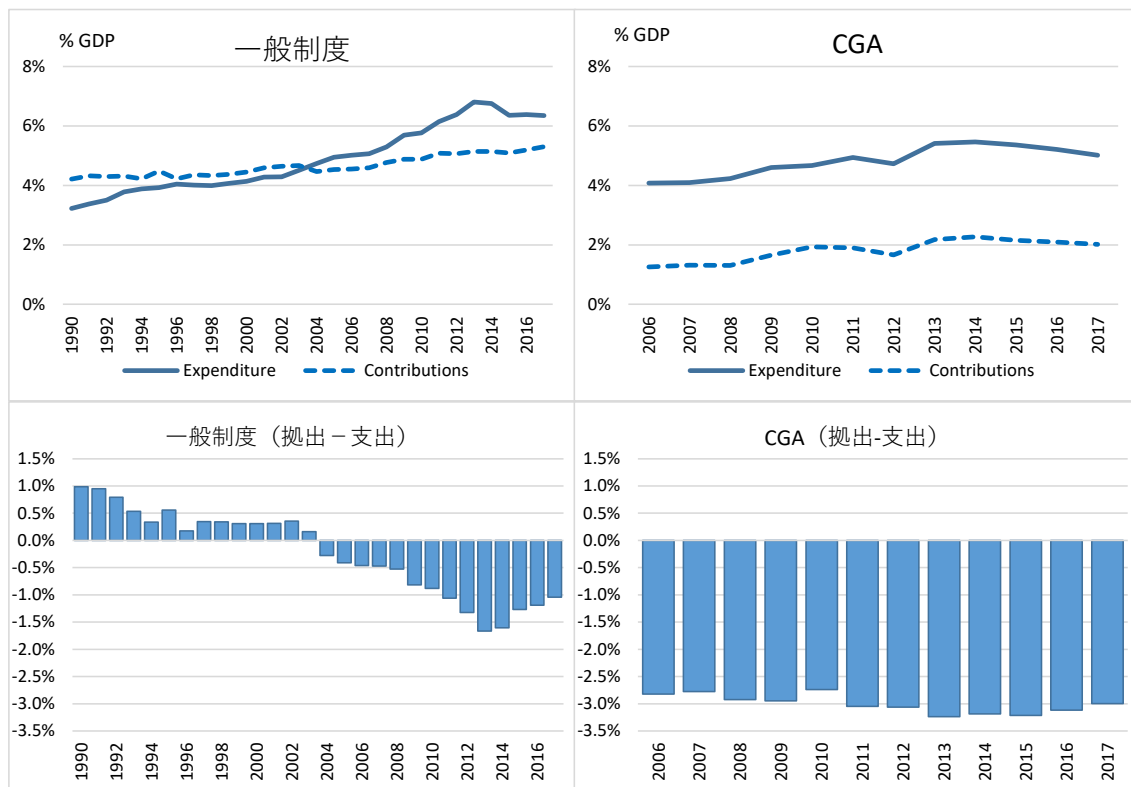
1998年には、2年分の給付を賄うことを目的として部分積立ファンドである FEFSS（Fundo de Estabilização Financeira da Segurança Social）が設立されている。

2002年の年金改革では、一般制度における年金額算定給与期間が最終15年のベスト10年から、40年を上限に生涯給与へと変更されたが、移行期間中は新フォーミュラと新旧の組み合わせのうち条件の良い方で受給可能とされている。また、新フォーミュラでは低所得者が不利となる可能性があるとして、給付乗率は2.0%から所得水準に応じて2.0%～2.3%の段階料率へと変更されている。

ユーロ導入後の経済低迷を受け、2003年には長期失業者は58歳以降ペナルティ無しに年金が受領できる制度が導入されたが、2005年には逆に早期退職年金の受給資格の厳格化が行われている。

ポルトガルでは、一般制度への拠出額が対GDP比で横ばいから微増で推移する中で、支出額は急速に増加したため、2004年以降支出額が社会保険料の拠出額を上回る状況となり、収支不足額は年々拡大する状況となっており、公的セクターを対象とする公的年金制度であるCGAも、雇用主としての拠出分を含み年3%程度の構造的収支不足となっており、財政状況の圧迫要因となった。

【図表 2-27】 一般制度とCGAの拠出と支出の状況



出所：“OECD Reviews of Pension Systems: Portugal” から年金シニアプラン総合研究機構作成

このため 2005 年から 2008 年にかけては、年金支出額の抑制に向けた様々な変更が行われている。

公的セクター職員を対象とした年金制度である CGA では 2006 年以降の新規加入者が停止となっている。また、2007 年にはサステナビリティ・ファクター（SF：Fator de Sustentabilidade）が導入され、65 歳時の平均余命の変化により、新規裁定年金額が調整されることとなった。

他には、2006 年に既裁定年金額の年次改訂方式を、過去 2 年間の実質 GDP 成長率と過去 12 ヶ月の住宅費を除いた消費者物価指数（CPI）の組み合わせに変更、2007 年に Social Support Index（SSI）の導入、2002 年改革の移行期間の短縮（2016 年から 2007 年）等が行われている。

[図表 2-28] 2010 年以降のポルトガルの主要年金制度改革

年	主な変更点
2010年 Law nr. 55-A	・特別連帯拠出制度（Contribuição Extraordinária de Solidariedade）導入（2016年まで）
2011年 Law nr. 64-B	・特別連帯拠出制度の範囲拡大 ・1,100ユーロ以上の年金の13・14ヶ月目年金時限付き停止、600-1,100ユーロ減額
2013年 Decree nr. 167-E	・サステナビリティ・ファクター(SF)の基準年を2006年から2000年に変更（早期退職のみに適用範囲を縮小） ・標準退職年齢の66歳への引き上げ ・標準退職年齢を65歳時の平均余命の変化の3分の2に連動
2017年 Decree nr. 126-B/2017	・48年以上拠出または15歳未満で労働を開始した場合拠出46年以上で60歳からSF適用外で早期退職可能
2018年 Decree nr. 73/2018	・48年以上拠出または16歳未満で労働を開始した場合拠出46年以上で60歳からSF適用外で早期退職可能
2018年 Decree nr. 119/2018	・2019年から40年以上拠出の場合60歳からの早期年金受給時にSFの適用外に（ただし、標準退職年齢まで1ヶ月毎に0.5%のペナルティ）

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

ポルトガルでは、ユーロ導入以降労働コストの上昇と根深い構造問題から輸出競争力が低下し景気低迷と生産性の低下が続くと共に、経常赤字の拡大等から対外債務が膨らんだことから資本市場からの信認は低下していた。

ポルトガル政府は2010年に数次にわたる財政赤字削減策を打ち出したが状況は改善せず、2011年3月のEU緊急首脳理事会でソクラテス首相は、大統領や野党との事前協議なしに追加財政赤字削減案を発表したことで反発を受け、追加の緊急財政対策法案が議会で否決されソクラテス首相は辞意を表明、金融市場に不安が高まり国債利回りが上昇、危機が深まったことからポルトガル政府は2011年4月7日に欧州委員会、ECB、IMFに対して支援要請を行い、2011年5月11日のECOFINカウンスル、5月20日のIMF Executive Boardで承認され、ポルトガルへの約780億ユーロの支援が決定している。



トロイカ支援プログラムでは、①財政緊縮化、金融セクターの安定化、③構造改革等が求められ、財政緊縮化の一環として年金改革も実施された。

支援プログラム対応として年金分野では、①既裁定年金の年次改定の凍結（2011～2013年）、②年金受給者からの特別連帯拠出（CES）の導入、③早期退職年金制度（30年以上の拠出で55歳から受給可能）の適用停止、④クリスマス年金とホリデー年金の一部支給停止・減額（憲法裁判所判断でその後再開）等が行われている。

2014年には年金改革が実施され、①退職年齢の65歳から66歳への引き上げ、②2016年から退職年齢を65歳時平均余命の3分の2の割合で自動的に引き上げ、③サステナビリティ・ファクター（SF）の基準年の2006年から2000年への変更（減額幅の拡大）などが行われている。ただし、SFについては従来は全ての新規裁定年金が対象であったが、早期退職年金のみへと適用範囲を縮小し、早期退職へのディス・インセンティブ制度へと性格は変更されている。

2014年5月に金融支援から卒業したが、その後も国内第3位のバンク・エスピリト・サントの経営不安等が発生している。

2015年1月に危機時に適用が停止されていた30年以上の拠出で55歳から受給可能な早期退職制度が再開されたが、変更後のSFが適用されると減額幅は大きく、条件によっては非拠出の老齢社会年金の金額をも下回る年金額となることもあり得る制度となってしまうため、早期退職年金制度は40年以上の拠出で60歳以上から可能と改められている。

2017年には拠出期間48年以上の場合または15歳未満<sup>16</sup>から就労した場合は46年以上の拠出で60歳から、早期退職のペナルティ無しでの年金受給が可能に、2019年から40年以上拠出の場合60歳からの早期年金受給時にSFの適用外（ただし、標準退職年齢まで1ヶ月毎に0.5%のペナルティ）になるなど、長期就労者への特別規定が追加されている。

---

<sup>16</sup> 2018年に16歳未満に変更

[図表 2-29] ポルトガルの首相

マリオ・ソアレス Mário Alberto Nobre Lopes Soares		1983年6月9日	1985年11月6日	社会党 (PS)
カヴァコ・シルヴァ Aníbal António Cavaco Silva	第1次	1985年11月6日	1987年8月17日	社会民主党 (PSD)
	第2次	1987年8月17日	1991年10月31日	
	第3次	1991年10月31日	1995年10月28日	
アントニオ・グテーレス António Manuel de Brito Guterres	第1次	1995年10月28日	1999年10月25日	社会党 (PS)
	第2次	1999年10月25日	2002年4月6日	
ドゥラン・バローゾ José Manuel Durão Barroso		2002年4月6日	2004年7月17日	社会民主党 (PSD)
サンタナ・ロペス Pedro Miguel Santana Lopes		2004年7月17日	2005年3月12日	社会民主党 (PSD)
ジョゼ・ソクラテス José Sócrates Carvalho Pinto de Sousa	第1次	2005年3月12日	2009年10月26日	社会党 (PS)
	第2次	2009年10月26日	2011年6月21日	
ペドロ・パッソス・コエーリョ Pedro Manuel Mamede Passos Coelho		2011年6月21日	2015年11月26日	社会民主党 (PSD)
アントニオ・コスタ António Luís Santos da Costa		2015年11月26日	現職	社会党 (PS)

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-30] 総選挙獲得議席数推移

		1987	1991	1995	1999	2002	2005	2009	2011	2015	2019
社会党 Socialist (PS)	中道左派	60	72	112	115	96	121	97	74	86	108
社会民主党 Social Democratic (PSD)	中道右派	148	135	88	81	105	75	81	108	89	79
民衆党 People's (CDS)	中道右派	4	5	15	15	14	12	21	24	18	5
左派連合 Left Bloc (BE)	急進左派				2	3	8	16	8	19	19
統一民主連合 Unitary Democratic Coalition (CDU)	急進左派・環境保護	31	17	15	17	12	14	15	16	17	12
人と動物と自然の党 People-Animals-Nature (PAN)	新興・環境保護									1	4
保守党 CHEGA	新興・極右										1
リベラル・イニシアチブ Liberal Initiative (IL)	新興・右派										1
自由党 LIVRE	新興・中道左派										1
Others		7	1								
		250	230	230	230	230	230	230	230	230	230

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 第3章 フランス

### 1 年金制度の概要

フランスの公的年金制度は、職域に応じて多数に分立した複雑な制度であることが特徴で、公的年金制度にはそれぞれ独自のルールを持つ 42 の制度があるとされている。また、職種によっては、基礎年金 (Régime de base) と補足年金 (Régimes complémentaires obligatoires) との 2 層構造となっている。

民間セクターの給与所得者、自営業者や農家等を対象とした公的年金制度は基礎年金と補足年金との 2 層構造となっているが、公的セクター職員や公社・旧国営企業等の職員向けの特許年金は 1 層構造となっており、制度間で年金給付の諸条件は異なっている。

過去何度となく年金制度簡素化に向けた取り組みが図られているが、給付条件の統一化等では一定の進展はみられるものの、毎回強硬な反対があり公的年金制度の簡素化は実現していない。2017 年に就任したマクロン大統領も、ポイント制 (PS) を採用した単一のユニバーサル年金の導入という大規模な年金改革を提案したが、大規模デモが発生、その後 COVID-19 パンデミックの拡大もあり改革提案は棚上げとなっている。

民間セクターの給与所得者を対象とした公的年金制度は、①賦課方式 (PAYG) で確定給付型 (DB) の基礎年金である一般制度 (régime général) と、②財政方式は同じく賦課方式 (PAYG) だがポイント制 (PS) の強制加入の職域型補足年金である AGIRC-ARRCO との 2 層構造となっている。

農業従事者を対象とした基礎年金は MSA (La Mutualité sociale agricole) であるが、農業関連企業の労働者が加入する補足年金は、民間セクター給与所得者と同じ AGIRC-ARRCO となっているが、農業経営者向けの補足年金は別途存在している。

公的セクター職員向けの年金制度は一層構造であるが、2003 年の年金改革で付加年金制度として公務員付加年金 (RAFP : La retraite additionnelle de la fonction publique) が設定されている。また、公社や旧国営企業にはそれぞれ独自の年金制度を持っている。

専門職の自営業についても職種毎にそれぞれ独自の年金制度が設定されている。

また、資力調査 (ミーンズテスト) 付きの非拠出型年金制度として ASPA (L'allocation de solidarité aux personnes âgées) が設定されている。

その他の職域年金・個人年金制度としては、2019 年に新制度の PER (Plan d'Épargne Retraite) が導入されており、①個人退職貯蓄プラン (Plan d'épargne retraite individuel : PERIN)、②集団退職貯蓄プラン (Plan d'épargne retraite entreprise collectif : PERECO)、③強制退職貯蓄プラン (Plan d'épargne retraite obligatoire : PERO) の 3 つのタイプが設定されている。PER の導入は、制度の統一化と簡素化、年金ポータビリティの向上等を目

的としたものとされている。

尚、フランスの公的年金は賦課方式（PAYG）であるが、フランス年金準備基金（FRR : Fonds de Réserve pour les Retraites）が設置されており、一部積立金も保有している。

最低退職年齢は 1955 年生まれ以降 62 歳であるが、満額年金が受給可能な退職年齢は 1955 年生まれ以降では 67 歳と規定されている。

[図表 3-1] 制度別加入者・受給者数（2018 年 7 月 1 日時点）

	年金受給者		保険金支払い中加入者		受給者 / 加入者
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	
一般制度 Régime général	14,022,946	55.7	19,094,970	69.1	73.4%
農業部門被用者 Régime des salariés agricoles	2,483,695	9.9	682,728	2.5	363.8%
公務員・軍人 Fonctionnaires civils et militaires	2,371,652	9.4	1,959,407	7.1	121.0%
国営事業労働者 Ouvriers d'Etat	98,321	0.4	24,459	0.1	402.0%
地方自治体職員 Collectivités locales	1,294,891	5.1	2,226,088	8.1	58.2%
炭鉱労働者 Mines	250,789	1.0	1,455	0.0	17233.4%
フランス国有鉄道 SNCF	258,055	1.0	141,406	0.5	182.5%
パリ市交通公社 RATP	49,457	0.2	42,044	0.2	117.6%
船員疾病全国制度 Établissement national des invalides de la marine	104,924	0.7	30,203	0.1	347.4%
電力・ガス公社 (EDF-GDF) CNIEG	177,448	0.3	134,772	0.5	131.7%
公証人補・公証人事務職員 Clercs de notaires	72,628	0.1	52,893	0.2	137.3%
フランス中央銀行 Banque de France	17,067	0.0	9,922	0.0	172.0%
<b>被用者向け制度小計</b> <b>Total des régimes des salariés</b>	<b>21,201,873</b>	<b>84.2</b>	<b>24,400,348</b>	<b>88.4</b>	<b>86.9%</b>
農業経営者 Exploitants agricoles	1,355,668	5.4	460,643	1.7	294.3%
自営業者(手工業・商業) RSI-AVIC & RSI-AVA	2,186,445	8.7	1,752,604	6.3	124.8%
自由業(含む弁護士) Professions libérales (y compris CNBF)	385,728	1.5	988,009	3.6	39.0%
聖職者 Cultes (CAVIMAC)	42,144	0.2	15,236	0.1	276.6%
<b>非被用者向け制度小計</b> <b>Total des régimes des non-salariés</b>	<b>3,969,985</b>	<b>15.8</b>	<b>3,216,492</b>	<b>11.6</b>	<b>123.4%</b>
<b>総計</b> <b>TOTAL GÉNÉRAL</b>	<b>25,171,858</b>	<b>100.0</b>	<b>27,616,840</b>	<b>100.0</b>	<b>91.1%</b>

出所：CNAV から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 3-2] フランス年金制度の概要イメージ

スキームタイプ	public servant schemes									Type of schemes		
	公務員付加年金制度 RAFF (0.4 Bn€)									Additional scheme		
補足スキーム Complementary Schemes	Complementary Scheme for liberal professionals (4.1 Bn€)	Self employed Complementary Pension	Complementary Mandatory Pension (0.7 Bn€)	管理職補足年金制度(Agirc) 被用者補足年金制度(Arrco) Agirc - Arrco (77.9 Bn€)		非正規公務員補足年金機構 IRCANTEC - Non permanent state and public agent (4.1 Bn€)	Pension scheme for permanent civil and military servants (52.1 Bn€)		全国地方公務員年金金庫 CNRACL (18.9 Bn€)	国家事業労働者年金特別基金 FSPOEIE (1.8 Bn€)	その他特別制度 Other special schemes (SNCF, RETP, IEG,...) (15.4 Bn€)	統合スキーム "Integrated" or "completed" schemes
基礎スキーム Basic Schemes	CNAVPL - Liberal professionals - and CNBF - LAWYERS - (1.8 Bn€)		農業社会共済(MSA)雇用者 MSA employers (7.3 Bn€)	農業社会共済(MSA)被用者 MSA salaries (5.8 Bn€)	全国老齢保険金庫 CNAV (general scheme) and SSI (122.7 Bn€)							
被保険者資格 Insured status	自由業専門家 Liberal professions	非農業独立労働者 Non-farmers independant workers	農業雇用者 Farmer employers	農業労働者 Farmer workers	非農業部門労働者 Non-farmer workers	Parmanent civil and military servants and magistrates	地方公務員(FPT)/ 医療公務員(FPH) FPT/FPH civil permanents	State workers	Special scheme agents	被保険者資格 Insured status		
雇用主 Employers				農業企業 Agricultural companies	民間セクター企業 Private sectors companies: commercial, industrial,...	中央政府 State government	公的セクター Public collectives	State governm ent	SNCF, RATP,...	雇用主 Employers		

出所 : Pension Projections for the 2021 Ageing Report Country Fiche France から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 1.1 フランス年金準備基金（FRR）

フランスの公的年金は賦課方式（PAYG）であるが、フランス年金準備基金（FRR : Fonds de Réserve pour les Retraites）が設置されており、一部積立金も保有している。

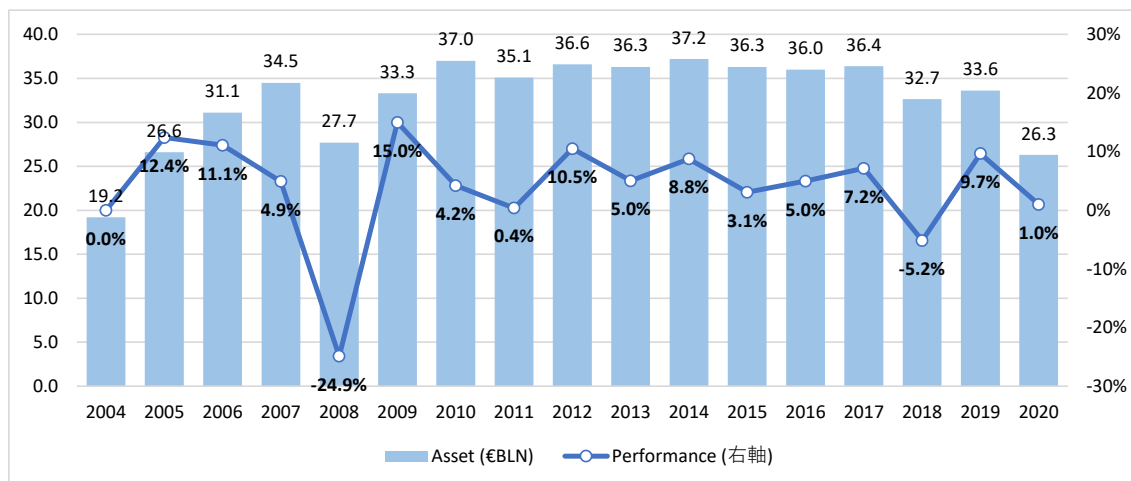
FRR は、1999年にジョスパン政権が導入を決定、当初は高齢者連帯基金（FSV）の中に設置する計画であったが、2001年の法律（Law no. 2001-624）で独立した基金としての位置付けに変更され、2004年から積立金の資産運用が開始されている。

FRR の設立目的は、ベビーブーマー世代が退職年齢を迎える時期に備え、世代間の費用負担の不均衡を平準化し、年金制度の持続可能性を高めるためとされた。

当初の計画では、携帯電話ライセンス料、国有・国営企業の民営化代金、高齢者連帯基金（FSV）や一般制度（CNAVTS）の黒字分、一般社会拠出金（CSG）の一部、資産収入課税の一部等で約1,000億ユーロを集め、資産運用益を合わせ2020年までに資産残高1,500億ユーロにまで拡大させ、2020年以降一般制度とそれに準ずる制度の年金支払いに充当する予定であった。

実際にはFSVからの資金移転と高速道路のコンセッション収入（12億ユーロ）、時限的に実施された資産収入課税の一部移転等に主たる財源がとどまったこと、2011年以降毎年21億ユーロ<sup>1</sup>を社会保障基金（CADES）に資金を拠出することに変更されたこと等から、FRRの資産残高は300億ユーロ台で頭打ちとなり、2020年末の資産残高は263億ユーロにとどまっている。

[図表 3-3] FRR の運用資産残高とパフォーマンス



出所：FRR から年金シニアプラン総合研究機構作成

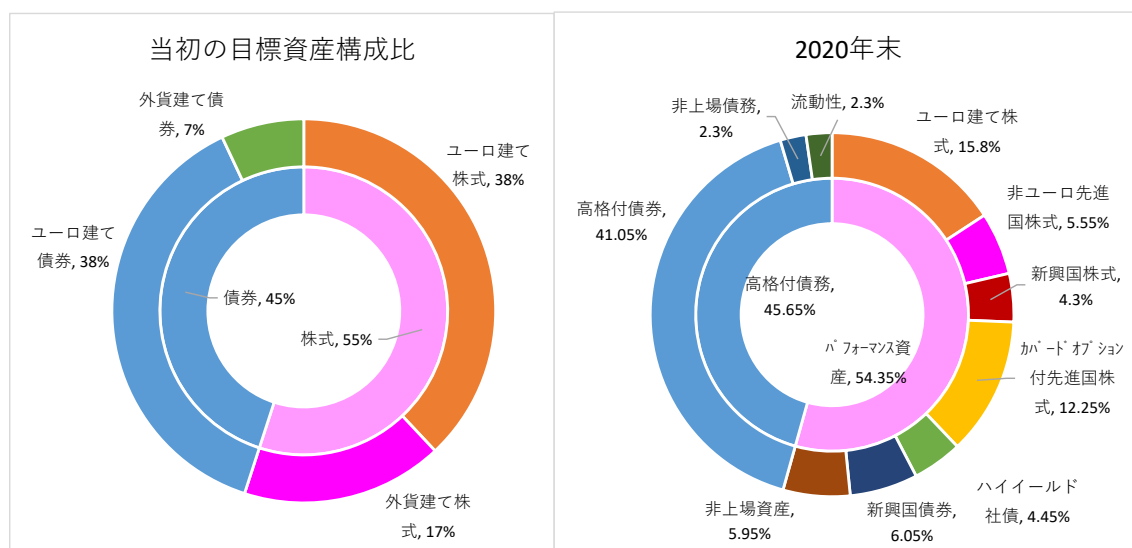
尚、2020年のFRRの資産残高が2019年末の336億ユーロから急減しているのは、2020年は71億ユーロの引き出しが実施されたことによるものである。また、コロナ・ショック

<sup>1</sup> 2025年からは14.5億ユーロ

で相場が急落した直後の4月25日に例年通り21億ユーロをCADESに資金移転を行い、2020年から開始された一般制度への資金移転50億ユーロを7月31日に実施したため資金流出で相場の戻りの大半を取り逃した影響も大きく受けている。ただし、2020年の資産運用利回りは1.0%とプラスのリターンは確保されている。

FRRの目標資産運用構成比は、当初株式55%(ユーロ建て株式38%、外貨建て株式17%)。債券45%(ユーロ建て債券38%、外貨建て債券7%)でスタートしたが、リーマンショックにより相場が下落した2008年に△24.9%の大幅なマイナス・リターンを記録したことから、リスク水準を落とし分散を高める方向に変更されている。尚、FRRはESG投資にも熱心に取り組んでいる。

[図表 3-4] FRRの運用資産構成比



出所：FRR から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 1.2 フランス社会保障基金 (CADES)

フランス社会保障基金 (CADES) は、社会保障制度に係る累積債務の返済を目的に1996年にフランス政府の公的行政機関として設立されている。

当初は1994~1996年に累積された社会保障制度の債務(447億ユーロ)が移管され、新たに導入された幅広い個人所得を課税基盤とする目的税とするCRDS(社会保障債務償還拠出金)を財源として、移管された債務を2009年までに返済する計画であったが、その後も追加的な債務の移管が続き、存続期間は2014年まで、2025年までと順次延長され、2021年には2033年までさらに延長する法案が成立している。

2016年までにCADESへと移管された社会保障制度に係る債務の総額は2,605億ユーロ

となっているが、2033年までの存続期間延長とともにさらに追加で1,360億ユーロの債務の移転が計画されている。

債務の追加移転に伴い返済に充当される財源基盤も拡充され、一般社会拠出金（CSG）の一部、フランス年金準備基金（FRR）から毎年21億ユーロ（2011～2024年）<sup>2</sup>の現金移転、財産収および投資収入の社会負担金の一部などが財源として追加されている。

2019年にCADESは182億ユーロの資金を受領しており、その内訳比率はCRDSが41.5%、CSGが47.0%、FRRが11.5%とされている。

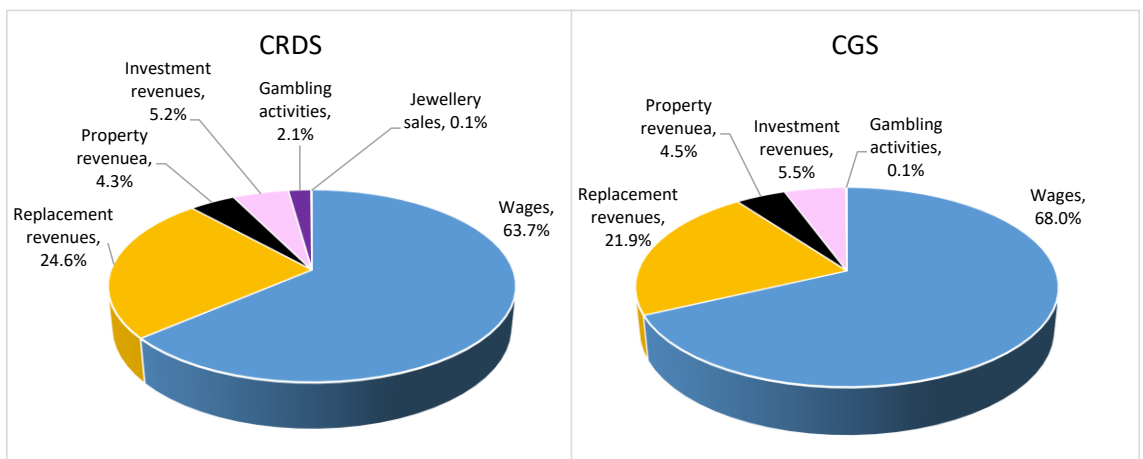
尚、2005年以降は、CRDSの料率引き上げや他の新たな財源を確保しない限り、新たな社会保障関連債務のCADESへの移転を認めない仕組みが導入されている。

[図表 3-5] CADES への債務移転額（単位：10 億ユーロ）<sup>3</sup>

	1996	1998	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2011	2012	2013	2014	2015	2016	合計
ACOSS	20.9	13.3		35.0	8.3	6.0		10.0	17.0	67.8	6.7	7.7	10.0	10.0	23.6	234.2
フランス政府	23.4				-1.7	-0.3	-0.1									23.4
CANAM	0.5															0.5
FOREC			1.3	1.1												2.4
年度合計	44.8	13.3	1.3	36.1	6.6	5.7	-0.1	10.0	17.0	67.8	6.7	7.7	10.0	10.0	23.6	260.5

出所：CADES

[図表 3-6] 2019年にCADESが受領した目的税の課税対象別構成比



出所：CADES

<sup>2</sup> 2033年までの延長に伴い2025～2033年はFRRから毎年14.5億ユーロの現金移転が決まっている

<sup>3</sup> ACOSS：社会保障機関中央機構、CANAM：全国非農業非被用者疾病出産保険金庫、FOREC：使用者負担保険料改革財源基金



### 1.3 社会保障債務償還拠出金(CRDS)

社会保障債務償還拠出金（CRDS : Contribution pour le remboursement de la dette sociale）は、前述のように CADES に移転された社会保障制度の債務の返済原資とすべく 1996 年に導入された目的税であり、幅広い個人所得を課税基盤としている。

税率は 0.5% で、課税対象は①稼働所得（給与等）、②代替所得（年金等）、③資産所得、④投資所得、⑤ギャンブル（公営くじ、カジノ等）、⑥貴金属等の売却となっている。

### 1.4 一般社会拠出金(CSG)

一般社会拠出金（CSG : Contribution sociale généralisée）は、1991 年に家族手当の財源として創設されたが、1993 年からは高齢者連帯基金（FSV）、1997 年からは医療保険、2005 年からはフランス社会保障基金（CADES）へと適用範囲が拡大され、料率も当初の 1.1% から順次引き上げられている。

CADES に対しては 2005 年に 0.2% が財源として割り当てられたが、その後 2011 年に 0.48%、2016 年に 0.6% へと引き上げられてきた。ただし、2024 年以降は 0.45% に引き下げられる予定となっている。

### 1.5 一般制度と AGIRC-ARRCO

民間セクターの給与所得者を対象とした公的年金制度は、①賦課方式（PAYG）で確定給付型（DB）の基礎年金である一般制度（régime général）と、②強制加入の職域型補足年金で、財政方式は同じく賦課方式（PAYG）だがポイント制（PS）年金の AGIRC-ARRCO の 2 層構造となっている。

民間セクター労働者は、就職すると一般制度と被用者補足年金制度（ARRCO）に加入し、幹部職員になると管理職補足年金制度（ARRCO）に追加加入する形となる。

被用者補足年金制度（ARRCO）と管理職補足年金制度（ARRCO）は別組織で運営されていたが 2019 年に統合され AGIRC-ARRCO となっている。ARRCO と AGIRC それぞれのポイントは、統合により AGIRC-ARRCO としてのポイントに換算されている。

社会保険料の拠出率は、基礎年金は主として社会保障シーリング（SSC : Social Security Ceiling）として設定された金額<sup>4</sup>までの給与から徴収され、AGIRC-ARRCO 分は SSC までは料率が低く抑えられ、SSC の 8 倍までの給与から徴収されている。尚、基礎年金分には SSC の金額によらず給与全額にかかる社会保険料があり、遺族保険に充当されている。

<sup>4</sup> 2021 年は月 3,428 ユーロ、年 41,136 ユーロ

一般制度の社会保険料率は SSC までが 17.75%（雇用主 10.45%、被用者 7.30%）、給与全額に対して 2.3%（雇用主 1.9%、被用者 0.4%）<sup>5</sup>となっている。

[図表 3-7] 一般制度の老齢年金向け社会保険料・SSC の推移

社会保険料 (老齢年金)	SSCまで		給与全額		SSC	2021	2020	2019	2018
	雇用者負担	被用者負担	雇用者負担	被用者負担					
1980/1/1	8.20%	4.70%							
1984/1/1	8.20%	5.70%							
1986/8/1	8.20%	6.40%							
1987/7/1	8.20%	6.60%							
1989/1/1	8.20%	7.60%							
1991/2/1	8.20%	6.55%	1.60%						
2004/7/1	8.20%	6.55%	1.60%	0.10%					
2006/1/1	8.30%	6.55%	1.60%	0.10%					
2012/12/1	8.40%	6.75%	1.60%	0.10%					
2014/1/1	8.45%	6.80%	1.75%	0.25%					
2015/1/1	8.50%	6.85%	1.80%	0.30%					
2016/1/1	8.55%	6.90%	1.85%	0.35%					
2017/1/1	8.55%	6.90%	1.90%	0.40%					
2021/1/1	8.55%	6.90%	1.90%	0.40%					

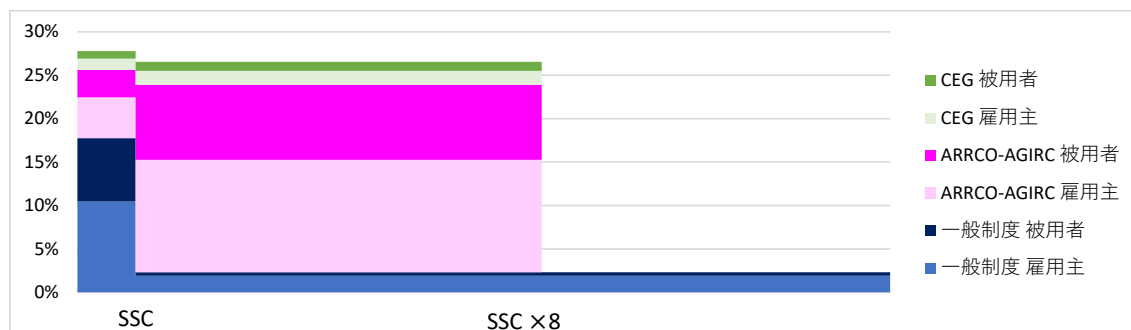
  

	2021	2020	2019	2018
Année (年)	41 136 €	41 136 €	40 524 €	39 732 €
Trimestre (四半期)	10 284 €	10 284 €	10 131 €	9 933 €
Mois (月)	3 428 €	3 428 €	3 377 €	3 311 €
Quinzaine (2週)	1 714 €	1 714 €	1 689 €	1 656 €
Semaine (週)	791 €	791 €	779 €	764 €
Jour (日)	189 €	189 €	186 €	182 €
Heure (時)	26 €	26 €	25 €	25 €

出所：URSSAF、CNAV から年金シニアプラン総合研究機構作成

AGIRC-ARRCO の社会保険料率は SSC までが 7.87%（雇用主 4.72%、被用者 3.15%）、SSC～SSC の 8 倍までが 21.59%（雇用主 12.95%、被用者 8.64%）<sup>6</sup>となっているが、AGIRC-ARRCO の社会保険料率のうち、ポイントの獲得に適用されるのは SSC までが 6.2%、SSC～SSC の 8 倍までが 17.0%となっている。また、財政状況により拠出率が変動する制度による contribution d'équilibre générale (CEG) と呼ばれる拠出が SSC までが 2.15%（雇用主 1.29%、被用者 0.86%）、SSC～SSC の 8 倍まで 2.70%（雇用主 1.62%、被用者 1.08%）加わっている。

[図表 3-8] 給与水準と拠出率のイメージ図



出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>5</sup> 給与全額を賦課対象とする被用者負担分は遺族手当に充当される

<sup>6</sup> AGIRC と ARRCO の統合以前は、社会保障料率は AGIRC と ARRCO で異なり、給与水準により 6 段階に分かれていた

最低退職年齢は 1955 年生まれ以降 62 歳であるが、満額年金が受給可能な退職年齢は 1955 年生まれ以降では 67 歳と規定されている。

また、早期退職可能年齢は、1960 年生まれ以降では所要要件により 58 歳または 60 歳となっている。

[図表 3-9] 生年別の各種退職年齢

Generation	Minimum ages for early pension	Legal age	Full rate pension age
Before July 1st 1951	56-59 60 65	60	65
July 1st- Dec 31th 1951	56-60	60 + 4 months	65 + 4 months
1952	56-60	60 + 9 months	65 + 9 months
1953	56-60	61 + 2 months	66 + 2 months
1954	56-60	61 + 7 months	66 + 7 months
1955	56+4 months-60	62	67
1956	56+8 months-60	62	67
1957	57-60	62	67
1958	57+4 months-60	62	67
1959	57+8 months-60	62	67
1960 onwards	58-60	62	67

出所：2021 年版 Ageing Report

[図表 3-10] 生年別の満額年金所要拠出期間

Generation	Required number of contribution years	(四半期数への換算値)
Before 1948	40 years	160
1949	40 years and 3 months	161
1950	40 years and 6 months	162
1951	40 years and 9 months	163
1952	41 years	164
1953 and 1954	41 years and 3 months	165
1955 to 1957	41 years and 6 months	166
1958 to 1960	41 years and 9 months	167
1961 to 1963	42 years	168
1964 to 1966	42 years and 3 months	169
1967 to 1969	42 years and 6 months	170
1970 to 1972	42 years and 9 months	171
1973 onwards	43 years	172

出所：2021 年版 Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

一般制度の年金額算出式は以下の通りで、拠出期間 (D) が生年によって定められた満額年金所要拠出期間 (T) に満たない場合は減額となる。参照給与額 (ref. wage) は、インフレ率で調整後の各年平均給与のベスト 25 年であるが、社会保障シーリング (SSC : Social

Security Ceiling) の金額が上限となっている。給付率 (t) は標準が 50%であるが、高齢者の就労継続インセンティブとして、満額年金所要拠出期間に対して 1 四半期毎に 1.25% のボーナスとペナルティ (37.5%が下限) が付せられている。また、若年時から就労した場合には、最低退職年齢未満でも年金が受領可能となっている。

$$P = \text{ref. wage} \times \text{Min} \left( 1, \frac{D}{T} \right) \times t$$

《年金額 = 参照給与額 × 拠出期間による調整 × 給付率》

尚、公務員向年金制度においても年金額算出式は一般制度と同じであるが、基礎年金と補足年金とに分かれていないこともあり、給付率 (t) の標準は 75%、参照給与額 (ref. wage) の参照期間は最終 6 ヶ月 (賞与とその他手当を除く) となっている。

## 1.6 非拠出型年金

非拠出型年金制度としては、資力調査 (ミーンズテスト) 付きの非拠出型年金制度として ASPA (L'allocation de solidarité aux personnes âgées) が設定されている。

原則 65 歳以上、障害者の場合は 62 歳以上が対象で、手当が支払われる暦年の間に 6 か月 (または 180 日) 以上居住していることが条件とされている。2021 年の上限額は単身者の場合年 10,881.75 ユーロ、2 名の場合 16,893.94 ユーロで、年 12 回支払われる。

## 1.7 任意加入の職域年金・個人年金

任意加入の職域年金・個人年金制度としては、2019 年に新制度の PER (Plan d'Épargne Retraite) が導入されており、①個人退職貯蓄プラン (Plan d'épargne retraite individuel : PERIN)、②集団退職貯蓄プラン (Plan d'épargne retraite entreprise collectif : PERECO)、③強制退職貯蓄プラン (Plan d'épargne retraite obligatoire : PERO) の 3 つのタイプが設定されている。PER の導入は、制度の統一化と簡素化、年金ポータビリティの向上等を目的としたものとされている。

PERIN は個人型 DC 年金で、旧制度では全国民が加入可能な PERP、自営業者向けの Madelin、農業セクター労働者向けの Madelin agricole、主として公的セクター職員向けの Préfon、Corem、CRH などに分かれていた。

PERCO は、従業員が加入できる企業型 DC 年金となっている。

PERO は、労使の合意に基づき設定される場合には従業員は強制加入となり、企業及び

加入者の拠出金の料率は労使の協約によって定められるタイプの企業型 DC 年金である。

PER の制度乗り換えは、転職・退職時以外でも 3 年毎に可能だが、PERO については加入義務がなくなった時のみとなる。

PER は一時金、終身年金、両者の組み合わせで受領可能だが、PERO については終身年金のみとされている。また、住宅の取得、本人または配偶者の死亡、障害（本人・配偶者・子供）、過重債務状況となった場合、失業保険給付が終了したが失業状況が続いている場合などには引き出しも可能となっている。

2020 年末現在での加入者または契約数と資産残高は、①個人退職貯蓄プランが 144 万、224 億ユーロ、②集団退職貯蓄プランが 115 万、79 億ユーロ、③強制退職貯蓄プランが 24 万、12 億ユーロで、PER の合計では 283 万、316 億ユーロとなっている。

## 1.8 フランス公務員付加年金（RAFP）

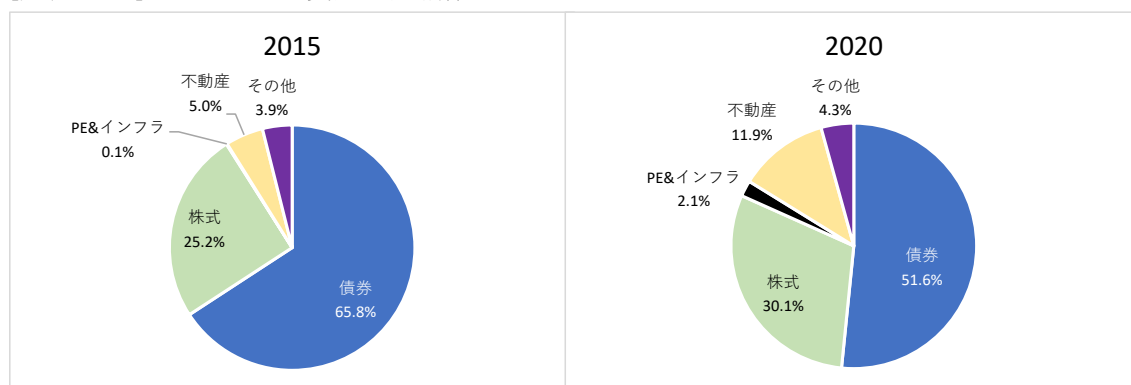
フランス公務員付加年金（Le Régime de Retraite additionnelle de la Fonction publique : RAFP）は、公務員等を対象とした付加年金制度である。

2003 年の年金改革で設置が決定され 2005 年 1 月から運営が開始されている。公務員向年金制度の改革実施にあたり、年金額の算定対象となる給与に賞与が含まれていないことを勘案し、公務員等に対する公的年金の上乗せ年金として設定されている。

RAFP はポイント制年金で、拠出原資は賞与のみ（総給与の 20% 上限）で、管理と資産運用はフランス公務員付加年金機構（l'Établissement de Retraite additionnelle de la Fonction publique : ERAFP）が実施している。

2020 年末の運用資産額は 375 億ユーロで、ESG 投資に熱心に取り組んでいる。加入者は 450 万人、2020 年の拠出額は 19.2 億ユーロとなっている。

[図表 3-11] ERAFP の資産運用構成比

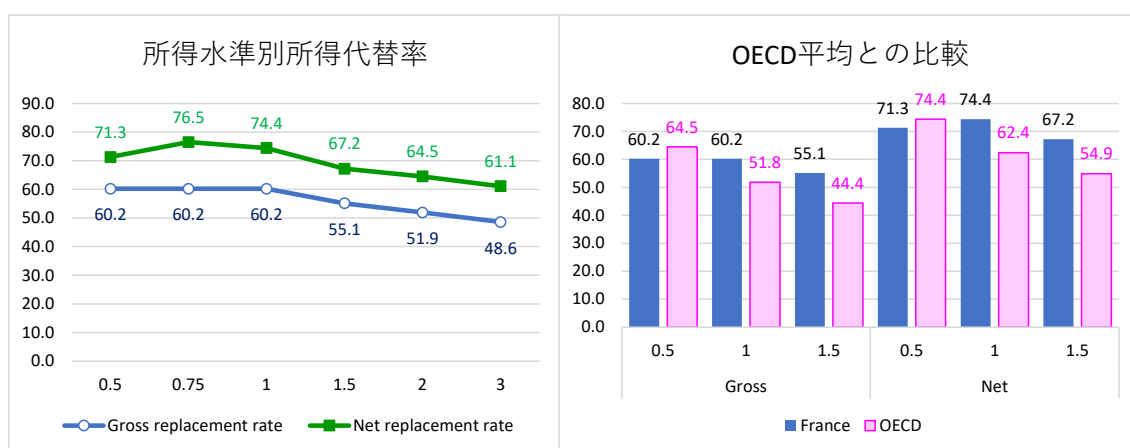


出所：ERAFP から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

フランスの所得代替率は OECD 諸国の平均をやや上回る水準に位置している。OECD のレポート<sup>7</sup>では 2064 年に 66 歳で退職した場合の所得代替率はグロスで 60.2%、税効果等を考慮したネットでは 74.4%となっている。尚、フランスでは社会保険料の拠出対象給与に上限が定められていること等から所得水準が高くなると所得代替率はやや低下する。

[図表 3-12] 所得代替率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率（TRR：Theoretical replacement rate）として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

2021 年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40 年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢（SPA：standard pensionable age）において、標準的な雇用契約で途切れることのない 40 年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるフランスの 2019 年の TRR は、平均所得の場合グロスで 63.8%、ネットでは 76.2%<sup>8</sup>となっている、低所得（平均所得の 66%）の場合にはグロスで 63.8%、ネットでは 76.3%と平均所得の場合とほぼ同率である。

2059 年（2019 年に就労、40 年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始）の TRR は、平均所得の場合グロスで 52.1%、ネットでは 65.1%へとやや低下している。

社会保険料の拠出年数が半分の 20 年となった場合には、グロスで 30.4%、ネットでは 38.0%

<sup>7</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021”

<sup>8</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる

へと低下し、所得代替率の水準は相応に低いものとなっている。

キャリアブレイクのケースでは、3年間の子供の養育でのキャリアブレイクでは女性についてはグロスで72.3%、ネットでは84.4%と、ベースケースを上回る数値となっており、政策対応の効果がみられている。3年間の失業や3年間の家族のケアでもTRRの低下幅は微小なものとなっている。

[図表 3-13] 理論的所得代替率 (TRR) のケース別変化 (2019年、2059年)

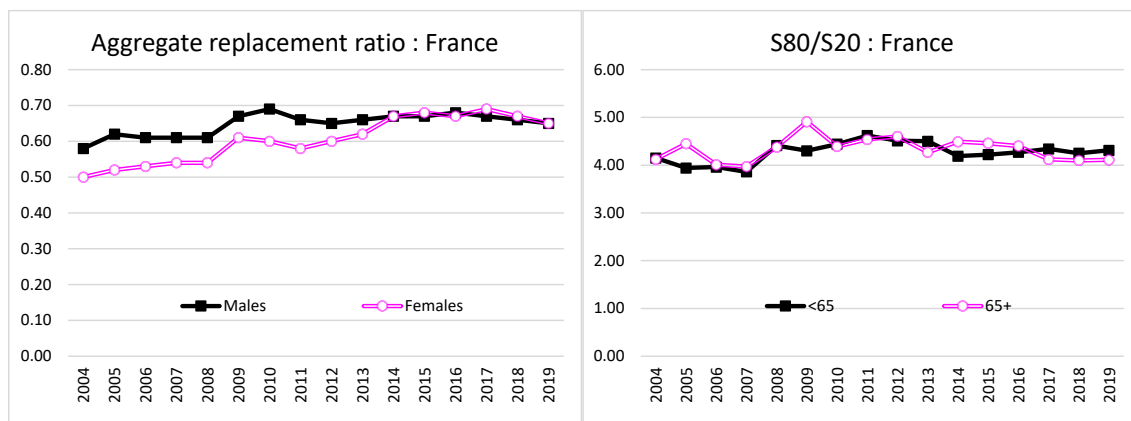
Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	57.3	57.3	49.0	49.0	-8.3	-8.3	45.4	45.4	36.0	36.0	-9.4	-9.4
Average earning (100%)	76.2	76.2	65.1	65.1	-11.1	-11.1	63.8	63.8	52.1	52.1	-11.7	-11.7
Low earnings (66%)	76.3	76.3	61.6	61.6	-14.7	-14.7	63.8	63.8	52.1	52.1	-11.7	-11.7
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	38.0	38.0	31.2	31.2	-6.8	-6.8	30.4	30.4	24.9	24.9	-5.5	-5.5
Low earnings (66%)	55.2	55.2	35.7	35.7	-19.5	-19.5	42.7	42.7	27.9	27.9	-14.8	-14.8
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	75.8	75.8	64.8	64.8	-11.0	-11.0	63.4	63.4	51.8	51.8	-11.6	-11.6
Low earnings (66%)	75.8	75.8	61.3	61.3	-14.5	-14.5	63.4	63.4	51.8	51.8	-11.6	-11.6
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	78.4	84.4	66.6	72.1	-11.8	-12.3	66.4	72.3	53.2	57.6	-13.2	-14.7
Low earnings (66%)	79.0	86.4	63.0	68.2	-16.0	-18.2	66.1	72.3	53.2	57.6	-12.9	-14.7
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	74.0	74.0	62.4	62.4	-11.6	-11.6	61.5	61.5	49.9	49.9	-11.6	-11.6
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)	69.7	69.7	60.5	60.5	-9.2	-9.2	58.2	58.2	48.4	48.4	-9.8	-9.8
Low earnings (66%)	70.7	70.7	58.0	58.0	-12.7	-12.7	58.2	58.2	48.4	48.4	-9.8	-9.8

出所：2021年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

Pension Adequacy Report では、年金以外の社会保障給付額を除いた65～74歳の所得中央値と50～59歳の労働所得の中央値を比較した数値であるAggregate Replacement Ratio (ARR) という数値も示されている。2019年のフランスは65%で、男性・女性共に65%と男女間の格差はみられていない。

2005年の段階では男性が62%、女性が52%と10%の差異がみられていたが、2014年以降は男女間の格差は無くなっている

[図表 3-14] ARR と S80/S20 の推移

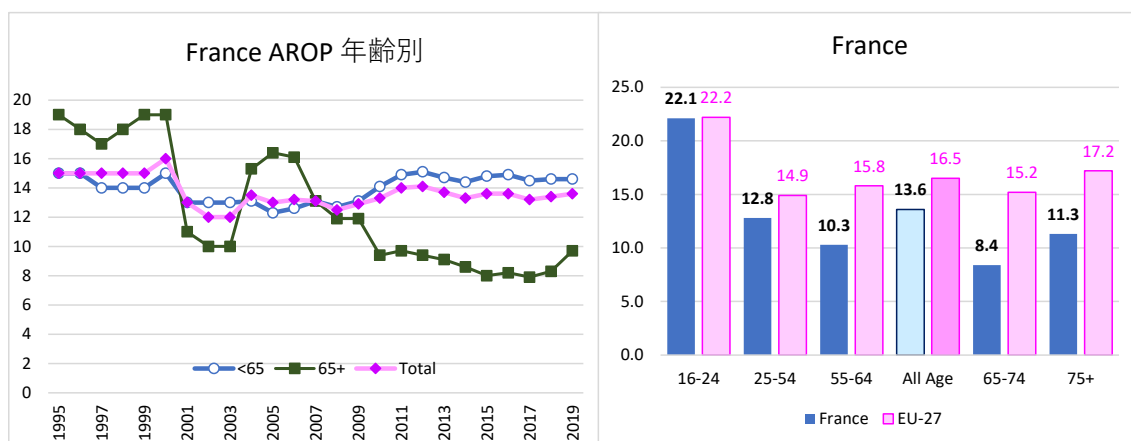


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

所得格差の状況を所得 5 分位の上位 20%の所得と下位 20%の所得の倍率で示す S80/S20 では、65 歳未満が 4.31 倍、65 歳以上は 4.11 倍で、ほぼ同等の水準での推移が続いている。また、65 歳未満、65 歳以上ともにほぼ横ばいでの推移となっている。

2019 年の貧困リスク率（At-risk-of-poverty rate：AROP）<sup>9</sup>は全年齢では 13.6%で EU 加盟 27 か国の平均である 16.5%を下回っている。65 歳未満が 14.6%、65 歳以上が 9.7%と共に EU 加盟 27 か国平均も下回っているが、65 歳以上の AROP が 65 歳未満を大きく下回る状況が続いている。特に 16-24 歳の AROP は 22.1%で EU27 か国平均とほぼ同等でかなり高い水準となっており、若年層の貧困問題が社会的・政治的課題となっている。

[図表 3-15] 貧困リスク率（AROP）の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>9</sup> 所得が中央値の 60%以下の比率で示される



### 3 社会保障支出と年金財政

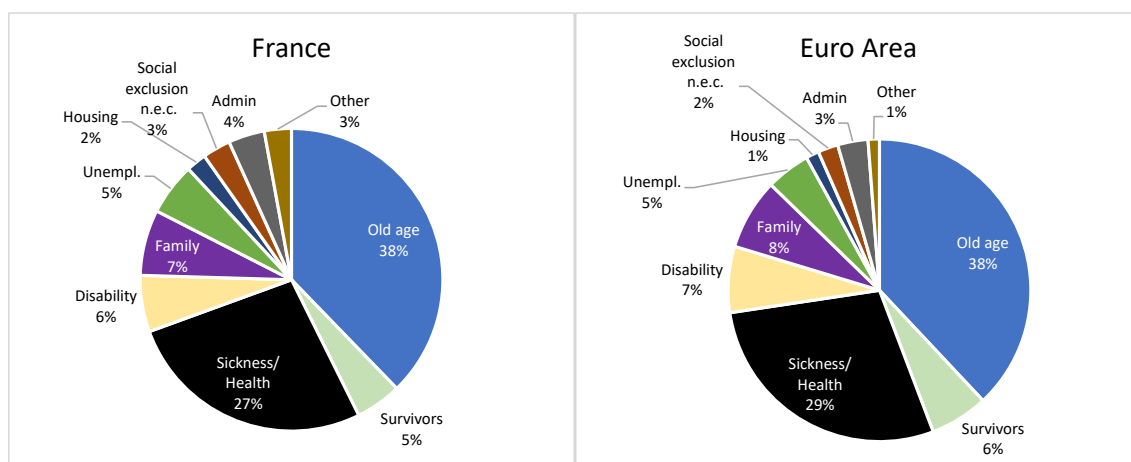
#### 3.1 社会保障支出

Eurostat のデータによると 2018 年におけるフランスの対 GDP 比での社会保障支出は EU28 か国平均の 27.5% に対して 33.7% と高く、EU28 か国の中で最大の比率となっている。ただし、老齢年金に対する支出額は対 GDP 比 12.7% とイタリアとギリシャの 2 か国よりは小さく、オーストリアとフィンランドと並ぶ 3 番目の水準となっている。

社会保障支出の対 GDP 比は、2005 年との比較では 3.0% の上昇、足元は 2013 年の 34.5% をピークに小幅ながら低下しているものの一貫して対 GDP 比で 30% を越えている。

2018 年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が 37.76% (ユーロ圏 19 か国平均 38.00%)、医療・健康が 26.77% (同 28.40%)、家族手当が 7.04% (同 7.59%)、障害年金が 6.03% (同 7.06%)、失業手当 5.57% (同 4.72%)、遺族年金が 4.91% (同 6.22%) などと、ユーロ圏の平均とかなり近い構成比となっている。

[図表 3-16] フランスとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

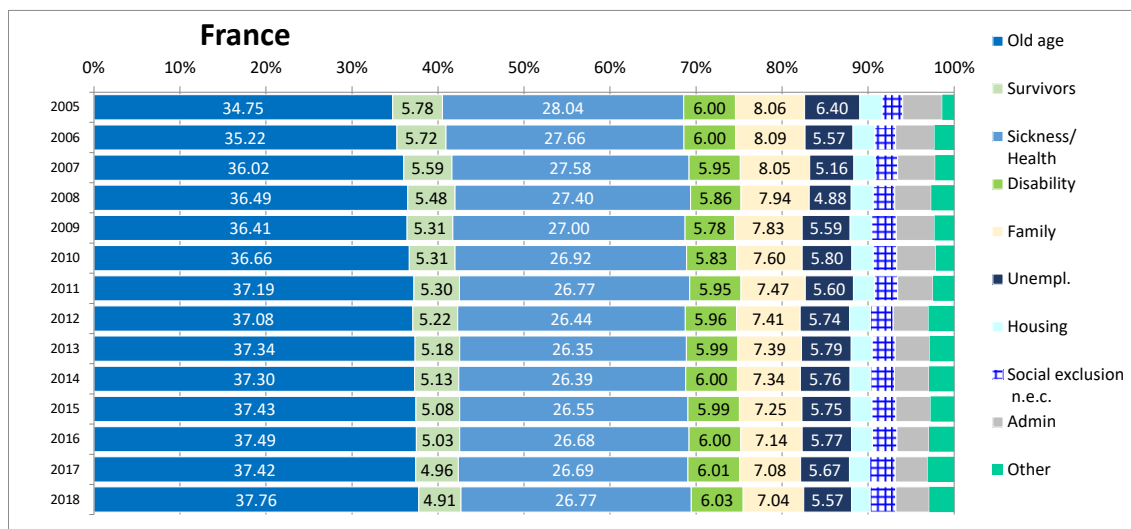
社会保険支出に占める老齢年金の構成比は微増となっているが、構成比の変動はほとんど見られていない。

ESPN (European Social Policy Network) のレポート<sup>10</sup>によると、2016 年の社会保障給付の財源構成は、社会保障拠出金が 60.2% (EU28 か国平均 54.5%)、政府支出が 36.4% (同 40.4%)、その他が 3.1% (同 5.1%) となっている。フランスでは雇用主拠出の構成比が 41.3% EU28 か国平均の 34.9% と比較するとやや高く、被用者拠出は 12.7% (EU28 か国平均 15.2%)

<sup>10</sup> ESPN(2019)、“Social protection expenditure and its financing in Europe”

となっている。

[図表 3-17] 社会保障支出の分野別構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

フランスの社会保障支出の財源構成構成比を 2005 年と 2016 年で比較すると、社会保障拠出金が 63.0%から 60.2%へと低下し、税資金が 37.0%から 39.8%へと増加、税資金の約 3 分の 2 は一般社会拠出金（CSG）とされている。

[図表 3-18] 社会保障支出の財源構成比変化

France	Employers	Employees	Selfemployed	Benefit recipients	General government contrib.	Other receipts	Total social contrib.	Total general taxation
<b>2005</b>								
EU-28	38.5	16.1	2.4	1.7	37.8	3.5	58.7	41.3
FR	43.7	12.9	3.2	3.2	33.4	3.6	63.0	37.0
<b>2016</b>								
EU-28	34.9	15.2	2.4	2.1	40.4	5.1	54.5	45.5
FR	41.3	12.7	3.1	3.1	36.4	3.1	60.2	39.8

出所：ESPN(2019)から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.2 年金財政プロジェクション

2021 年版の Ageing Report では、フランスの対 GDP 比での公的年金支出額は COVID-19 の影響を受けた 2020 年に 16.2%へと跳ね上がるが 2024 年には 15.3%へと低下、その後 2032 年の 15.6%へと小幅の上昇後は低下傾向に転じ、推計最終年の 2070 年には 12.6%と

なり、2019年と2070年の比較では△2.2%低下する推計となっている。

[図表 3-19] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

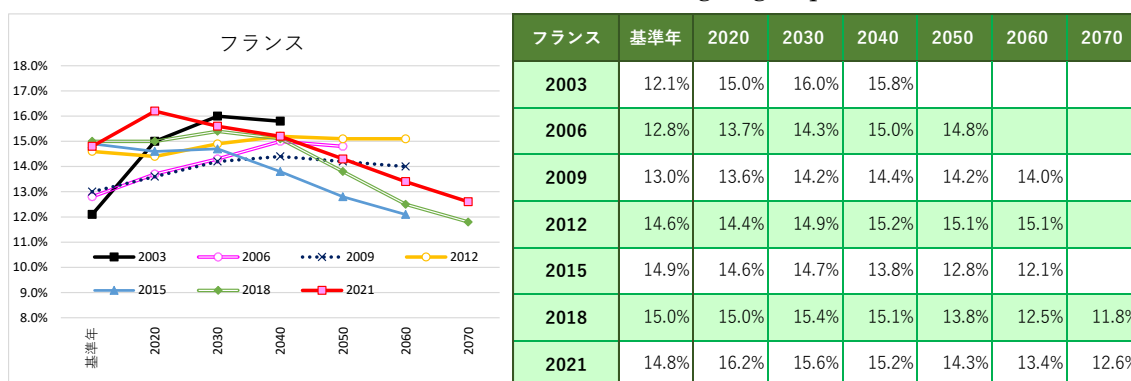
Pension scheme	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>14.8</b>	<b>15.6</b>	<b>15.2</b>	<b>14.3</b>	<b>13.4</b>	<b>12.6</b>	<b>16.2</b>	<b>2020</b>	<b>-2.2</b>
Old-age and early pensions	12.1	13.1	12.8	12.1	11.4	10.7	13.4	2020	-1.4
Flat component	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Earnings-related	12.0	12.8	12.5	11.8	11.1	10.5	13.1	2020	-1.5
Minimum pensions (non-contributory) i.e. minimum income guarantee for people above 65	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	2040	0.1
Disability pensions	1.10	1.08	1.03	0.97	0.95	0.95	1.20	2020	-0.1
Survivors' pensions	1.53	1.46	1.36	1.18	1.06	0.94	1.67	2020	-0.6
Other pensions	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：2021 Ageing Report

2019年から2070年での△2.2%減少の内訳は、老齢年金が△1.4%、遺族年金が△0.6%で、老齢年金は、最低退職年齢と満額年金所要拠出年数の引き上げの効果、遺族年金は男女間の平均余命ギャップの縮小、女性の雇用率の上昇、結婚件数の減少等によるものとコメントされている。

3年毎に実施されている Ageing Report の対 GDP 比での公的年金支出額推計値の推移をみると、フランスでは2010年を基準年とする2012年版までは、基準年から推計最終年に向けて年金支出額は対 GDP 比で上昇していく形となっているが、2015年版以降では2030年前後にピークをつけた後は推計最終年に向け低下する推計となっている。

[図表 3-20] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移

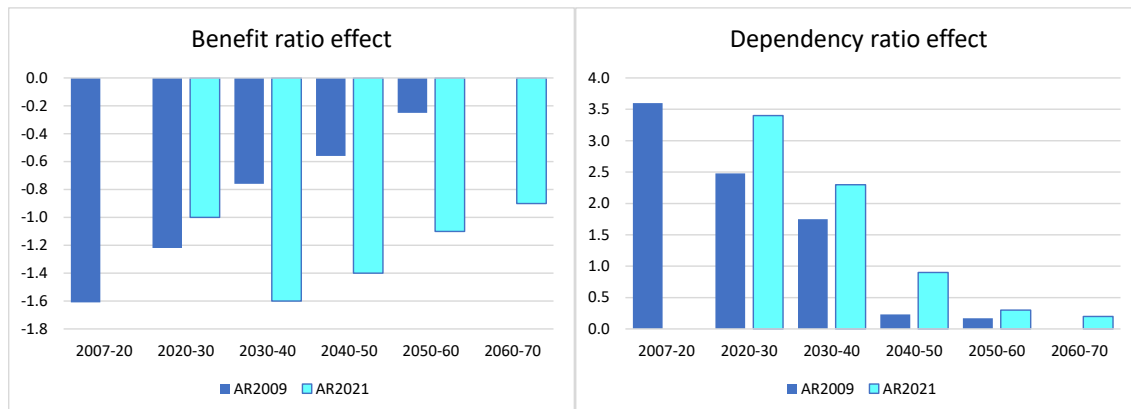


出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

最新の2021年版におけるプロジェクトションを、欧州ソブリン危機に伴う年金改革前の2007年を基準年とする2009年版と比較すると、2030年以降は生年毎に定められる形での最低退職年齢と満額年金所要拠出年数の引き上げ等の効果から給付要因が比較的大きく年

金支出の削減要因として効いている。

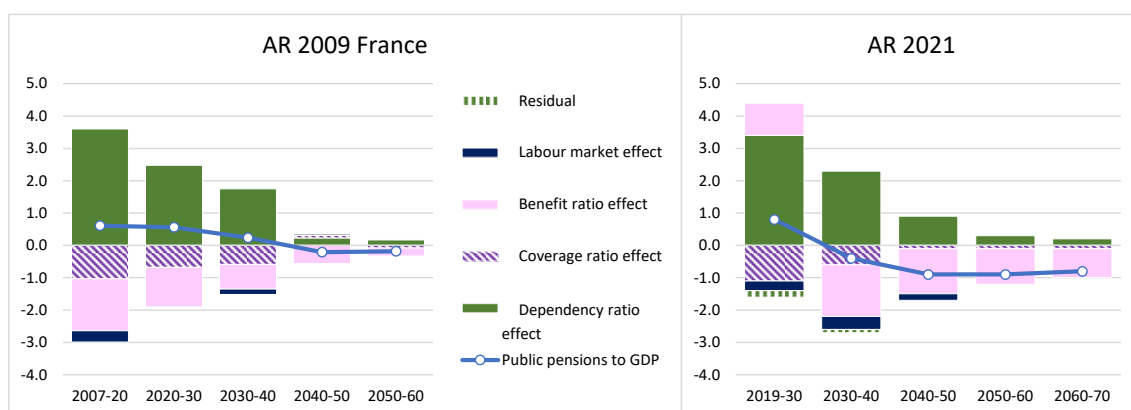
[図表 3-21] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

また、足元ではカバレッジ要因による給付の抑制効果が比較的大きなものとなっている。

[図表 3-22] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 第4章 イタリア

### 1 年金制度の概要

イタリアの公的年金制度は、拠出型で概念上の確定拠出年金（NDC）が採用されている賦課方式（PAYG）の所得比例年金<sup>1</sup>と、資力調査（ミーンズテスト）付きの非拠出年金とで構成されている。また、任意加入の職域年金と個人年金とが導入されている。

#### 1.1 拠出型公的年金

イタリアでは1995年の年金改革（ディーニ改革）で、公的年金制度は確定給付年金（DB）から概念上の確定拠出年金（NDC）へと移行した。1995年の年金改革では極めて長期の移行期間が設定されたためDBとNDCの併存状態が続いていたが、2011年のフォルネロ改革により、2012年以降すべての加入者の拠出に対してNDCが適用されている。

拠出率は33.0%で雇用主が23.81%、被用者が9.19%、自営者の拠出率は24.0%となっている。

2013年から法定退職年齢は65歳時の平均余命に連動する制度が導入され、2013年に3ヶ月、2016年に4ヶ月、2019年に5ヶ月それぞれ延長され、2021年の法定退職年齢は男女共に67歳となっているが、2019年に2026年までの平均余命への連動は停止されている。早期退職については様々な例外規定や時限措置等が見られており複雑なものとなっている。

イタリアには「年功年金（Seniority Pension）」と呼ばれる制度があり、所定の拠出年数を満たすと年齢に関わらず年金受給が可能となる制度が存在している。拠出年数は平均余命の変化により変更されていたが、2019年に、2026年までは男性が42年10か月、女性が41年10か月で固定された。

年齢+拠出期間の合計が所定年数を満たす場合に年金受給が可能となる「クォータ制」も存在している。2011年の年金改革でクォータ制は一時廃止されたが、2019年のディマイオ・サルヴィーニ改革で「クォータ100」<sup>2</sup>という制度が2021年までの時限立法で再導入されている。

尚、旧DB年金には最低保証年金の制度が存在している。

---

<sup>1</sup> 他に軍人、警察官、アーティスト、プロ・スポーツ選手等を対象とする特殊年金が存在するが、受給者に占める比率は約2.5%と小さい

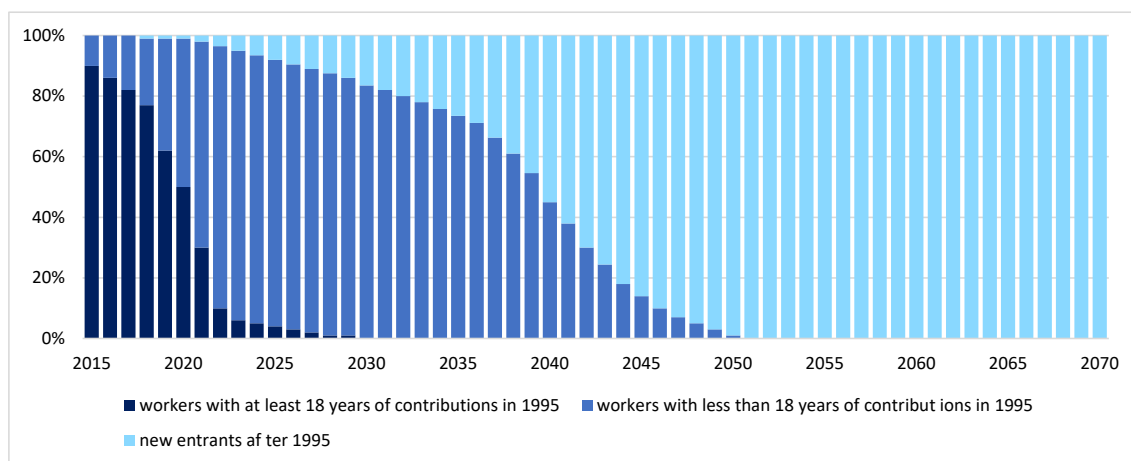
<sup>2</sup> クォータ100では62歳以上、拠出年数38年以上が条件となっており、最低年齢条件を持つ。ドラギ内閣の2022年予算案では、年齢条件を64歳へと引き上げクォータ102とする方針が示されている

## 1.2 概念上の確定拠出年金（NDC）への移行

1995年の年金改革（ディーニ改革）[Law 335/1995]では長期の移行期間が設定され、①1995年末までに18年以上の拠出実績を持つ加入者には改革後も旧DB年金が継続され、②1995年末現在の拠出期間が18年に満たない加入者には1995年までの拠出分は旧DB年金が、1996年以降の拠出分についてのみNDCが適用、③1996年1月1日以降の新規加入者にはNDCが適用となった。

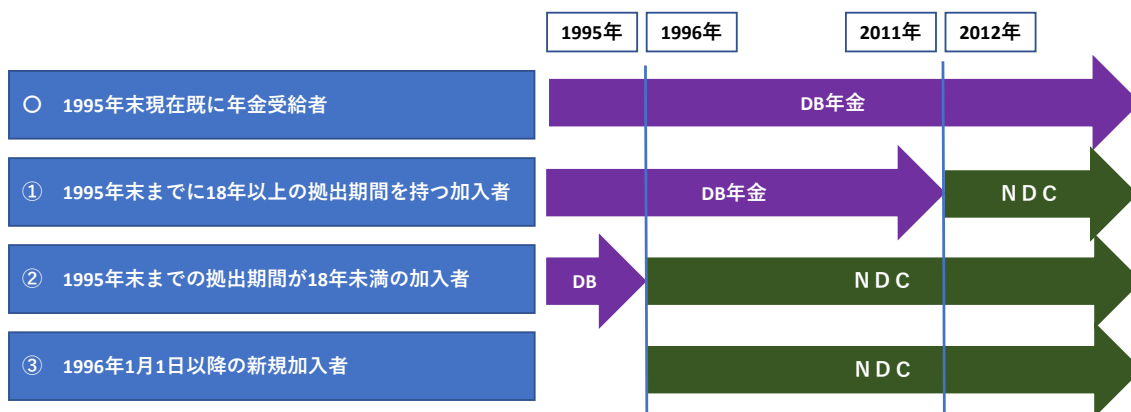
2011年のフォルネロ改革[Law 214/2011]では、旧DB年金が継続適用となっていた1995年末までに18年以上の拠出実績を持つ加入者にも2012年以降の拠出分にはNDCが適用されることとなり、NDCへの移行期間は短縮されることとなったが、引き続き2050年頃までは混合年金(旧DB年金+NDC)と呼ばれる新規年金受給者が残る見通しとされている。

[図表 4-1] 新規老齢年金受給者の構成比推移の予測



出所：AGEING REPORT 2021 PEER REVIEW ON ITALY

[図表 4-2] 旧DB年金からNDCへの移行イメージ図



出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

年金額の算出式は以下の通り。

旧 DB 年金 :  $PA = 2\% (C_1 W_1 + C_2 W_2)$

NDC :  $PB = ct M$

混合年金 :  $P = PA + PB$

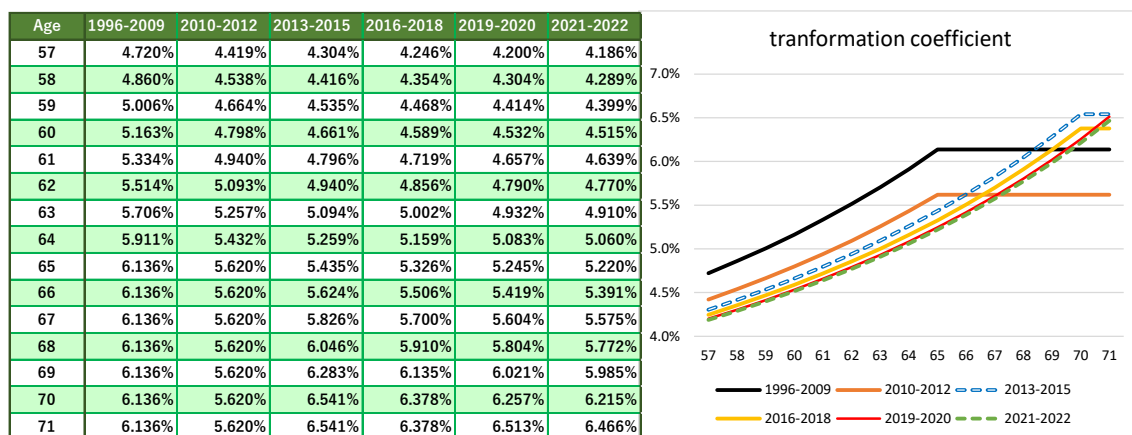
旧 DB 年金では、1992 年の年金改革で給与の参照期間が変更となっており、1991 年まで ( $C_1$ ) は民間セクター労働者の場合は 5 年、1992 年以降 ( $C_2$ ) は 10 年で、それぞれの期間の参照給与 ( $W_1$ 、 $W_2$ ) を掛け合わせたものに対する給付乗率は 2%となっており、上限は 80%とされている。

NDC では、5 年間の名目 GDP 成長率の移動平均による調整を行った生涯拠出 ( $M$ ) に、平均余命の変化に伴い算出される transformation coefficient ( $ct$ ) を乗じた金額とされている。

transformation coefficient ( $ct$ ) は退職者の年齢毎に算出され、2019 年以降は 2 年に 1 度の改定<sup>3</sup>となっている。

旧 DB と NDC の双方の加入期間を持つ加入者の場合は両者の合計金額となる。

[図表 4-3] transformation coefficient ( $ct$ ) の推移



出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

NDC での退職初年度の年金額は、生涯拠出の換算額 ( $M$ ) が 30 万ユーロであった場合、2021 年に 60 歳で退職したとすると、 $30 \text{万} \times 4.515\%$  で年金額は年 13,545 ユーロ、2021 年に 70 歳で退職したとすると、 $30 \text{万} \times 6.215\%$  で年金額は年 18,645 ユーロという計算となる。

<sup>3</sup> それ以前は 3 年に 1 度の改定

### 1.3 非拠出型年金

非拠出型の年金制度には、いずれも資力審査(ミーンズテスト)付きの、社会手当(Assegno Sociale)があり、67歳以上で10年以上の継続居住を条件に2021年は最大で月460.28ユーロ(年5,983.64ユーロ)が年13回払いで支払われる。

また、2017年の財政法で、APE Social(A.PE Sociale –Anticipo pensionistico)という制度が新設されている。APE Socialの対象者は63歳以上で年金受給資格を持たない人で、老齢年金の受給権を得るまでのつなぎ的性格を持つもので、年12回支払われる。

尚、市民権と居住(10年以上&直近2年以上)を条件とする年齢要件の無いシチズンシップ年金(pensione di cittadinanza)も存在している。

### 1.4 補足的年金制度

2020年末の補足的年金制度(Previdenza Complementare)への加入者数は重複加入者ネット後で844万人(個人口座数は934万)、運用資産額は1,979億ユーロでGDPの12%、家計金融資産の4.1%となっている。

監督機関はCOVIP(Commissione di Vigilanza sui Fondi Pensione)で、以下の4つのタイプの制度が存在している。基本的には確定拠出型(DC)年金であるが、1993年の法令[Law 124/1993]施行前から存在する年金基金には確定給付型(DB)年金も存在している。

- ① 交渉型基金(Fondo pensione negoziale)
- ② 開放型基金(Fondo pensione aperto)
- ③ PIPs(Piano individuale pensionistico)
- ④ 既存型年金(Fondo pensione preesistente)

従来は上記4タイプに加え、集団的加入方法の無い産業や企業に所属する労働者向けに設立されたFONDINPSが存在していたが、2017年の法改正(Law 205/2017)により廃止が決定され、FONDINPSに設定されていた個人勘定は、資産残高では伊最大の年金基金であるCOMETAへと移管されている。

交渉型基金(英Contractual Pension Funds: CPFs)は、経営者団体と労働組合との間の団体交渉による協約で設定される職域年金で、年金基金とスポンサーの間では法的分離が図られている。

開放型基金(英Open Pension Funds; OPFs)は、銀行、保険会社、資産運用会社が設定する年金ファンドで、職域型と個人型の双方が存在している。



PIPs は、保険契約に基づく個人年金プランである。2005 年の法令（Legislative Decree 252/2005）施行後の契約は“New” PIPs、それ以前の契約は“Old” PIPs と呼ばれている。“Old” PIPs は新規契約できなくなっている。

既存型基金（英 Pre-existing Pension Funds）は、1993 年の法令（Legislative Decree 124/1993）施行前から存在する年金基金で、DC と DB の双方が存在している。

2020 年末の補足的年金制度の基金数は 372 で 2000 年末の 719、2010 年末の 559 から集約化が進んできているが、2020 年末でも 146 の年金基金は資産総額 2,500 万ユーロの小規模基金で、資産額が 10 億ユーロを越えるのは 49 基金、50 億ユーロを越えるのは 6 基金にとどまっている。

基金数の内訳は、交渉型基金が 33 で企業型が 8、産業型が 22、地域型が 3。開放型基金は 42 で、保険会社設定が 31、資産運用会社 10、銀行 1 となっている。“New” PIPs は 71 で伝統的な生命保険契約に基づくものが 74.8%、ユニットリンク方式が 25.2%。既存型年金は 226 で、DC が 124、DB が 86、ハイブリッド型 16 となっている。

[図表 4-4] 補足的年金制度の 2020 年末の概要

	基金数	個人口座数		加入者数		資産額		2020年拠出額	
			前年比		前年比	EUR MLN	前年比	EUR MLN	前年比
Contractual Pension Funds	33	3,261,244	3.2%	3,184,463	2.9%	60,368	7.5%	5,488	2.9%
Open Pension Funds	42	1,627,731	4.9%	1,590,319	4.9%	25,373	11.1%	2,343	5.9%
Pre-existing Pension Funds	226	647,574	-0.4%	616,640	-0.1%	66,111	3.6%	3,902	0.2%
“New” PIPs	71	3,510,561	2.7%	3,349,337	2.6%	39,059	10.1%	4,554	1.6%
<b>Total</b>	<b>372</b>	<b>9,047,110</b>	<b>2.7%</b>	<b>8,150,559</b>	<b>2.5%</b>	<b>190,910</b>	<b>7.0%</b>	<b>16,293</b>	<b>2.3%</b>
“Old” PIPs		338,793		338,793		7,009		238	
<b>Total</b>		<b>9,341,721</b>	<b>2.5%</b>	<b>8,445,170</b>	<b>2.2%</b>	<b>197,919</b>	<b>6.7%</b>	<b>16,531</b>	<b>2.5%</b>

出所：COVIP

844 万人の加入者の内訳は、602 万人が被用者、113 万人が自営者、129 万人がその他とされており、加入者のうち 2020 年に拠出を行ったのは 613 万人とされている。

加入率は 33.0%、2020 年に拠出を行った加入者では 24.1%。年齢階層が高いほど加入率も高い傾向にあり、地域別にみると北部での加入率が相対的に高くなっている。

加入者の平均年齢は 46.8 歳。男女別構成比は男性 61.7%、女性 38.3%。

[図表 4-5] 補足的年金制度の運用構成比

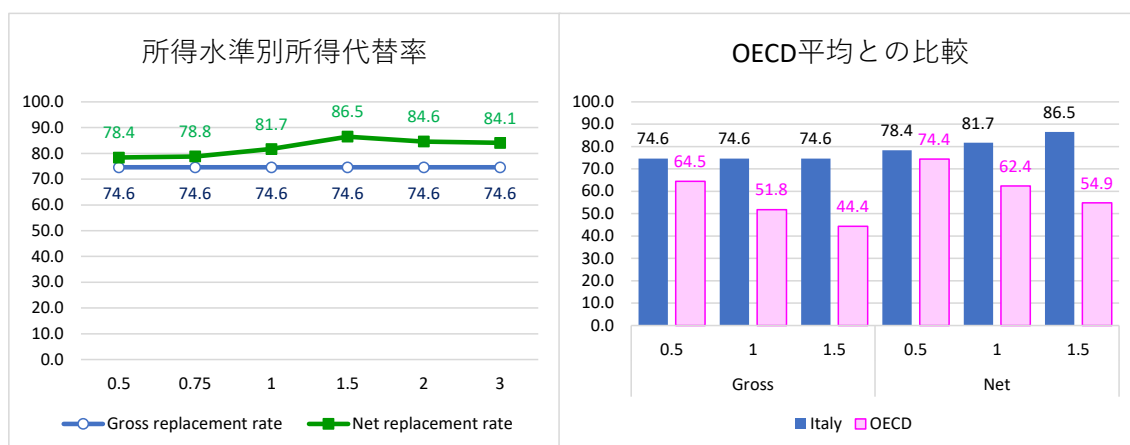
	Contractual Pension Funds		Open Pension Funds		Pre-existing Pension Funds		“New” PIPs		Total	
	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%
Cash and deposit	4,550	7.5%	2,574	10.1%	2,185	6.0%	1,450	3.7%	10,759	6.7%
Sovereign bonds	22,682	37.6%	8,546	33.7%	10,019	27.4%	18,999	48.1%	60,247	37.2%
Other debt securities	13,408	22.2%	2,509	9.9%	6,147	16.8%	8,510	21.5%	30,574	18.9%
Equities	14,059	23.3%	6,735	26.5%	6,839	18.7%	4,139	10.5%	31,772	19.6%
Mutual funds	5,793	9.6%	4,987	19.6%	8,211	22.4%	6,033	15.3%	25,024	15.5%
Real estate					1,413	3.9%			1,413	0.9%
Others	-125	-0.2%	21	0.1%	1,781	4.8%	360	0.9%	2,037	1.2%
<b>Total</b>	<b>60,368</b>	<b>100.0%</b>	<b>25,373</b>	<b>100.0%</b>	<b>36,594</b>	<b>100.0%</b>	<b>39,491</b>	<b>100.0%</b>	<b>161,826</b>	<b>100.0%</b>
Equity exposure		28.2%		39.2%		26.3%		21.5%		27.9%

出所：COVIP から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

イタリアの所得代替率は OECD 諸国の中でも高い水準に位置している。OECD のレポート<sup>4</sup>では 2069 年に 71 歳で退職した場合の所得代替率はグロスで 74.6%、税効果等を考慮したネットでは 81.7%となっている。概念上の確定拠出年金（NDC）が採用されていることもあってグロスでは所得水準の差異による所得代替率の変化は無く、税効果を考慮したネットでもほとんど変化はみられない。

[図表 4-6] 所得代替率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>4</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021”

EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率（TRR：Theoretical replacement rate）として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

2021 年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40 年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢（SPA：standard pensionable age）において、標準的な雇用契約で途切れることのない 40 年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるイタリアの 2019 年の TRR は、平均所得の場合グロスで 71.4%、ネットでは 79.4% と相応に高いが<sup>5</sup>、低所得（平均所得の 66%）の場合にはグロスでは 71.4% と平均所得と同一となるが、税効果等を考慮したネットでは 78.6% と若干ながら下がっている。

2059 年（2019 年に就労、40 年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始）の TRR は、平均所得の場合グロスで 64.5%、ネットでは 74.6% へと低下するが、水準としては高さを保っている。

社会保険料の拠出年数が半分の 20 年となった場合には、グロスで 35.0%、ネットでは 50.8% へと所得代替率はかなり大幅な低下となっている。

キャリアブレイクのケースでは、3 年間の失業、3 年間の子供の養育、3 年間の家族のケアといずれのタイプのキャリアブレイクでも、グロス・ネットともに小幅の低下にとどまっている。

[図表 4-7] 理論的所得代替率（TRR）のケース別変化（2019 年、2059 年）

Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	73.9	73.9	58.4	58.4	-15.5	-15.5	63.8	63.8	49.3	49.3	-14.5	-14.5
Average earning (100%)	79.4	79.4	74.6	74.6	-4.8	-4.8	71.4	71.4	64.5	64.5	-6.9	-6.9
Low earnings (66%)	78.6	78.6	71.9	71.9	-6.7	-6.7	71.4	71.4	64.5	64.5	-6.9	-6.9
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	50.8	50.8	49.8	49.8	-1.0	-1.0	35.0	35.0	32.0	32.0	-3.0	-3.0
Low earnings (66%)	48.8	48.8	46.8	46.8	-2.0	-2.0	44.3	44.3	32.0	32.0	-12.3	-12.3
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	75.8	75.8	72.8	72.8	-3.0	-3.0	68.0	68.0	62.7	62.7	-5.3	-5.3
Low earnings (66%)	74.8	74.8	69.9	69.9	-4.9	-4.9	68.0	68.0	62.7	62.7	-5.3	-5.3
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	77.6	77.6	73.2	73.2	-4.4	-4.4	69.7	69.7	63.1	63.1	-6.6	-6.6
Low earnings (66%)	76.7	76.7	70.5	70.5	-6.2	-6.2	69.7	69.7	63.1	63.1	-6.6	-6.6
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	76.9	76.9	72.7	72.7	-4.2	-4.2	69.1	69.1	62.5	62.5	-6.6	-6.6
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)					0.0	0.0					0.0	0.0
Low earnings (66%)					0.0	0.0					0.0	0.0

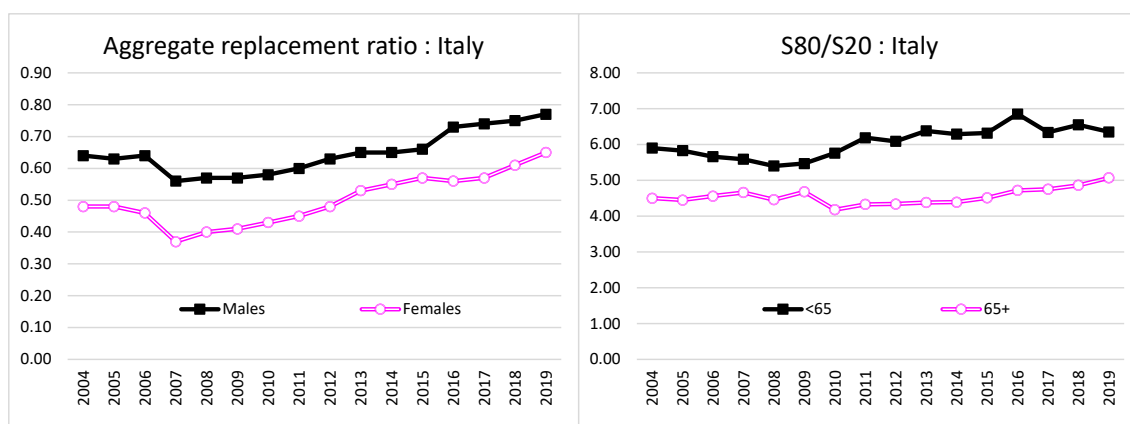
出所：2021 年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>5</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる

Pension Adequacy Report では、年金以外の社会保障給付額を除いた 65～74 歳の所得中央値と 50～59 歳の労働所得の中央値を比較した数値である Aggregate Replacement Ratio (ARR) という数値も示されている。2019 年のイタリアの ARR は 73%で、男性が 77%であるのに対して、女性は 65%とやや低くなっており、男女差は EU 平均よりも大きくなっている。

ただし、数値としては男女とも 2007 年（男性：56%、女性 37%）を底に大きく改善しており、イタリアの 73%は EU 平均の 57%を大きく上回っている。

【図表 4-8】 ARR と S80/S20 の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

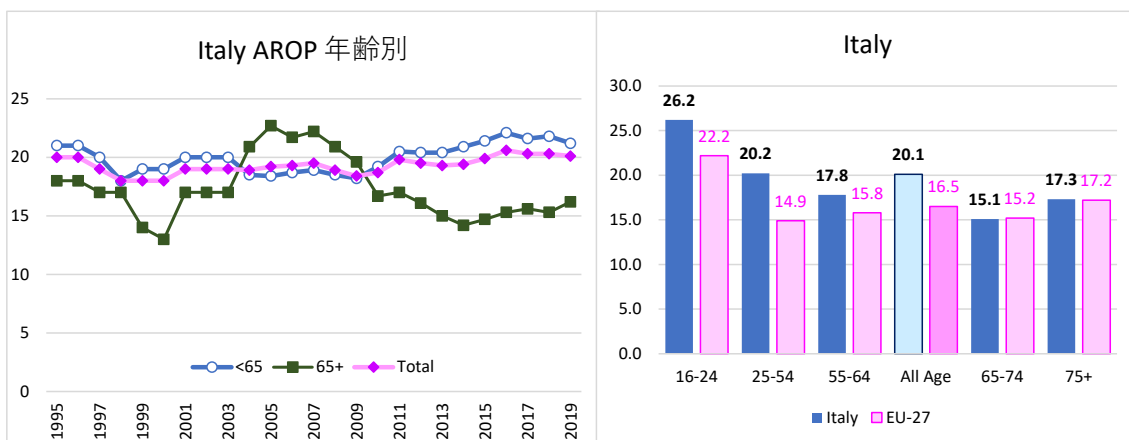
所得格差の状況を所得 5 分位の上位 20%の所得と下位 20%の所得の倍率で示す S80/S20 では、65 歳未満が 6.35 倍であるのに対して 65 歳以上では 5.07 倍とやや格差はやや少ない状況ではあるが、65 歳未満は 2008 年の 5.40 倍、65 歳以上は 2010 年の 4.18 を底に小幅ながら共に格差は拡大方向にある。

65 歳以上の貧困リスク率 (At-risk-of-poverty rate : AROP) <sup>6</sup>は、2019 年では 65 歳未満が 21.2%で EU 加盟 27 か国の平均である 16.6%を上回っているのに対して、65 歳以上では 16.2%とやや低く EU 加盟 27 か国平均の 16.1%とほぼ同等となっている。中でも 6-24 歳の AROP は 26.2%と極めて高く、若年層の貧困問題が社会的・政治的課題となっている。

スペインにおける 65 歳以上の AROP は、2004 年から 2008 年まで 20%を越える水準となっていたが、その後世界金融危機から欧州ソブリン危機の期間は就労世代の所得が大きく減少し、AROP の対象となる所得水準の閾値が大きく低下したため 2014 年 (14.2%) まで低下したが、その後は再び上昇してきている。

<sup>6</sup> 所得が中央値の 60%以下の比率で示される

[図表 4-9] 貧困リスク率 (AROP) の推移



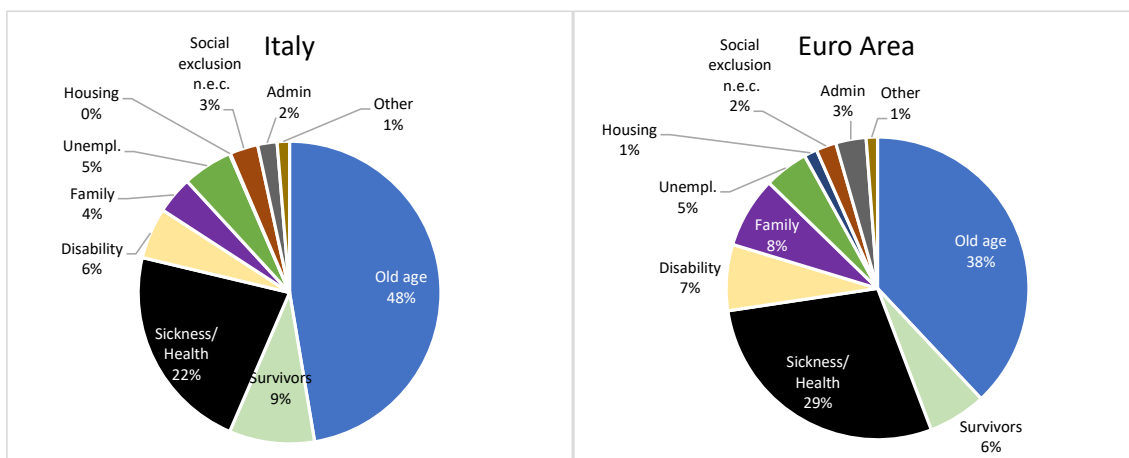
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3 社会保障支出と年金財政

#### 3.1 社会保障支出

Eurostat のデータによると 2018 年におけるイタリアの対 GDP 比での社会保障支出は 28.8%で EU28 各国平均の 27.5%をやや上回る水準だが、うち老齢年金に対する支出額は対 GDP 比 13.7%と EU28 各国平均の 10.8%を大きく上回り、2018 年はギリシャを上回って EU 加盟国中トップの比率となっている。

[図表 4-10] イタリアとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

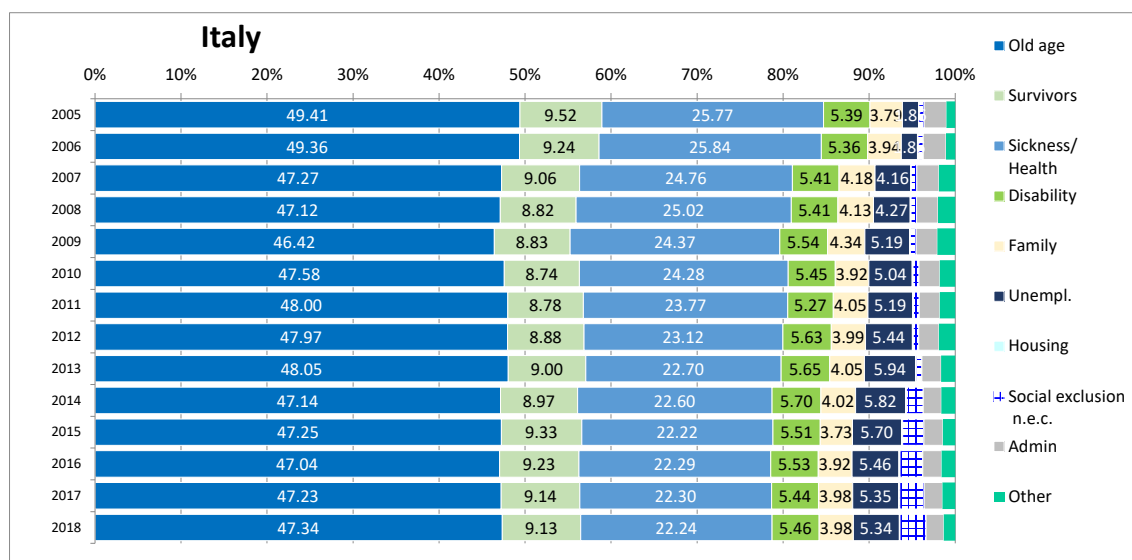
社会保障支出の対 GDP 比は、2005 年との比較では 3.5%の上昇だが、足元は 2014 年と 2015 年の 29.9%をピークに小幅ながら低下に転じている。

2018 年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が 47.34%（ユーロ圏 19 か国平均 38.00%）、医療・健康が 22.24%（同 28.40%）、遺族年金が 9.13%（同 6.22%）、障害年金が 5.46%（同 7.06%）、失業手当 5.34%（同 4.72%）、家族手当が 3.98%（同 7.59%）などとなっており、老齢年金のウェイトが高く、医療・健康の構成比が低くなっている。

社会保険支出に占める老齢年金の構成比は高いがほぼ横ばいの状況で、医療・健康分野の構成比が 2005 年の 25.77%から 22.24%へと低下している。

ESPN（European Social Policy Network）のレポート<sup>7</sup>によると、2016 年の社会保障給付の財源構成は、社会保障拠出金が 49.5%（EU28 か国平均 54.5%）、政府支出が 48.4%（同 40.4%）、その他が 2.1%（同 5.1%）となっている。イタリアでは雇用主拠出の構成比は 34.8%（同 34.9%）と EU 平均並みだが、被用者拠出が 8.3%（同 15.2%）と低い。

[図表 4-11] 社会保障支出の分野別構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

イタリアの社会保障支出の財源構成構成比を 2005 年と 2016 年で比較すると、社会保障拠出金が 56.2%から 49.5%へと低下し、税資金が 43.8%から 50.5%へと増加している。

<sup>7</sup> ESPN(2019)、“Social protection expenditure and its financing in Europe”

[図表 4-12] 社会保障支出の財源構成比変化

Italy	Employers	Employees	Selfemployed	Benefit recipients	General government contrib.	Other receipts	Total social contrib.	Total general taxation
<b>2005</b>								
EU-28	38.5	16.1	2.4	1.7	37.8	3.5	58.7	41.3
IT	41.0	9.1	6.0	0.1	41.7	2.1	56.2	43.8
<b>2016</b>								
EU-28	34.9	15.2	2.4	2.1	40.4	5.1	54.5	45.5
IT	34.8	8.3	6.4	0.1	48.4	2.1	49.5	50.5

出所：ESPN(2019)から年金シニアプラン総合研究機構作成

老齢年金の財源構成に占める社会保障拠出金の割合は 2005 年の 71.2%から 2015 年には 64.8%へと△6.4%の低下した。2005 年では EU28 各国平均を 6.3%上回っていたが、2015 年には EU28 各国平均と同水準となっている。

イタリアではこの間に社会保険料の引き下げ等は実施されておらず、ESPN のレポートは社会保障拠出金の構成比低下の要因として、①労働コストの引き下げと特定のグループの雇用サポート策としての社会保険料の部分免除、②フリーランス等の個人事業者の拠出率引き下げ、③一般財政を財源とする最低保証年金額、無拠出型最低年金の増額、④年金給付額の増加スピードが賃金上昇を上回ったことの 4 つを挙げている。

[図表 4-13] 老齢年金の財源構成比変化

Italy old-age	Social contributions					Govt. revenue	Other receipts
	Employers	Employees	Selfemployed	Benefit recipients	Total social contrib.		
<b>2005</b>							
EU-28	43.4	18.4	2.9	0.2	64.9	18.8	6.4
IT	50.0	13.0	8.2	0.0	71.2	17.7	11.0
<b>2016</b>							
EU-28	41.8	19.5	3.3	0.2	64.8	19.8	15.4
IT	42.0	13.1	9.5	0.3	64.8	22.4	12.8

出所：ESPN(2019)から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.2 年金財政プロジェクション

2021 年版の Ageing Report では、イタリアの対 GDP 比での公的年金支出額は基準年の 2019 年の 15.4%からピークとなる 2036 年の 18.0%まで上昇後は低下に転じ、推計最終年の 2070 年には 13.6%となり、2019 年と 2070 年の比較では△1.8%低下する推計となっている。

いる。

[図表 4-14] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

Pension scheme	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>15.4</b>	<b>17.3</b>	<b>17.8</b>	<b>16.2</b>	<b>14.1</b>	<b>13.6</b>	<b>18.0</b>	<b>2036</b>	<b>-1.8</b>
Old-age and early pensions	12.6	14.5	15.0	13.6	11.8	11.7	15.0	2036	-1.0
Flat component	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Earnings-related	12.3	14.2	14.6	13.2	11.4	11.3	14.7	2036	-1.0
Minimum pensions (non-contributory) i.e. minimum income guarantee for people above 65	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	2051	0.1
Disability pensions	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	2020	-0.1
Survivors' pensions	2.4	2.5	2.6	2.4	2.0	1.7	2.7	2020	-0.8
Other pensions	-	-	-	-	-	-	-	-	-

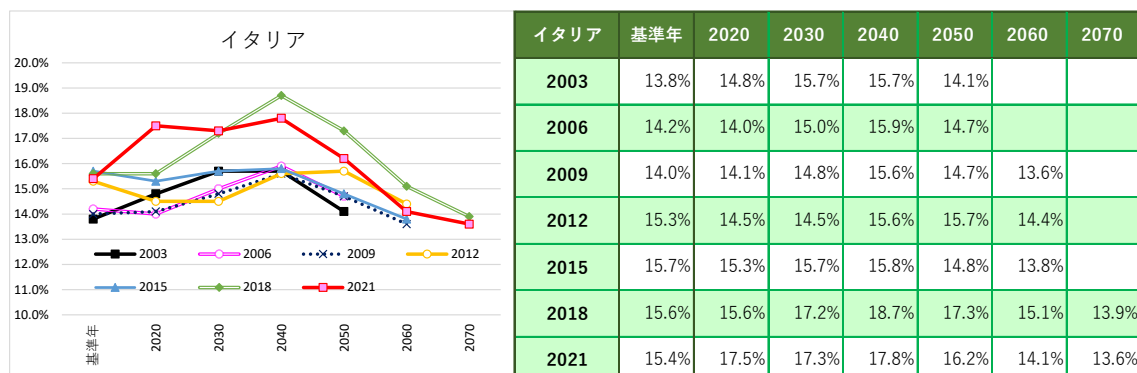
出所：2021 Ageing Report

ベビーブーム世代の退職による従属人口要因（Dependency ratio effect）で 2020～2040 年は対 GDP 比での公的年金支出額は大きく増加するが、その後の 2040～2060 年では、NDC システムからの退職者の増加と既裁定年金額の改定率がインフレ率を下回ることによる給付要因（Benefit ratio effect）で、対 GDP 比での公的年金支出額は低下していく推計となっている。

尚、給付要因（Benefit ratio effect）は「クォータ 100」制度を利用した早期退職者の増加等により 2031 年までは対 GDP 比での公的年金支出額の増加要因として働いている。

3 年毎に実施されている Ageing Report の対 GDP 比での公的年金支出額推計値の推移をみると、イタリアでは 2040 年頃まで上昇後推計最終年に向けては低下していく傾向が続いている。

[図表 4-15] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移



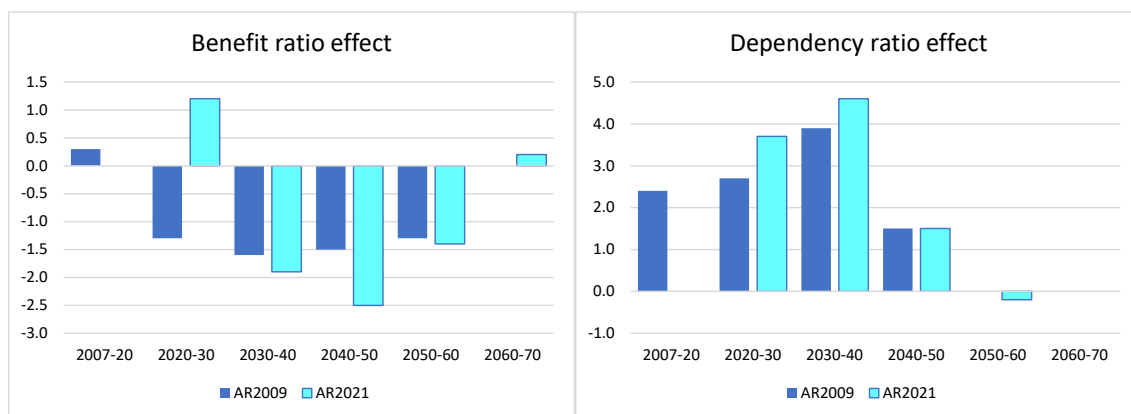
出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成



イタリアでは1995年のディーニ改革で概念上の確定拠出年金(NDC)が導入され、2011年のフォルネロ改革で移行期間は短縮されたものの、旧DB年金からの受給者が多く残るため給付要因が年金支出の抑制に働く時期は遅いことから、2040年頃まで急速に進む高齢化の影響が消えるまでは対GDP比での年金支出は増加する形となっている。

最新の2021年版におけるプロジェクトンを、欧州ソブリン危機に伴う年金改革前の2007年を基準年とする2009年版と比較すると、「クォータ100」等の早期退職制度の導入影響で2031年までは給付要因は支出増に働いていることが目立っている。

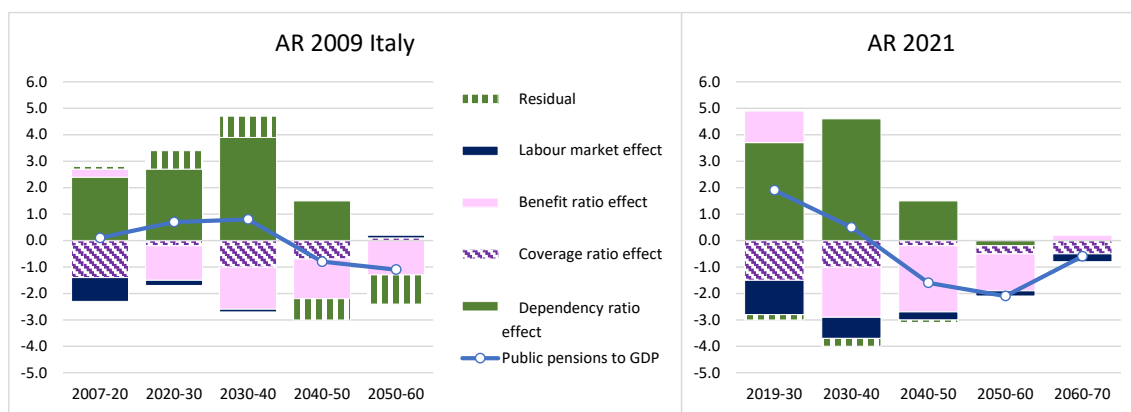
[図表 4-16] 2009年と2021年のAgeing Reportにおける要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

また、カバレッジ要因が給付抑制に比較的大きく寄与する推計となっている。

[図表 4-17] 2009年と2021年のAgeing Reportにおける変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

# 第5章 スペイン

## 1 年金制度の概要

スペインの公的年金制度は、賦課方式 (PAYG) の確定給付型 (DB) 年金となっている。また、資力調査(ミーンズテスト)付きの非拠出型年金制度として SOVI (Seguro Obligatorio de Vejez e Invalidez) が設定されている。

主要な公的年金制度としては、一般制度の他に公的セクター職員を対象とした Clases Pasivas があるが、2011 年以降 Clases Pasivas は新規加入が停止されている。他に船員や炭鉱労働者などを対象とする特殊年金が存在する。

一般制度の 2019 年の受給者は 980 万人 (老齢年金 62.2%、遺族年金 24.1%、障害年金 9.8%、その他 3.9%) で、Clases Pasivas の受給者は 65 万人となっている<sup>1</sup>。

スペインの社会保障システムは、2011 年までは社会保険料等による収入額が、給付等の支出額を上回る状況にあり、2000 年に設定された社会保障準備基金 (FRSS : Fondo de Reserva de la Seguridad Social)<sup>2</sup>に余剰額が積み立てられ、2011 年末には FRSS の残高は 668 億ユーロにまで拡大したが、2012 年以降は取り崩しが実施され、2020 年末の残高は 21 億ユーロにまで減少している。

スペイン中央銀行のレポートによると、2019 年の社会保障システムの収支不足額は約 170 億ユーロ (GDP の 1.3%) とされている。

スペインでは 2013 年の年金改革で、年金財政の持続可能性を高める措置として、①毎年の総給付額、受給者数等に給付改定等を連動させる IRP (Índice de Revalorización de las pensiones)<sup>3</sup>、②新規年金受給者の年金額を 67 歳時の平均余命で調整するサステナビリティ・ファクター (SF)<sup>4</sup>を導入したが、IRP は 2018 年以降適用停止<sup>5</sup> (CPI 連動に変更)、SF は 2019 年からの実施予定が少なくとも 2023 年以降の実施へと先送りされている。

スペインでは、職域年金制度を持つのは大手企業が中心で中小企業での設定は少なく職域年金の普及は遅れており、個人年金制度の利用も少ない。INVERCO<sup>6</sup>のデータでは、職域年金の 2021 年 6 月末の加入者は 195 万人にとどまっており、ピークの 2011 年の 217 万人から△10%の減少となっている。個人年金の口座数は 2021 年 6 月末 746 万だが、ピークの 2008 年の 864 万から△14%、他に団体年金が存在するが加入者は 5 万と少ない。

<sup>1</sup> European Commission(2021)、“The 2021 Pension Adequacy Report”

<sup>2</sup> 英文表記の Social Security Reserve Fund から SSRF の略称も多く使われている

<sup>3</sup> 後掲の 1.5 IRP 参照、英文表記の Pension Revaluation Index から PRI の略称も多く使われている

<sup>4</sup> 後掲の 1.6 サステナビリティ・ファクター(SF)参照

<sup>5</sup> 当初は 2018-2019 年のみの時限停止であったが、2020 年以降も停止が継続されている

<sup>6</sup> 投資信託・年金ファンドの業界団体 (Asociación de Instituciones de Inversión Colectiva y Fondos de Pensiones)

私的年金の2021年6月末の運用資産額は1,240億ユーロ（職域年金369億ユーロ、個人年金864億ユーロ、団体年金8億ユーロ）となっている。

## 1.1 拠出型公的年金

スペインの公的年金制度は、賦課方式（PAYG）の確定給付型（DB）年金であるが、前述のように社会保障準備基金（FRSS）として一部積立金も保有している。

主要な公的年金制度としては、一般制度の他に公的セクター職員を対象とした Clases Pasivas があるが、2011年以降 Clases Pasivas は新規加入が停止されている。他に船員や炭鉱労働者などを対象とする特殊年金が存在する。

スペインの公的年金制度はインクルージョン・社会保障・移民省<sup>7</sup>（Ministerio de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones）傘下の INSS（Instituto Nacional de la Seguridad Social）が管轄している。

医療等を含む社会保険関連の拠出率は、民間セクター労働者では28.3%で、雇用主が23.6%、被用者が4.7%となっている。

2013年の年金改革で法定退職年齢は2012年の65歳から2027年の67歳に向けて引き上げ中で、2020年は男女とも65歳10か月、毎年2ヶ月ずつ<sup>8</sup>引き上げられている。ただし、拠出期間が所定の年数（2027年：38.5年に向け引き上げ中）を越える場合には65歳で満額年金が受領可能とされている。

早期減額年金の受給は、非自発的失業の場合には33年以上の拠出期間で法定退職年齢の4年前から、自発的退職の場合には35年以上の拠出で法定退職年齢の2年前から可能とされている。

年金受給資格獲得に必要な所要拠出期間は15年で、退職前2年間の拠出が必要とされている。パートタイム契約者に対しては拠出期間計算に特例が設けられている。

年金額算出で参照される対象所得期間は2012年の15年から2022年の25年へと引き上げ中で、2020年は23年とされている。尚、6歳以下の子供の養育や出産による拠出中断期間等には、拠出が継続されたとみなす制度が存在する。

年金は年14回払い（毎月および6月、11月）で、給付額には上限が設定されており2021年は月2,707.49ユーロ（年37,904.86ユーロ）。

年金受給資格は持つものの年金額が少ない受給者に対しては最低保証年金制度が存在している。2021年は単身者の場合で月645.30ユーロ（年9,034.20ユーロ）となっており、年金額が最低年金額に満たない場合は差額が支給される。

<sup>7</sup> 2020年に省庁改変で労働移民社会保障省（Ministerio de Trabajo, Migraciones y Seguridad Social）から改称

<sup>8</sup> 2018年までは毎年1か月ずつの引き上げ

## 1.2 非拠出型公的年金

スペインには資力調査（ミーンズテスト）付きの非拠出型年金制度として SOVI（Seguro Obligatorio de Vejez e Invalidez）が設定されている。

受給資格は 65 歳以上で 10 年以上の居住が条件としている。尚、長期失業者は 52 歳から受給可能とされている。

尚、スペインでは 2020 年に資力調査（ミーンズテスト）付きのベーシック・インカム・スキームとして IMV（Ingreso Mínimo Vital）が導入されている。IMV の対象年齢は 23 ～65 歳で、2021 年の単身者の給付額は月 469.93 ユーロで、65 歳以上を対象とした非拠出型年金である SOVI の支給額と同一水準に設定されている。

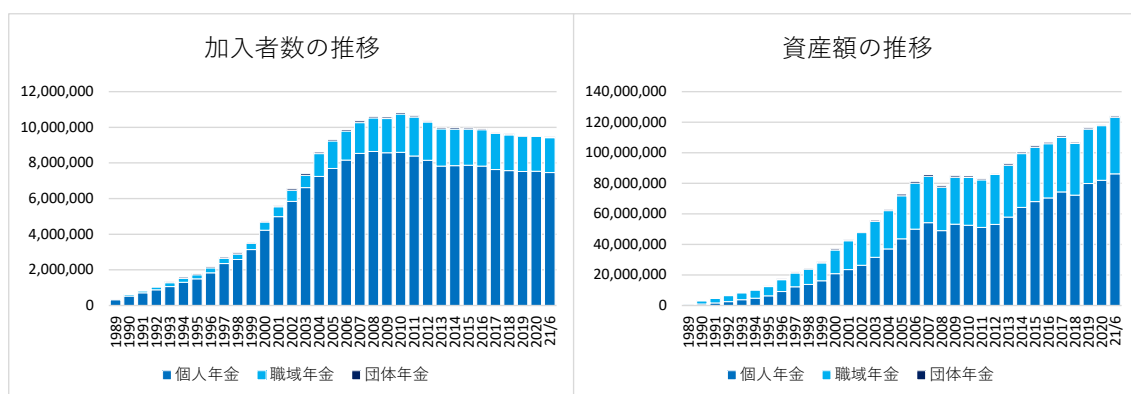
## 1.3 私的年金

INVERCO のデータでは、2021 年 6 月末の年金基金数は 2,365 で、ピークであった 2009 年末の 3,302 からは△28%の減少、内訳は職域年金 1,281、個人年金 946、団体年金 138。

2021 年 6 月末の運用資産額は 1,240 億ユーロ（職域年金 369 億ユーロ、個人年金 864 億ユーロ、団体年金 8 億ユーロ）となっている。

年金基金の資産運用・管理は銀行・保険会社 48 グループが行っており、運用資産額上位のシェアは、カイヤバンク（33.73%）、BBVA（18.69%）、サンタンデール（11.05%）とスペインの 3 大銀行が占めている。上位 3 社のシェアは 63.47%、上位 5 社で 74.05%となっている。

〔図表 5-1〕 私的年金制度の加入者数・資産額の推移



出所：INVERCO

#### 1.4 社会保障準備基金（FRSS）

社会保障準備基金（FRSS : Fondo de Reserva de la Seguridad Social）<sup>9</sup>は、トレド協定での合意を受け、社会保障システムの黒字額等を積み立て、高齢化の進展に伴う将来の社会保障給付の支払い増加に備える目的で2000年に設立されている。

FRSSの資産残高は2011年末に668億ユーロにまで拡大したが、2012年以降は取り崩しが実施され、2020年末の残高は21億ユーロにまで減少している。

FRSSの資産運用は全額債券運用で、2004～2013年までは外国国債にも投資されていたが、2000～2003年と2014年以降は全てスペイン国債への投資で、2020年の第4四半期（10～12月）に全額を流動性資金に振り替え資産運用を停止している。

[図表 5-2] 社会保障準備基金の資産残高推移

Year Año	Contributions Aportaciones	Profits Ganancias	Withdrawn capital Capital retirado	Fund Total Total Fondo
2000	601	3		604
2001	1,803	26		2,433
2002	3,575	161		6,169
2003	5,494	362		12,025
2004	6,720	586		19,330
2005	7,005	849		27,185
2006	7,542	1,152		35,879
2007	8,410	1,427		45,716
2008	9,520	1,987		57,223
2009	80	2,719		60,022
2010	2	2,544		64,375
2011	223	2,217		66,815
2012	227	2,970	▲ 7,003	63,008
2013	196	2,187	▲ 11,648	53,744
2014	279	2,911	▲ 15,300	41,634
2015	103	3,994	▲ 13,250	32,481
2016	11	2,664	▲ 20,136	15,020
2017	2	173	▲ 7,100	8,095
2018	1	▲ 53	▲ 3,000	5,043
2019		10	▲ 2,900	2,153
2020		▲ 15		2,138

出所：Seguridad Social から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>9</sup> Social Security Reserve Fund という英文名称から SSRF と表記されることも多い

## 1.5 IRP (Índice de Revalorización de las pensiones)

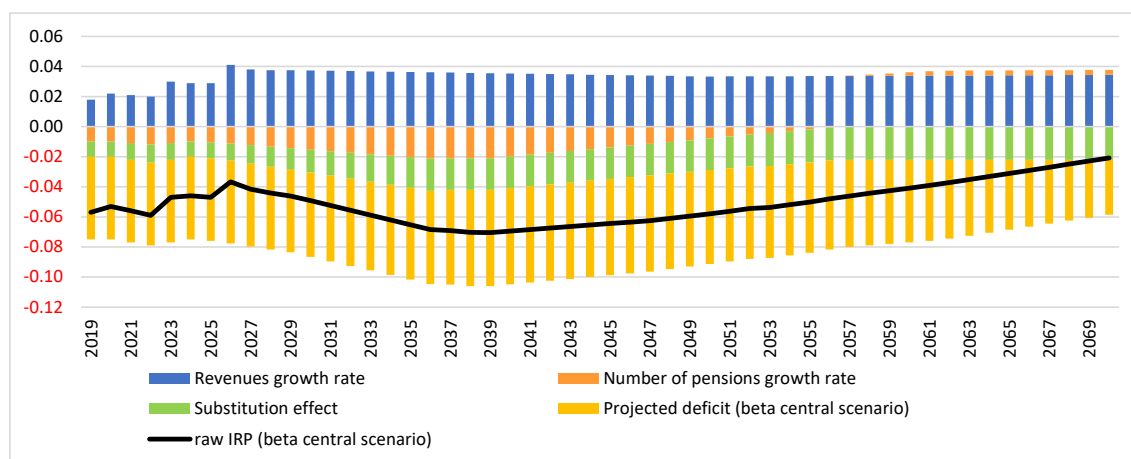
IRP は、毎年の総給付額、受給者数、代替効果（死亡した受給者と新規受給者の入れ替えによる効果）等に給付改定等を連動させる仕組みとなっている。

IRP の適用には別途上限と下限が定められており、上限は CPI+0.5%、下限は 0.25%となっている。

IRP は導入初年度の 2014 年から 2016 年までは、景気低迷による物価下落で消費者物価（CPI）連動よりも高い給付改定率となったが、2017 年は年金給付額にとって CPI 連動よりもネガティブに作用した。2018 年以降適用が休止されて CPI 連動となっている。

2021 年版の Ageing Report での試算では、IRP は各種前提の変化で変動するものの[図表 5-3]のようにマイナスの数値が 2070 年まで続く可能性が高いと見込まれており、適用が再開すると少なくとも当面は下限である 0.25%が続くと見込まれている。

[図表 5-3] 上下限適用前 IRP の要素別推計値(beta central scenario)



出所：2021Ageing Report

## 1.6 サステナビリティ・ファクター (SF)

サステナビリティ・ファクター (SF) は、新規年金受給者の年金額をユーロスタット (Eurostat) <sup>10</sup>が発表するスペインの 67 歳時の平均余命で調整する仕組みである。

SF は 2011 年の年金改革で 2027 年からの導入予定とされたが、2013 年の年金改革で 2019 年からの導入に前倒しされ、逆に 2018 年には少なくとも 2023 年以降での導入 <sup>11</sup>と変

<sup>10</sup> 欧州連合統計局 (Statistical Office of the European Union) の略称

<sup>11</sup> 2022 年までは 67 歳時平均余命の変化に関わらず SF=1 とすると定められた

遷をたどっている。また、現状では Intergenerational Equity Factor と呼ばれる仕組み<sup>12</sup>へと置き換えられる方向での協議がみられており、導入自体が取り止めとなる可能性が高まっている。

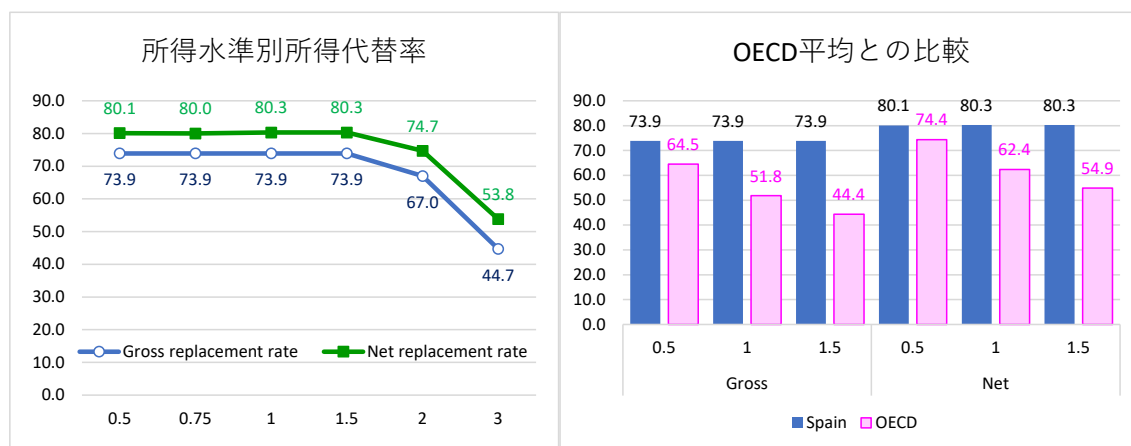
SF  $e_{67}^*$  5年間の67歳時平均余命変化の年率となっている。

$$SF_t = SF_{t-1} * e_{67}^*$$

## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

スペインの所得代替率は OECD 諸国の中でも高い水準に位置している。OECD のレポート<sup>13</sup>では 2063 年に 65 歳で退職した場合の所得代替率はグロスで 73.9%、税効果等を考慮したネットでは 80.3%となっている。尚、スペインでは年金受給額に上限が定められるため、所得水準が高くなると所得代替率は低下する。

[図表 5-4] 所得代替率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率（TRR：Theoretical replacement rate）として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

<sup>12</sup> どのような制度なのかについての詳細は得られていない

<sup>13</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021”

2021年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢（SPA : standard pensionable age）において、標準的な雇用契約で途切れることのない40年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるスペインの2019年のTRRは、平均所得の場合グロスで89.3%、ネットでは98.1%と高く<sup>14</sup>、低所得（平均所得の66%）の場合にはグロスで89.3%、ネットでは102.1%とグロスでは平均所得と同一となるが、税効果等を考慮したネットでは退職直前の収入額を上回る年金額を得られる計算となっている。

2059年（2019年に就労、40年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始）のTRRは、平均所得の場合グロスで72.3%、ネットでは83.1%へと低下するが、水準としては高さを保っている。

社会保険料の拠出年数が半分の20年となった場合には、グロスで55.3%、ネットでは69.7%へと低下するが、他のEU加盟国との比較では低下幅は小さい。

キャリアブレイクのケースでは、3年間の失業ではTRRは変化せず、3年間の子供の養育でのキャリアブレイクでは女性についてはグロスで93.8%、ネットでは102.1%と、ベースケースを上回る数値となっており、政策対応の効果がみられている。

[図表 5-5] 理論的所得代替率 (TRR) のケース別変化 (2019年、2059年)

Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	89.8	89.8	74.5	74.5	-15.3	-15.3	80.6	80.6	64.8	64.8	-15.8	-15.8
Average earning (100%)	98.1	98.1	83.1	83.1	-15.0	-15.0	89.3	89.3	72.3	72.3	-17.0	-17.0
Low earnings (66%)	102.1	102.1	83.4	83.4	-18.7	-18.7	89.3	89.3	72.3	72.3	-17.0	-17.0
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	69.7	69.7	57.3	57.3	-12.4	-12.4	55.3	55.3	45.5	45.5	-9.8	-9.8
Low earnings (66%)	71.1	71.1	60.0	60.0	-11.1	-11.1	61.6	61.6	52.0	52.0	-9.6	-9.6
<b>Career break - unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	98.1	98.1	83.1	83.1	-15.0	-15.0	89.3	89.3	72.3	72.3	-17.0	-17.0
Low earnings (66%)	102.1	102.1	83.4	83.4	-18.7	-18.7	89.3	89.3	72.3	72.3	-17.0	-17.0
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	98.1	102.1	83.1	85.7	-15.0	-16.4	89.3	93.8	72.3	75.9	-17.0	-17.9
Low earnings (66%)	102.1	105.0	83.4	87.6	-18.7	-17.4	89.3	93.8	72.3	75.9	-17.0	-17.9
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	93.1	93.1	80.8	80.8	-12.3	-12.3	84.1	84.1	69.0	69.0	-15.1	-15.1
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)	98.1	98.1	83.1	83.1	-15.0	-15.0	89.3	89.3	72.3	72.3	-17.0	-17.0
Low earnings (66%)	102.1	102.1	83.4	83.4	-18.7	-18.7	89.3	89.3	72.3	72.3	-17.0	-17.0

出所：2021年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

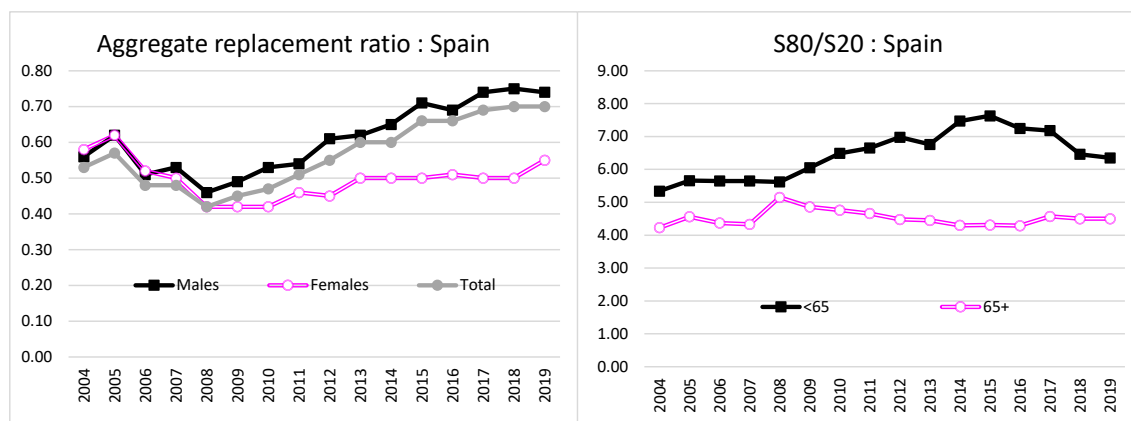
Pension Adequacy Report では、年金以外の社会保障給付額を除いた65～74歳の所得中央値と50～59歳の労働所得の中央値を比較した数値である Aggregate Replacement Ratio (ARR) という数値も示されている。2019年のスペインのARRは70%でEU平均の57%

<sup>14</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる



を上回っているが、男女別では男性が 74%であるのに対して、女性は平均年収が低いことと就業キャリアの中断が影響して 55%と低くなっている。男性では拠出年数 40 年以上が 60%であるのに対し女性は 23%で、拠出年数 30 年以下は男性が 13%に対し女性は 53%とされている。2008 年まではほぼ男女同率となっていたが、その後は男女間の格差が広がっている。

【図表 5-6】 ARR と S80/S20 の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

所得格差の状況を所得 5 分位の上位 20%の所得と下位 20%の所得の倍率で示す S80/S20 では、65 歳未満が 6.35 倍であるのに対して 65 歳以上では 4.50 倍とやや格差は少ない状況となっている。

また、65 歳未満では経済危機の期間に格差の拡大がみられているが、65 歳以上ではほぼ横ばいの状況となっている。

65 歳以上の貧困リスク率（At-risk-of-poverty rate : AROP）<sup>15</sup>は、2019 年では 65 歳未満が 22.1%で EU 加盟 27 か国の平均である 16.6%を上回っているのに対して、65 歳以上では 14.5%と低く EU 加盟 27 か国平均の 16.1%も下回っている。中でも 6-24 歳の AROP は 28.1%と極めて高く、若年層の貧困問題が社会的・政治的課題となっている。

スペインにおける 65 歳以上の AROP は、2002 年から 2008 年まで 25%を越える水準となっていたが、その後世界金融危機から欧州ソブリン危機の期間は就労世代の所得が大きく低下し、AROP の対象となる所得水準の閾値が大きく低下したため 2014 年（11.4%）まで急速に低下し、経済の回復と共に閾値も上昇したため足元の貧困リスク率は再び上昇している。

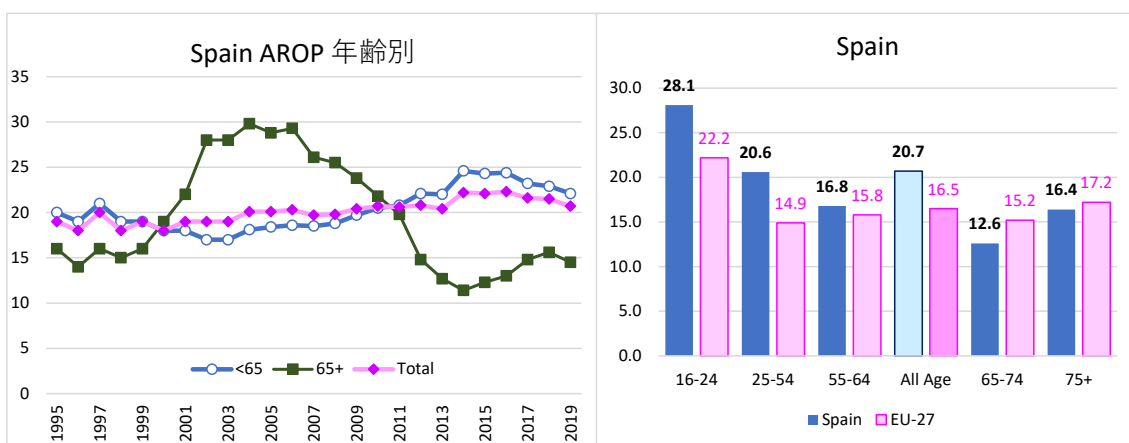
経済危機の期間の 65 歳以上の貧困リスク率の低下には、拠出型公的年金の最低年金額が AROP の閾値を上回ったことが大きな要因となっているが、年金受給者の購買力という面では、2014～2017 年に適用されていた IRP により、2014～2016 年は消費者物価が下落

<sup>15</sup> 所得が中央値の 60%以下の比率で示される

(2014 :  $\Delta 0.2\%$ 、2015 :  $\Delta 0.5\%$ 、2016 :  $\Delta 0.2\%$ ) する中で下限として設定された $+0.25\%$ での既裁定年金額の改定も寄与している。

2015年版の Pension Adequacy Report によると、2008～2014年に年金額は累計 $+22.68\%$ 上昇したのに対し、CPIは $+8.5\%$ の上昇となっていた。また、賃金は2008～2013年に $4.68\%$ の上昇とされており、勤労世代対比でも増加率で上回っている。

[図表 5-7] 貧困リスク率 (AROP) の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3 社会保障支出と年金財政

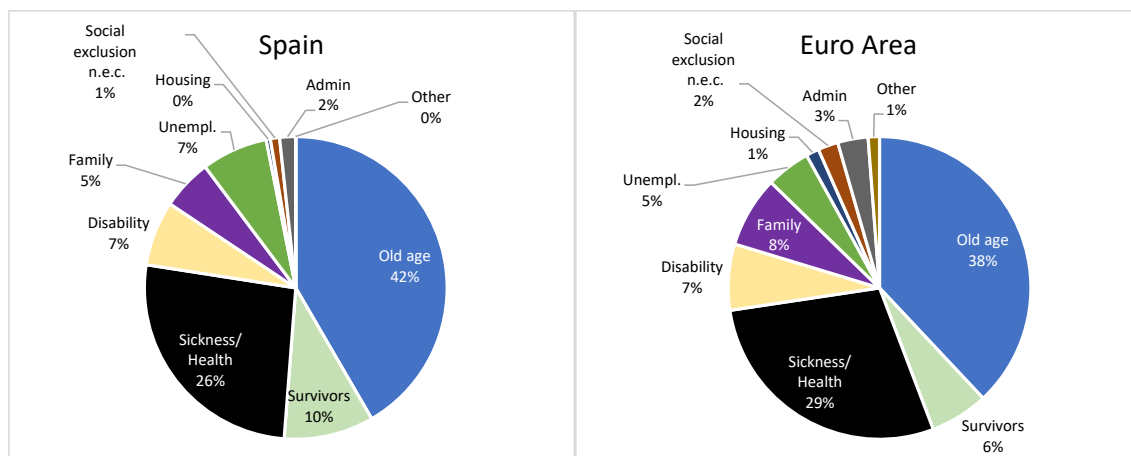
#### 3.1 社会保障支出

Eurostat のデータによると 2018 年におけるスペインの対 GDP 比での社会保障支出は  $23.5\%$  で EU28 各国平均の  $27.5\%$  を下回っている。また、老齢年金支出の対 GDP 比も  $9.8\%$  で EU28 各国平均の  $10.8\%$  をやや下回っている。

社会保障支出の対 GDP 比は、2005 年との比較では  $3.3\%$  の上昇となっているが、足元は 2013 年の  $25.8\%$  をピークに小幅ながら低下に転じている。失業率の低下に伴い失業手当の支給額が減少したことが影響しているものと考えられる。

2018 年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が  $41.62\%$  (ユーロ圏 19 各国平均  $38.00\%$ )、医療・健康が  $26.22\%$  (同  $28.40\%$ )、遺族年金が  $9.60\%$  (同  $6.22\%$ )、失業手当  $7.08\%$  (同  $4.72\%$ )、障害年金が  $6.92\%$  (同  $7.06\%$ )、家族手当が  $5.40\%$  (同  $7.59\%$ ) などとなっており、老齢年金、障害年金、失業手当の構成比が高くなっている。

[図表 5-8] スペインとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比

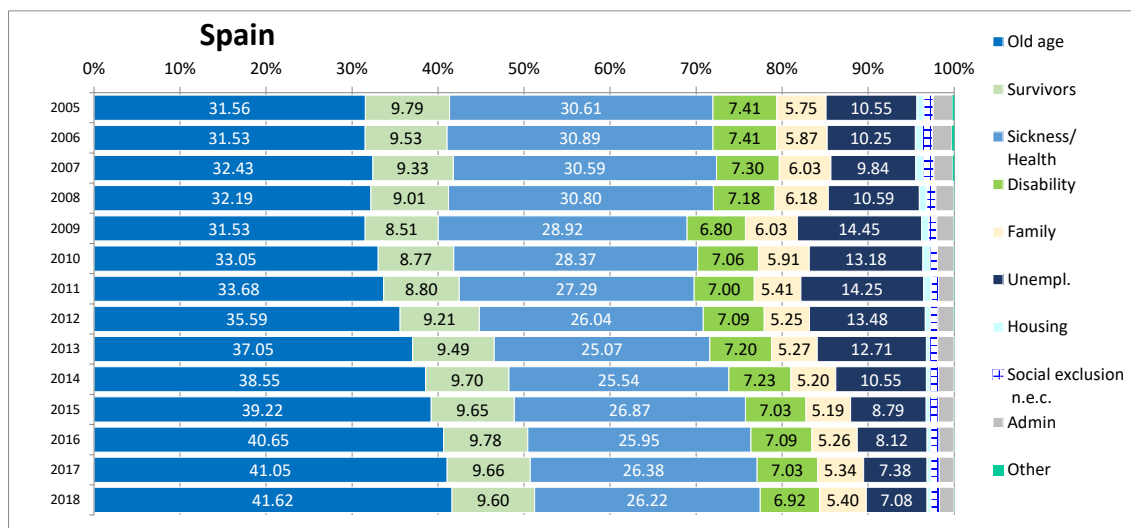


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保険支出に占める老齢年金の構成比はほぼ一貫して上昇してきており、医療・健康分野と経済危機で一時急増した失業手当の構成比が低下傾向にある。

ESPN (European Social Policy Network) のレポート<sup>16</sup>によると、2016年の社会保障給付の財源構成は、社会保障拠出金が55.8% (EU28 各国平均 54.5%)、政府支出が42.3% (同 40.4%)、その他が1.9% (同 5.1%) となっている。スペインでは雇用主拠出の構成比が42.6% (同 34.9%) と高く、被用者拠出は8.3% (同 15.2%) と低いことが特徴となっている。

[図表 5-9] 社会保障支出の分野別構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>16</sup> ESPN(2019)、“Social protection expenditure and its financing in Europe”

2008～2014年の経済危機の時期には失業者の急増から、社会保障の拠出者数が減少したことから2005年に63.5%を占めていた社会保障拠出金の財源構成比は、2013年には52.6%にまで低下、政府支出は2005年の34.3%から44.7%まで上昇、その後は経済回復と共にやや持ち直している。

尚、高齢年金のみの財源構成比は、社会保障拠出金が72.7%、政府支出が20.4%、その他が6.9%とされている。

[図表 5-10] 社会保障支出の財源構成比推移

	Spain			EU-28		
	Social Contribution	Government	Other receipts	Social Contribution	Government	Other receipts
2005	63.5	34.3	2.2	58.7	37.8	3.5
2008	62.0	36.7	1.3	55.7	38.4	6.0
2010	55.2	43.3	1.5	54.9	39.4	5.7
2013	52.6	44.7	2.7	54.4	40.4	5.2
2016	55.8	42.3	1.9	54.5	40.4	5.1

出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

スペインでは2011年までは社会保障システムは剰余を記録していたが、2012年以降は赤字となり、2018年は対GDP比 $\Delta 1.4\%$ 、2019年は $\Delta 1.3\%$ の赤字だったとされている。

### 3.2 年金財政プロジェクト

2021年版のAgeing Reportでは、スペインの対GDP比での公的年金支出額はCOVID-19の影響を受けた2020年に14.0%へと跳ね上がるが2030年には基準年である2019年と同じ12.3%へと戻り、その後2038年まで上昇した後は低下傾向に転じ、推計最終年の2070年には10.3%となり、2019年と2070年の比較では $\Delta 2.0\%$ 低下する推計となっている。

人口動態からの影響は2040年代まで公的年金支出額を大きく増加させるが、その後は安定化すると見込まれている。

Ageing Reportにおける推計のベースケースは、現状の法令に基づくものとされているため、2018年以降適用を「一時」停止されているが法令上は引き続き有効なIRPが推計における既裁定年金額の改定の推計の前提として利用されている。

現状の政治・社会情勢等を勘案するとIRPの再適用の可能性はやや低いいため、CPIが既裁定の年金額の改定の基準として使用されると、スペインの年金財政プロジェクトの姿は大きく異なるものとなる可能性が大きい。

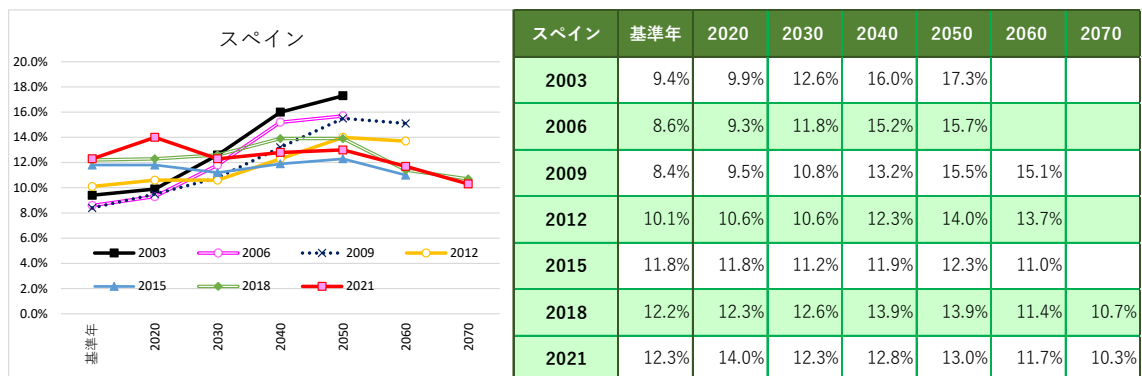
[図表 5-11] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

Pension scheme	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>12.3</b>	<b>12.3</b>	<b>12.8</b>	<b>13.0</b>	<b>11.7</b>	<b>10.3</b>	<b>14.0</b>	<b>2020</b>	<b>-2.1</b>
Old-age and early pensions	9.0	9.4	10.2	10.6	9.3	8.1	10.7	2047	-0.9
Flat component	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Earnings-related	8.9	9.2	10.0	10.3	9.1	7.9	10.5	2047	-1.0
Minimum pensions (non-contributory) i.e. minimum income guarantee for people above 65	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	2049	0.1
Disability pensions	1.12	0.95	0.85	0.76	0.79	0.82	1.20	2020	-0.3
Survivors' pensions	2.23	1.97	1.77	1.65	1.54	1.33	2.49	2020	-0.9
Other pensions	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.05	0.05	2070	0.0

出所：2021 Ageing Report

3年毎に実施されている Ageing Report の対 GDP 比での公的年金支出額推計値の推移をみると、スペインでは 2007 年を基準年とする 2009 年版まででは、基準年から推計最終年に向けて年金支出額は対 GDP 比で上昇していく形となっており、2010 年を基準年とする 2012 年版でも後年度の上昇幅はやや緩和されてはいるが推計最終年に向けて上昇することには変化は無く、欧州ソブリン危機を受けての年金改革が全て織り込まれた 2015 年版以降で 2050 年頃まで小幅上昇後推計最終年に向けて対 GDP 比での年金支出額が低下する推計へと変化している。

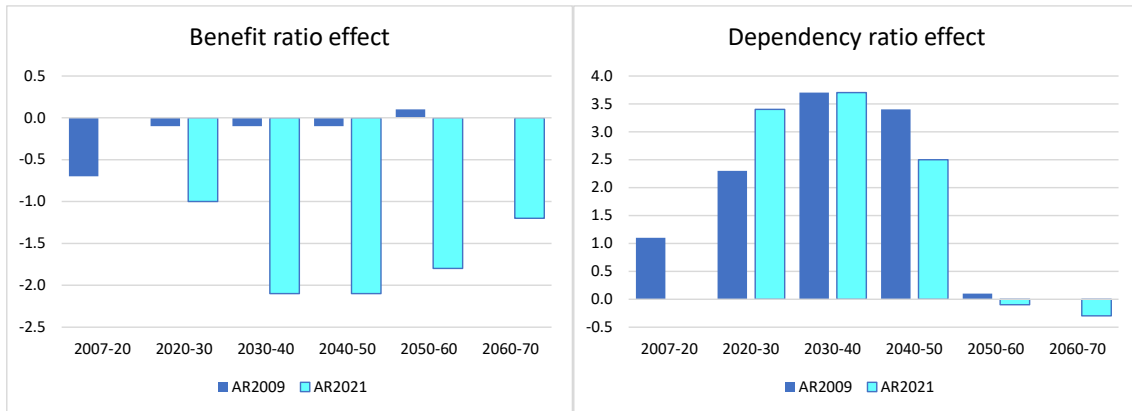
[図表 5-12] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

最新の 2021 年版におけるプロジェクションを、欧州ソブリン危機に伴う年金改革前の 2007 年を基準年とする 2009 年版と比較すると、人口動態的要因による支出増は時期がやや前倒しとなったものの大きな差異は無く、年金改革による給付要因での支出抑制が大きく効いている形となっている。

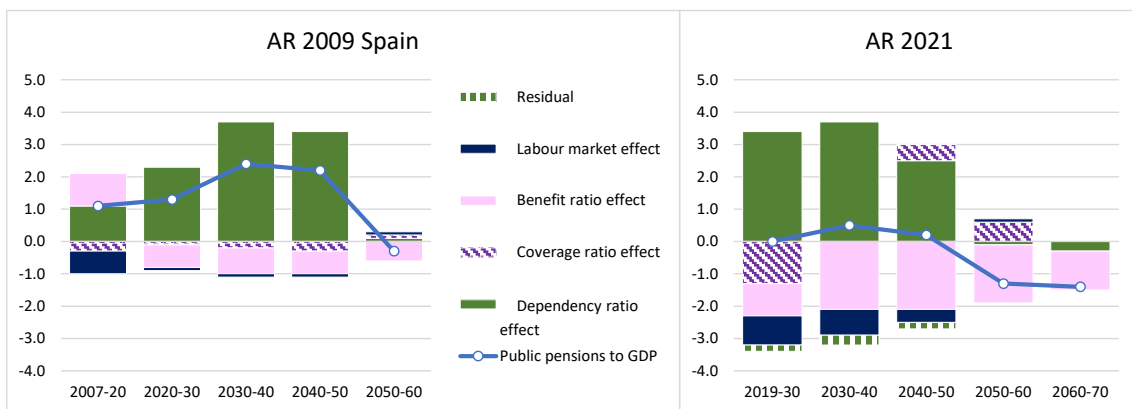
[図表 5-13] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

2009 年版では、給付要因は 2020 年までは支出の増加要因として働き、給付抑制に転ずる 2020 年以降も高齢化の進展による支出増を相殺するには不足していたが、2021 年版では 2050 年までは給付要因と労働市場要因でほぼ相殺し、2050 年以降は給付要因による削減効果が高齢化の影響を上回り対 GDP 比での年金支出を低下させる推計となっている。

[図表 5-14] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

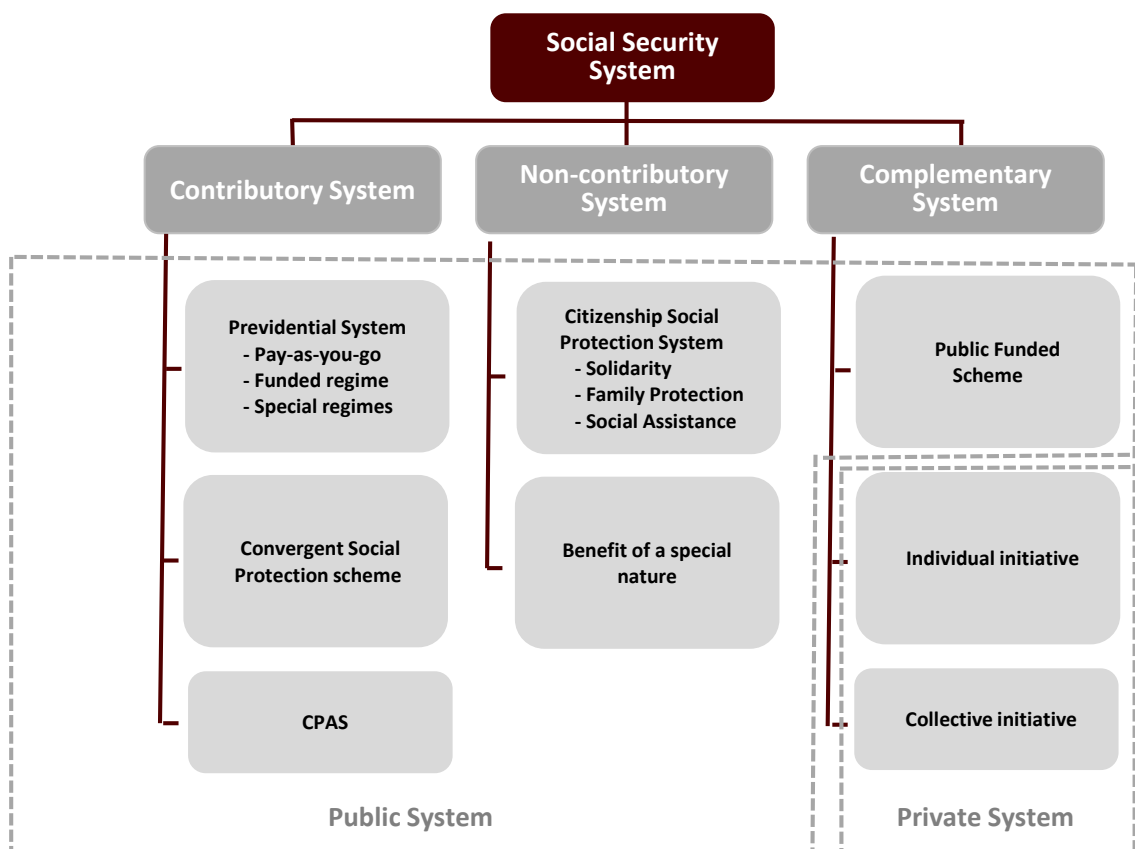
# 第6章 ポルトガル

## 1 年金制度の概要

ポルトガルの公的年金制度は、民間セクター職員や自営業者等を対象とする一般制度である *Segurança Social* と 2005 年までに公的セクターの職員となった加入者を対象とする *Caixa Geral de Aposentações (CGA)* の 2 つが主要な制度となっており、他に軍人等を対象とした特殊年金が存在している。尚、CGA は 2005 年末で新規加入が停止されており、2006 年以降の新規公務員等は一般制度に加入している。

老齢年金制度に関しては、労働・連帯・社会保障省 (*Ministério do Trabalho, Solidariedade e Segurança Social*) が監督し、管理は ISS (*Instituto da Segurança Social*) が、ファイナンス面は IGFSS (*Instituto de Gestão Financeira da Segurança Social*) が担当している。

[図表 6-1] ポルトガルの社会保障システムのイメージ図



出所：Portuguese Public Finance Council

公的年金制度は賦課方式（PAYG）の確定給付年金（DB）であるが、部分積立ファンドである FEFSS（Fundo de Estabilização Financeira da Segurança Social）を保有している。

ポルトガルでは 2007 年に新規裁定年金の支給額を平均余命の変化により調整する、サステナビリティ・ファクター（SF : Fator de Sustentabilidade）が導入されている。当初はすべての新規裁定年金が SF の対象となっていたが、2014 年の改正により早期退職年金のみを対象とすることに変更されている。また、法定退職年齢は 65 歳時の平均余命の変化の 3 分の 2 に連動する仕組みとなっている。

拠出型公的年金には最低保証年金が設定されており、資力審査（ミーンズテスト）付きの非拠出型年金制度も存在する。

ポルトガルの任意加入の補足的年金制度には、職域年金として閉鎖型の Fundos de Pensões Fechados、開放型の Fundos de Pensões Abertos、個人年金として Fundos de Pensões Abertos、退職貯蓄ファンドの Fundos Poupança Reforma (PPR) と Fundos Poupança Acções (PPA) などがあり、政府機関が運営する Regime Público de Capitalização (PRC) も存在している。

ただし、職域年金・個人年金共に加入者数は限定的な状況にとどまっている。

## 1.1 拠出型公的年金制度

ポルトガルの公的年金制度は、民間セクター職員や自営業者等を対象とする一般制度である Segurança Social と 2005 年までに公的セクターの職員となった加入者を対象とする Caixa Geral de Aposentações (CGA) の 2 つが主要な制度となっており、他に軍人等を対象とした特殊年金が存在している。尚、CGA は 2005 年末で新規加入が停止されており、2006 年以降の新規公務員等は一般制度に加入している。

民間セクター労働者の社会保険料率は 34.75%（雇用者 23.75%、被用者 11.00%）で、自営業者は 21.4%（起業家とその配偶者は 25.2%）となっている。

2021 年の法定退職年齢は 66 歳 6 ヶ月、2014 年の年金改革により法定退職年齢は 65 歳から 66 歳に引き上げられ、その後は 65 歳時の平均余命の伸びの 3 分の 2 の割合で自動的に引き上げられる制度となっている。

年金受給に必要な最低拠出年数は 15 年で、満額年金受給に必要なとされる拠出年数は 40 年であるが、拠出年数が 40 年を 1 年越える毎に満額支給を受けられる退職年齢は 4 か月引き下げられる仕組みを持っている。

また、40 年以上の拠出年数を持つ場合には 60 歳から早期退職が可能とされている。

年金額算定対象所得は、平均月収のベスト 40 年間（住宅価格を除く CPI で価値調整）で、



2002 年以降は、主要制度と CGA は共に以下の算出式が年金額算定に使用されている。

$$P = RE \text{ (Reference Earning)} \times GAR \text{ (Global Accrual Rate)}$$

年金給付額確定率 (GAR) は、拠出期間 20 年までは 2.0%、20 年超は所得水準により 2.0% ~ 2.3% とされている。尚、所得水準は Social Support Index (SSI) <sup>1</sup> に対する倍率で区分されている。

[図表 6-2] 年金額算出フォーミュラ <sup>2</sup>

20 years or less of contributory period	21 years or more of contributory period	
	RE versus SSI	Formula of pension
P = RE x 2% x N	RE <= 1.1 SSI	RE x 2.3% x N
	1.1 SSI < RE <= 2 SSI	(1.1 SSI x 2.3% x N) + [(RE - 1.1 SSI) x 2.25% x N]
	2 SSI < RE <= 4 SSI	(1.1 SSI x 2.3% x N) + (0.9 SSI x 2.25% x N) + [RE - 2 SSI) x 2.2% x N]
	4 SSI < RE <= 8 SSI	(1.1 SSI x 2.3% x N) + (0.9 SSI x 2.25% x N) + (2 SSI x 2.2% x N) + [(RE - 4 SSI) x 2.1% x N]
	RE > 8 SSI	(1.1 SSI x 2.3% x N) + (0.9 SSI x 2.25% x N) + (2 SSI x 2.2% x N) + (4 SSI x 2.1% x N) + [(RE - 8 SSI) x 2% x N]

出所：2021 年 Ageing Report

Social Support Index (SSI) は、過去 2 年間の実質 GDP 成長率と消費者物価指数 (CPI) の組み合わせによって毎年更新され、実質 GDP 成長率の水準により [図表 6-3] に示される算出式が適用されている。

[図表 6-3] SSI のアップデート・フォーミュラ

	Real GDP growth < 2%	2% ≤ Real GDP growth < 3%	Real GDP growth ≥ 3%
SSI update	CPI	CPI + 20% real GDP growth [min.: CPI + 0.5 p.p.]	CPI + 20% real GDP growth

出所：2021 年 Ageing Report

既裁定年金の支給額調整 (インデクゼーション) も過去 2 年間の実質 GDP 成長率と消費者物価指数 (CPI) の組み合わせで調整される仕組みとなっているが、実質 GDP 成長率の水準と年金額の水準により異なる算式が適用され、低年金ほど改定率が高くなる仕組みが採用されている。

<sup>1</sup> 2021 年は€438.81、ポルトガル語では (IAS : Indexante dos Apoios Sociais)、SSI は 2007 年に導入、2012 年に使用が停止されたが 2016 年に再導入されている

<sup>2</sup> RE : 年金額算定対象所得、SSI : Social Support Index、N : 拠出年数

[図表 6-4] 年金受給額のインデクゼーション・フォーミュラ

	Real GDP growth < 2%	2% ≤ Real GDP growth < 3%	Real GDP growth ≥ 3%
Pensions ≤ 2 SSI (= SSI Update)	CPI	CPI + 20% real GDP growth [min.: CPI + 0.5 p.p.]	CPI + 20% real GDP growth
2 SSI < Pensions ≤ 6 SSI	CPI - 0.5 p.p.	CPI	CPI + 12.5% real GDP growth
6 SSI < Pensions ≤ 12 SSI	CPI - 0.75 p.p.	CPI - 0.25 p.p.	CPI

出所：2021 年 Ageing Report

## 1.2 サステナビリティ・ファクター（SF）

ポルトガルでは 2007 年に新規裁定年金の支給額を平均余命の変化により調整する、サステナビリティ・ファクター（SF：Fator de Sustentabilidade）が導入されている。

当初はすべての新規裁定年金が SF の対象となっていたが、2014 年の改正により早期退職年金のみを対象とすることに変更された。SF 適用対象の変更は、就労インセンティブの阻害を回避するためとされている。

ただし、2014 年の改正では、平均余命の参照年が従来の 2006 年から 2000 年に変更され、SF 適用による年金額の減額幅は拡大している。

その後、SF の対象外となる早期退職の要件が設定されており、現状では新規裁定年金額の裁定に SF が適用されるのは、①60 歳時点で拠出年数が 40 年未満の場合の早期退職年金と、②長期失業者を対象とした早期退職年金のみとなっている。

SF の計算式は以下の通りで、減額率は、2018 年：14.5%、2019 年：14.7%、2020 年：15.2%、2021 年：15.5%となっている。

$$\text{Sustainability Factor}_t = \text{Life expectancy}_{2000}^{\text{age 65}} / \text{Life expectancy}_{t-1}^{\text{age 65}}$$

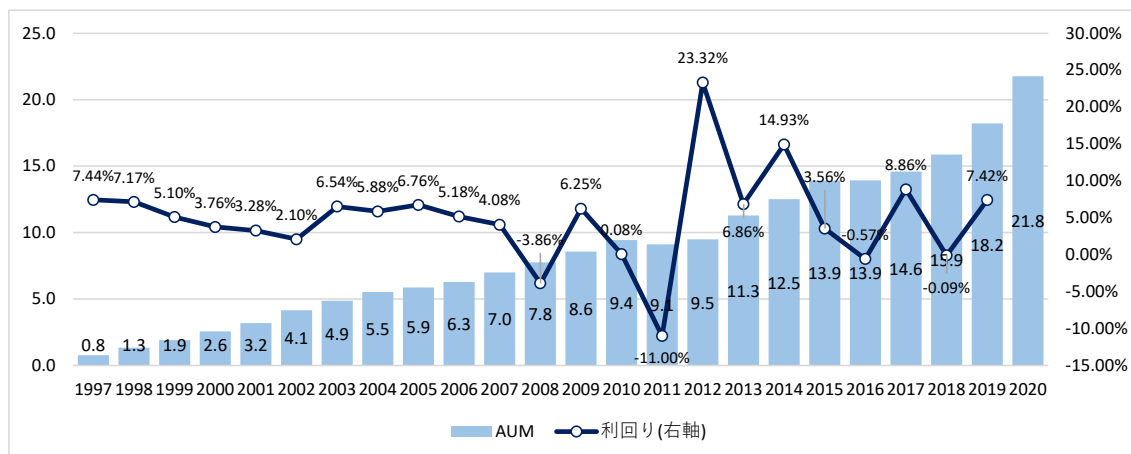
## 1.3 社会保障財政安定基金（FEFSS）

ポルトガルの公的年金制度は賦課方式（PAYG）であるが、1998 年に、2 年分の給付を賄うことを目的として設立された部分積立ファンドである社会保障財政安定基金（FEFSS：Fundo de Estabilização Financeira da Segurança Social）を保有している。

FEFSS の残高は比較的早期に枯渇してしまうとの懸念が高まり、2017 年に不動産特別税（AIMI）が新設され、2018 年からは法人税の一部（2018 年は 0.5%、2021 年の 2.0%まで毎年 0.5%増加）が、2020 年からは銀行セクターに対する連帯課金が FEFSS の財源とし

て充当されるようになった。こうした財源措置により 2020 年末の FEFSS の運用資産残高は 21,761 百万ユーロまで増加したが、18.03 か月分<sup>3</sup>と目標とする 2 年分には届いていない。

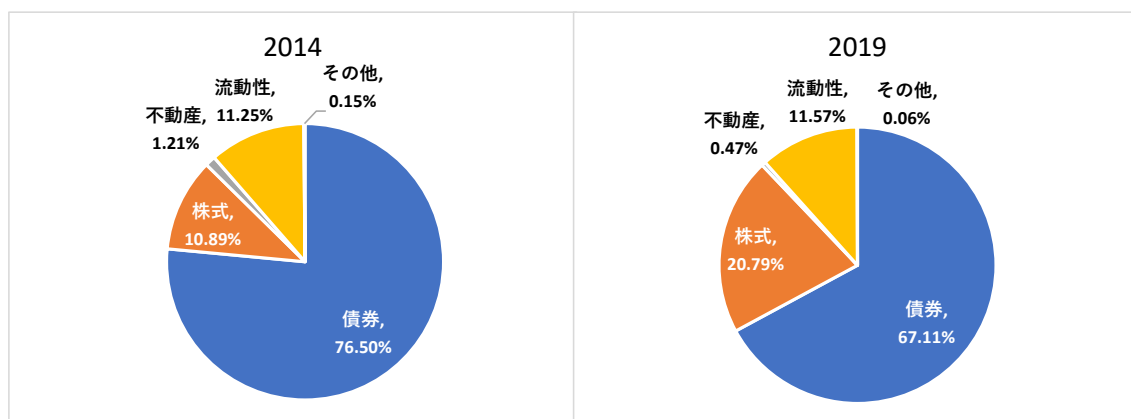
[図表 6-5] FEFSS の運用資産残高と運用利回り



出所：IGFSS

FEFSS の資産運用は債券投資が中心となっているが、足元では株式の構成比が徐々に増加している。

[図表 6-6] FEFSS の運用資産構成比



出所：IGFSS

<sup>3</sup> 2019 年末の 18.72 か月分から低下

## 1.4 最低保証年金

拠出型の公的年金には最低保証年金制度があり、拠出年数により分けられたバケット<sup>4</sup>毎に固定金額で最低年金額が定められている。また、早期退職年金を受領する場合には最低保証年金制度の適用は無い。2020年の金額は、一般制度では、拠出年数31年以上が月額398.34ユーロ、21～30年が318.67ユーロ、15～20年が288.79ユーロ、15年未満が275.30ユーロ（年14回払い）となっている。

ポルトガル公的年金の一般制度では最低所要拠出年数は15年となっているが、最低拠出年数が10年だった1994年以前に10年を越える拠出実績を持つ加入者には拠出15年以下でも年金受給資格があり、最低保証年金の対象ともなっている。

[図表 6-7] 最低保証年金の拠出期間別金額

Minimum Pension Amount - SS		Minimum Pension Amount - CGA	
Contributory career (years)	Pension in 2019 (2020)	Contributory career (years)	Pension in 2019 (2020)
< 15	€273.39 (€275.30)	5 - 12	€255.49 (€257.28)
		13 - 18	€266.30 (€268.16)
15 - 20	€286.78 (€288.79)	19 - 24	€284.67 (€286.66)
21 - 30	€316.45 (€318.67)	25 - 30	€318.56 (€320.79)
> 30	€395.57 (€398.34)	> 30	€422.09 (€425.04)

出所：2021年 Ageing Report

最低年金額の年次改訂は、2006年まではGDP成長率とインフレ率を参照しつつも、最終的には政治判断で決定されていたが、2007年以降はSSI（ソーシャル・サポート・インデックス）に沿った改定へと変更されている。ただし、欧州ソブリン危機の影響を受けた2011～2015年は改定が凍結され、足元では改訂凍結分を補う形での特例引き上げも実施されている。

## 1.5 非拠出型公的年金制度

非拠出型の年金制度には、いずれも資力審査（ミーンズテスト）付きの老齢社会年金（Pensão Social de Velhice）、特別連帯補助（CES：Complemento extraordinário de solidariedade）、連帯補足年金（CSI：Complemento Solidário para Idosos）の3つの制度が存在している。

<sup>4</sup> 一般制度は4つ（2006年までは19）、CGAは5つ

### 1.5.1 老齢社会年金

老齢社会年金 (Pensão Social de Velhice) は、法定退職年齢以上のポルトガルおよび EU 国籍等の居住者で、単身者の場合 Social Support Index (SSI) の 40%、カップルの場合 60%以下の所得しかない場合に支払われる。

2020 年の老齢社会年金は 211.79 ユーロで年 14 回支払われる。

また、特別連帯補助 (CES : Complemento extraordinário de solidariedade) として、70 歳未満には 18.44 ユーロ、70 歳以上には 36.76 ユーロが付加されている。

老齢社会年金と特別連帯補助 (CES) が別制度となっているのは、老齢社会年金の金額は他の社会保障の金額と連動するする法制となっているためとされている。

### 1.5.2 連帯補足年金 (CSI)

連帯補足年金 (CSI : Complemento Solidário para Idosos) は、法定退職年齢以上の年齢で 6 年以上ポルトガルに居住する年金受給者で、年間所得が所定の金額 (2020 年 : 単身者 5,258.63 ユーロ、カップル 9,202.60 ユーロ) に満たない場合、所定額との差額が支払われる制度である。

CSI に関しては年 12 回の支払となっている。

## 1.6 補足的年金制度

ポルトガルの任意加入の補足的年金制度には、職域年金として閉鎖型の Fundos de Pensões Fechados、開放型の Fundos de Pensões Abertos、個人年金として Fundos de Pensões Abertos、退職貯蓄ファンドの Fundos Poupança Reforma (PPR) と Fundos Poupança Acções (PPA) などがあり、政府機関が運営する Regime Público de Capitalização (PRC) も存在している。

保険会社と年金ファンドの監督機関である ASF (Autoridade de Supervisão de Seguros e Fundos de Pensões) のレポート<sup>5</sup>によると、2020 年末の年金ファンドの提供企業は 18 社 (保険会社 8 社、管理会社 10 社) で合計 234 の年金ファンドが存在し、運用資産額は 230 億ユーロ、年間の拠出額は 15.6 億ユーロとなっている。加入者数は 391,420 名と少ない。

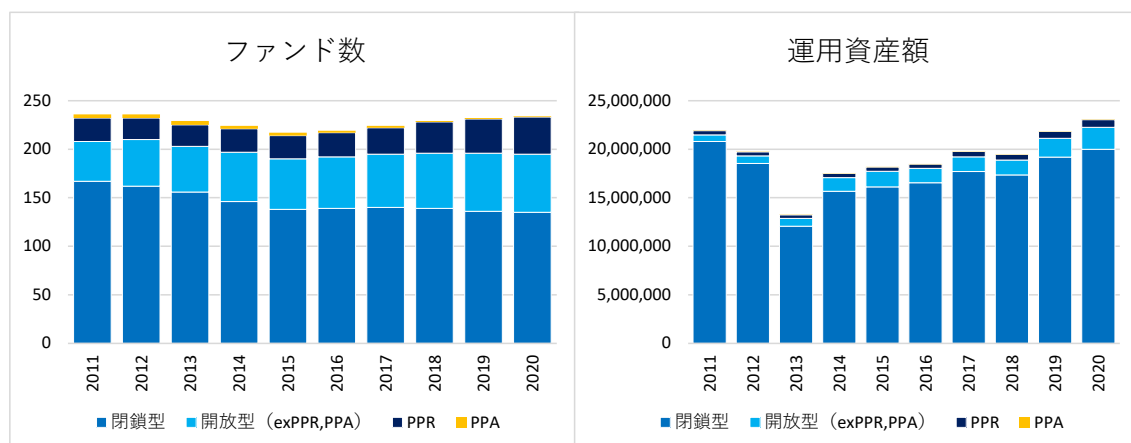
内訳は、閉鎖型ファンドが 135 ファンド (199.9 億ユーロ)、PPR と PPA を除く開放型

<sup>5</sup> Estatísticas de Fundos de Pensões 2020

ファンドが 60 ファンド (22.5 億ユーロ)、PPR が 38 ファンド (7.9 億ユーロ)、PPA が 1 ファンド (154 万ユーロ) となっている。

運用資産額のシェアは、トップの Ageas SGFP が 27.89%、上位 3 社で 60.84%、上位 5 社で 80.68%となっている。

[図表 6-8] 年金ファンド数と資産運用額の推移

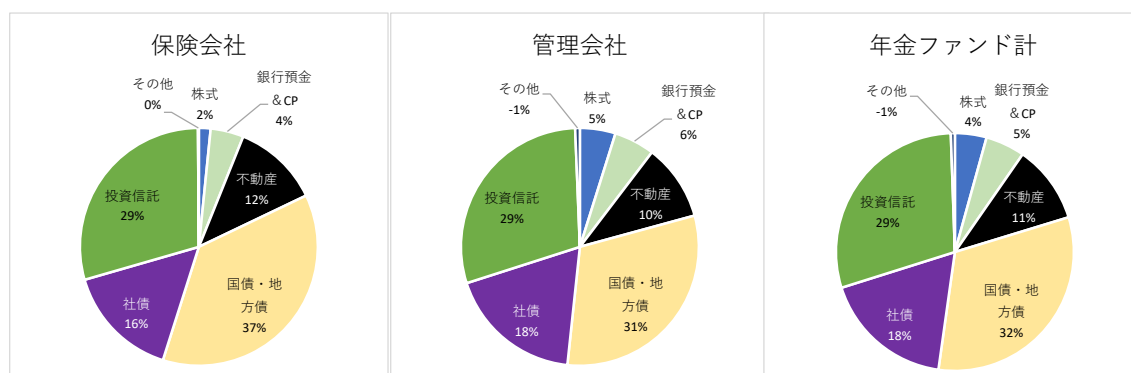


出所：ASF から年金シニアプラン総合研究機構作成

運用資産額は、欧州ソブリン危機に見舞われた 2013 年に大きく減少し、2020 年末でようやく 2011 年末の水準を越えている。年金ファンド数では閉鎖型が減少傾向 (2011 年：167⇒2020 年：135) で開放型の職域年金と PPR が増加傾向にあるが、運用資産額では閉鎖型の職域年金が大きな割合を占めている。

運用資産構成比は約半分が債券となっている。

[図表 6-9] 年金ファンド資産運用構成比



出所：ASF から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 1.7 特別連帯拠出

ポルトガルでは 2011 年～2016 年に年金への課税が特別連帯拠出（Contribuição Extraordinária de Solidariedade）として実施されている。

2011 年は年金月額が 5,000 ユーロ（1 ユーロ＝130 円換算で 65 万円）以上の高額年金に 10%の税金が課せられた。2012 年には 25%へ税率が引き上げられ、2013 年には月額 1,350 ユーロ以上、2014 年は月額 1,000 ユーロ以上へと課税対象が拡大、税率は年金額により 3.5%～40%の累進税率となった。

危機的状況の緩和により、2015 年は課税対象が月額 4,611 ユーロ超に引き上げられ、2016 年は税率が引き下げられ、2016 年までで年金への特別課税は終了している。

[図表 6-10] 特別連帯拠出の課税対象と税率の推移<sup>6</sup>

Year	Pension income tier (in EUR per month)	Extraordinary Solidarity Contribution (CES), marginal rate unless stated otherwise
2011	≤ 5 000	0.0%
	> 5 000	10%
2012	≤ 5 031	0.0%
	> 5 031 and ≤ 7 546	25%
	> 7 546	25%
2013	≤ 1 350	0.0%
	> 1 350 and ≤ 1 800	3.5%*
	> 1 800 and ≤ 3 750	16%
	> 3 750 and ≤ 5 031	10%*
	> 5 031 and ≤ 7 546	15%
	> 7 546	40%
2014	≤ 1 000	0.0%
	> 1 000 and ≤ 1 800	3.5%*
	> 1 800 and ≤ 3 750	16%
	> 3 750 and ≤ 4 611	10%*
	> 4 611 and ≤ 7 127	15%
	> 7 127	40%
2015	≤ 4 611	0.0%
	> 4 611 and ≤ 7 127	15%
	> 7 127	40%
2016	≤ 4 611	0.0%
	> 4 611 and ≤ 7 127	7.5%
	> 7 127	20%

出所：OECD(2019)、“OECD Reviews of Pension Systems PORTUGAL”

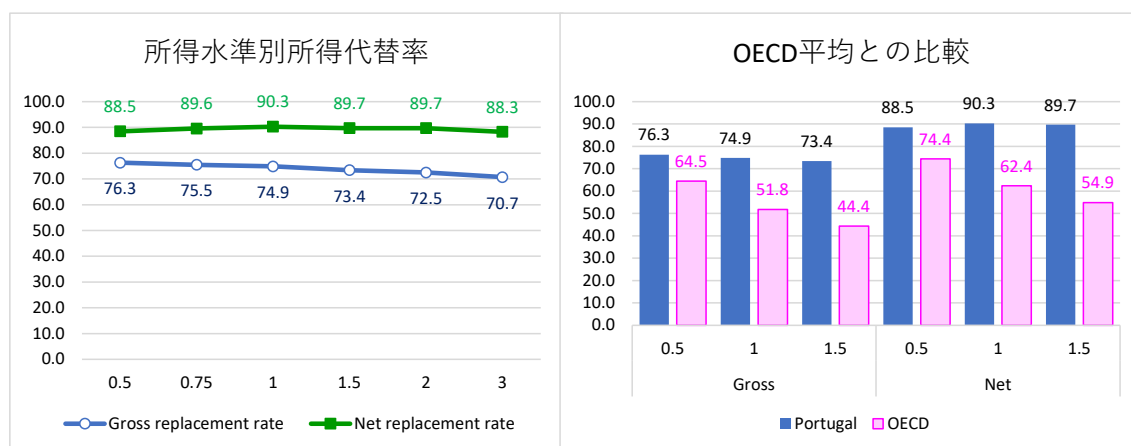
<sup>6</sup> \* の税率は全ての年金額に掛かる税率、他は対象年金額のみ掛かる税率。2013 年の場合年金月額が 1,500 ユーロであれば  $1,500 \times 3.5\% = 52.5$  ユーロ、2,000 ユーロであれば  $(2,000 - 1,800) \times 16\% + 1,800 \times 3.5\%$  で 95 ユーロ

## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

ポルトガルの所得代替率は OECD 諸国の中でも高い水準に位置している。OECD のレポート<sup>7</sup>では 2066 年に 68 歳で退職した場合の所得代替率はグロスで 74.9%、税効果等を考慮したネットでは 90.3%となっており、グロス、ネットともに所得水準による所得代替率の差異はほとんどみられていない。

ただし、所得代替率が高いものが高齢者の貧困リスク率（AROP）は、大幅な低下はみられているものの足元でも EU 平均を上回る状況となっている。

[図表 6-11] 所得代替率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率（TRR：Theoretical replacement rate）として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

2021 年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40 年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢（SPA：standard pensionable age）において、標準的な雇用契約で途切れることのない 40 年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるポルトガルの 2019 年の TRR は、平均所得の場合グロスで 77.9%、ネットで 95.8%と高く<sup>8</sup>、低所得（平均所得の 66%）の場合にはグロスで 78.2%、ネットで 96.9%と平均所得を若干上回る水準となっている。

<sup>7</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021”

<sup>8</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる



2059年（2019年に就労、40年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始）のTRRは、平均所得の場合グロスで67.6%、ネットで84.6%へと低下するが、水準としては高さを保っている。

社会保険料の拠出年数が半分の20年となった場合には、グロスで31.4%、ネットで42.8%へとやや水準は低くなっている。

キャリアブレイクのケースでは、3年間の失業と3年間の子供の養育でのキャリアブレイクではTRRはベースケースとほとんど変化はないが、3年間の家族のケアによるキャリアブレイクではグロスで60.4%、ネットで78.8%と相応に低下している。

【図表 6-12】 理論的所得代替率（TRR）のケース別変化（2019年、2059年）<sup>9</sup>

Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	91.2	91.2	68.5	68.5	-22.7	-22.7	70.1	70.1	51.1	51.1	-19.0	-19.0
Average earning (100%)	95.8	95.8	84.6	84.6	-11.2	-11.2	77.9	77.9	67.6	67.6	-10.3	-10.3
Low earnings (66%)	96.9	96.9	87.0	87.0	-9.9	-9.9	78.2	78.2	68.3	68.3	-9.9	-9.9
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	42.8	42.8	28.3	28.3	-14.5	-14.5	31.4	31.4	20.7	20.7	-10.7	-10.7
Low earnings (66%)	44.1	44.1	26.7	26.7	-17.4	-17.4	35.6	35.6	20.9	20.9	-14.7	-14.7
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	95.0	95.0	83.3	83.3	-11.7	-11.7	77.3	77.3	66.5	66.5	-10.8	-10.8
Low earnings (66%)	96.1	96.1	85.6	85.6	-10.5	-10.5	77.5	77.5	67.2	67.2	-10.3	-10.3
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	94.5	94.5	82.0	82.0	-12.5	-12.5	76.9	76.9	65.4	65.4	-11.5	-11.5
Low earnings (66%)	95.6	95.6	84.1	84.1	-11.5	-11.5	77.1	77.1	66.0	66.0	-11.1	-11.1
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	78.8	78.8	75.2	75.2	-3.6	-3.6	60.4	60.4	57.7	57.7	-2.7	-2.7
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)	79.3	79.3	51.4	51.4	-27.9	-27.9	60.8	60.8	37.6	37.6	-23.2	-23.2
Low earnings (66%)	75.7	75.7	48.5	48.5	-27.2	-27.2	61.1	61.1	38.0	38.0	-23.1	-23.1

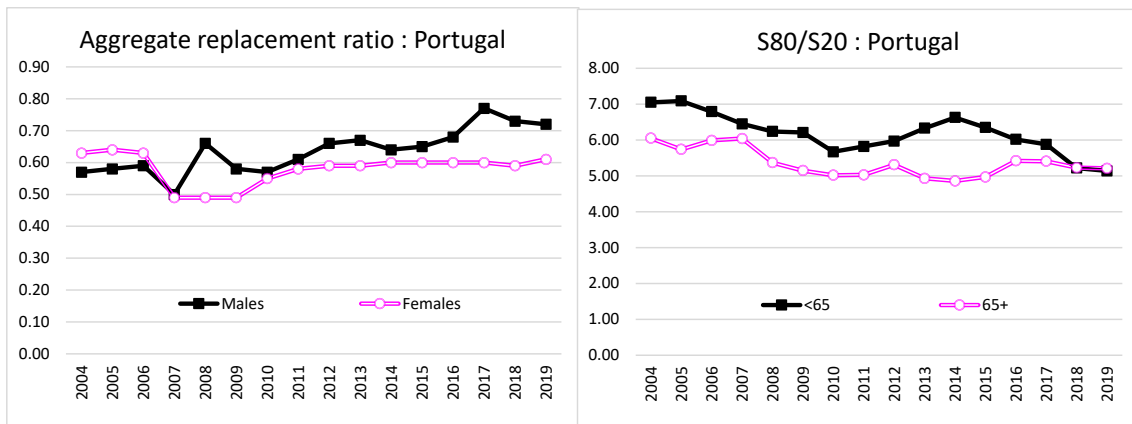
出所：2021年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

Pension Adequacy Report では、年金以外の社会保障給付額を除いた65～74歳の所得中央値と50～59歳の労働所得の中央値を比較した数値であるAggregate Replacement Ratio (ARR) という数値も示されている。2019年のポルトガルのARRは68%で、男性が72%であるのに対して、女性は61%とやや格差がみられている。

所得格差の状況を所得5分位の上位20%の所得と下位20%の所得の倍率で示すS80/S20は、2014年の時点では65歳未満が6.63倍、65歳以上が4.86倍で、65歳以上では格差がやや縮小する状況だったが、2019年は65歳未満が5.14倍、65歳以上が5.21倍と足元ではほぼ同水準となっている。

<sup>9</sup> フランスとスペインの子供の養育による3年間のキャリアブレイクは女性の場合のTRR。他は全て男女同一の数値となっている

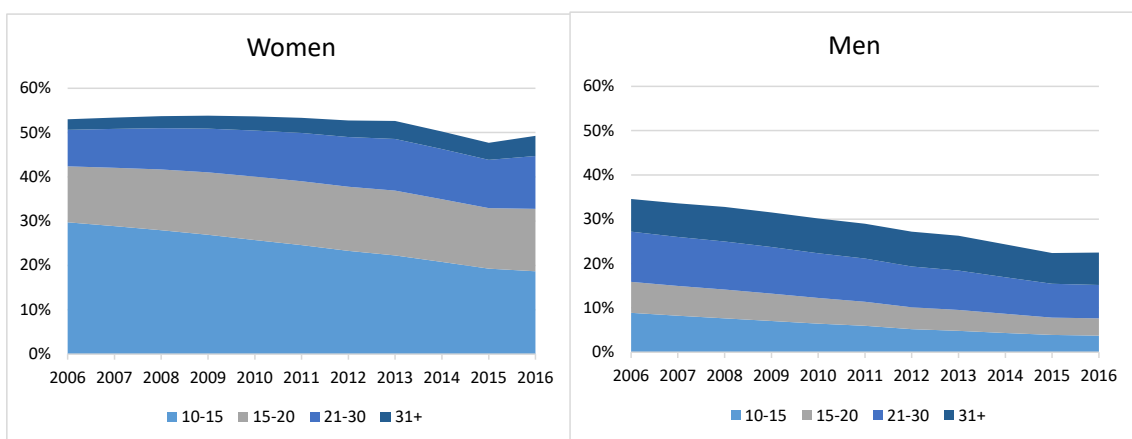
[図表 6-13] ARR と S80/S20 の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

ポルトガルの公的年金の所得代替率は OECD 諸国の中でも高い水準に位置しているが、65 歳以上の貧困リスク率 (At-risk-of-poverty rate : AROP)<sup>10</sup>は 17.3%と EU 加盟 27 개국平均の 16.5%を上回っており、特に 65 歳以上の女性では 18.9%となっている。OECD のレポート<sup>11</sup>によると、公的年金の最低保証年金の受給者は 2016 年で 65 歳以上の人口の 38% (82.3 万人) と高い比率で、特に女性では約半数の 49%が最低保証年金の受給者という状況となっている。また、男性では最低保証年金の受給者は 2006 年の 35%から 2016 年の 22%へと低下傾向にあるが、女性についてはほぼ横ばいの状況であり、高齢女性の貧困対策が課題となっている。

[図表 6-14] 65 歳以上の人口に占める最低保証年金の受給者比率



出所：OECD(2019)、“OECD Reviews of Pension Systems - Portugal”

<sup>10</sup> 所得が中央値の 60%以下の比率で示される

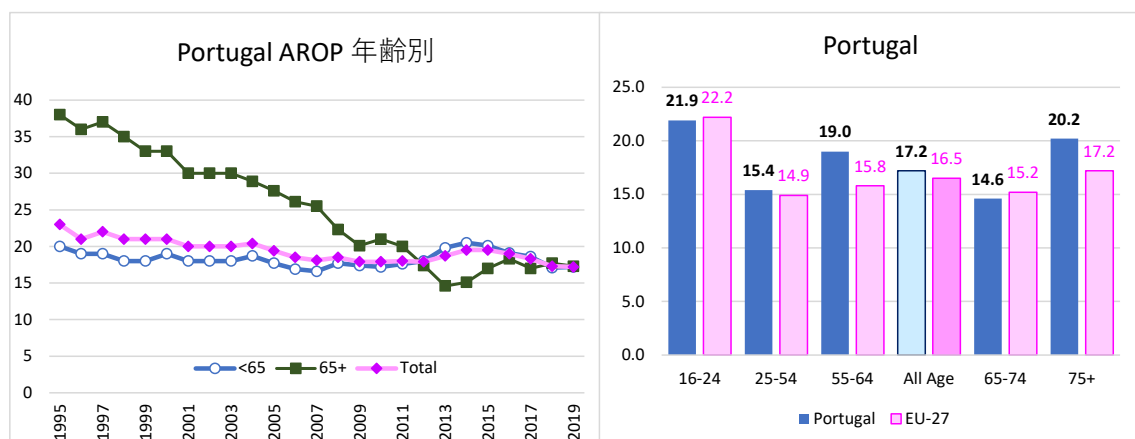
<sup>11</sup> OECD(2019)、“OECD Reviews of Pension Systems - Portugal”

2019年の貧困リスク率（AROP）は、65歳未満が17.2%、65歳以上が17.3%と差はほとんど無い。ただし、65～74歳が14.6%と全人口の17.2%よりも低いのに対して75歳以上では20.2%と高齢者の中でも世代によって差異が生じている状況がみられている。また、16-24歳のAROPも21.9%でEU27か国平均はやや下回るものの高い水準となっている。

ポルトガルにおける65歳以上のAROPは、1990年代には30%を越える水準となっており65歳未満のAROPの水準を大きく上回っていたが、その後は大幅な低下が実現している。金融危機以降の65歳以上のAROPの低下には景気低迷による就労世代の収入減少でAROPの閾値が低下したことと、2006年に導入された連帯補足年金（CSI：Complemento Solidário para Idosos）が寄与しているとされている。

ただし、2013年に14.6%（男性13.7%、女性15.2%）まで低下した後は、景気回復による就労世代の収入増でAROPの閾値が上昇したこともあり、2019年は17.3%（男性15.1%、女性18.9%）へと上昇、閾値近辺に位置する年金受給者は女性の方が多いため女性の方が上昇幅は大きくなっている。

[図表 6-15] 貧困リスク率（AROP）の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3 社会保障支出と年金財政

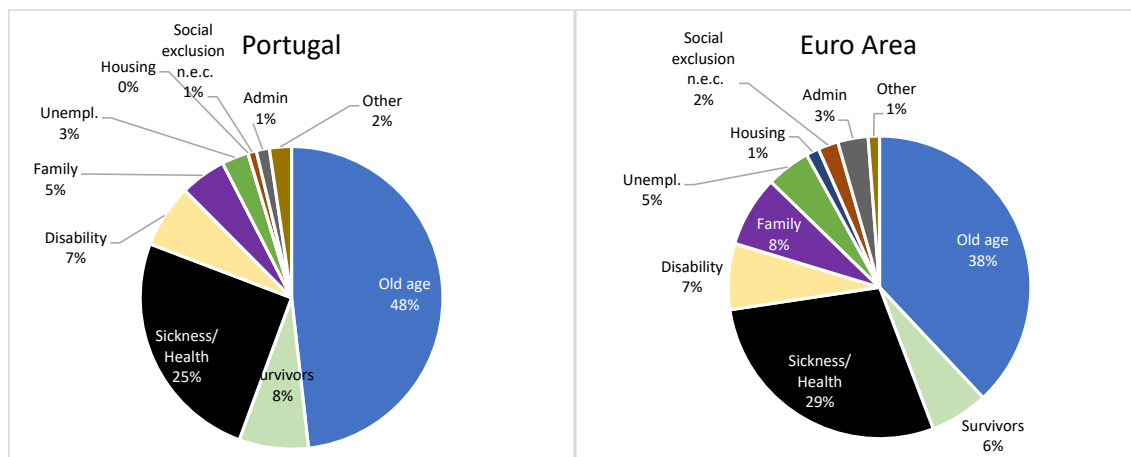
#### 3.1 社会保障支出

Eurostat のデータによると 2018 年におけるポルトガルの対 GDP 比での社会保障支出は 24.0%で EU28 各国平均の 27.5%をやや下回っている。

社会保障支出の対 GDP 比は、2005 年の 23.8%から 2013 年に 27.6%まで上昇したが、その後は低下に転じ 2018 年は 24.0%とほぼ 2005 年と同水準にまで戻っている。

2018 年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が 48.20%（ユーロ圏 19 各国平均 38.00%）、医療・健康が 25.17%（同 28.40%）、遺族年金が 7.41%（同 6.22%）、障害年金が 6.76%（同 7.06%）、家族手当が 4.91%（同 7.59%）、失業手当 2.87%（同 4.72%）などとなっており、老齢年金の比率が高く、遺族年金もやや高くなっている。

[図表 6-16] ポルトガルとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

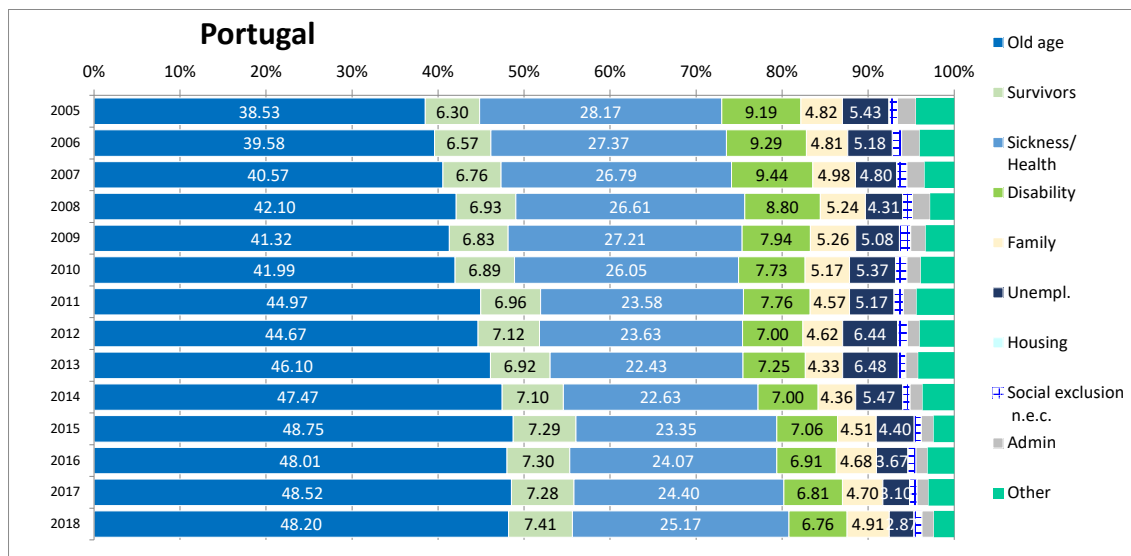
社会保険支出に占める老齢年金の構成比は 2005 年の 38.53%から 2015 年に 48.75%まで上昇しその後も 48%台が続いている。高めに推移してきた失業手当の構成比は 2014 年以降低下傾向にあり EU 平均の構成比を下回る状況となった。

ESPN (European Social Policy Network) のレポート<sup>12</sup>によると、2016 年の社会保障給付の財源構成は、社会保障拠出金が 45.3%（EU28 各国平均 54.5%）、政府支出が 46.0%（同 40.4%）、その他が 8.7%（同 5.1%）となっている。ポルトガルでは雇用主拠出の構成比が 29.8%（同 34.9%）、被用者拠出は 12.3%（同 15.2%）と共に EU28 各国平均を下回っ

<sup>12</sup> ESPN(2019)、“Social protection expenditure and its financing in Europe”

ている。

[図表 6-17] 社会保障支出の分野別構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保障支出の財源に占める社会保障拠出金(社会保険料)の構成比は、2005年が45.6%、2016年が45.3%と小幅の変化にとどまっているが、内訳では雇用主拠出が30.6%⇒29.8%とやや低下し、年金からの特別連帯拠出が実施されたことにより、年金受給者からの徴収分が1.2%から1.6%へとやや増加している。

[図表 6-18] 社会保障支出の財源構成比変化

Portugal	Social contributions					Govt. revenue	Other receipts
	Employers	Employees	Selfemployed	Benefit recipients	Total social contrib.		
<b>2005</b>							
EU-28	43.4	18.4	2.9	0.2	64.9	18.8	6.4
PT	30.6	12.3	1.6	1.2	45.6	44.1	10.3
<b>2016</b>							
EU-28	41.8	19.5	3.3	0.2	64.8	19.8	15.4
PT	29.8	12.3	1.7	1.6	45.3	46.0	8.7

出所：ESPN(2019)から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.2 年金財政プロジェクト

2021年版の Ageing Report では、ポルトガルの対 GDP 比での公的年金支出額は基準年の 2019 年の 12.7% からピークとなる 2035 年の 14.6% まで上昇後は低下に転じ、推計最終年の 2070 年には 9.5% となり、2019 年と 2070 年の比較では  $\Delta 3.2\%$  低下する推計となっている。

こうした動きの主たる要因は、公的セクター職員を対象とした CGA の支出額の変化によるところが大きいものとなっている。CGA は 2005 年末で新規加入が停止されており、2019 年の対 GDP 比 4.7% から 2032 年に 4.9% へと上昇後は、2070 年の 0.5% に向けて徐々に低下する推計となっている。一般制度については 2019 年の 8.1% から 2045 年の 10.2% まで上昇後、2070 年には 9.1% へと低下する推計となっている。

尚、公的年金の財政収支の不足額は 2038 年まで拡大するが、その後は徐々に改善し 2064 年には黒字化する予想となっている。

[図表 6-19] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

Pension scheme	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>12.7</b>	<b>14.2</b>	<b>14.4</b>	<b>12.6</b>	<b>10.5</b>	<b>9.5</b>	<b>14.6</b>	<b>2035</b>	<b>-3.2</b>
Old-age and early pensions	10.4	11.7	11.7	10.2	8.4	7.8	12.0	2035	-2.7
Flat component	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Earnings-related	10.1	11.4	11.4	9.8	8.0	7.4	11.7	2035	-2.7
Minimum pensions (non-contributory) i.e. minimum income guarantee for people above 65	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	2057	0.1
Disability pensions	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	2070	0.1
Survivors' pensions	1.6	1.8	1.9	1.8	1.5	1.1	1.9	2039	-0.5
Other pensions	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2	2036	-0.1
<b>Country-specific schemes</b>	<b>2019</b>	<b>2030</b>	<b>2040</b>	<b>2050</b>	<b>2060</b>	<b>2070</b>	<b>peak value</b>	<b>peak year</b>	<b>change 2019-2070</b>
<b>Social Security System</b>	<b>8.1</b>	<b>9.3</b>	<b>10.1</b>	<b>10.0</b>	<b>9.4</b>	<b>9.1</b>	<b>10.2</b>	<b>2045</b>	<b>1.0</b>
<b>Gaixa Geral de Aposentações (CGA)</b>	<b>4.7</b>	<b>4.9</b>	<b>4.2</b>	<b>2.6</b>	<b>1.1</b>	<b>0.5</b>	<b>5.0</b>	<b>2020</b>	<b>-4.2</b>

出所：2021 Ageing Report

ポルトガルでは高齢化の進展による年金財政への人口動態的プレッシャーは 2050 年頃まで続くとみられているが、年金給付額の改定率がインフレ率と賃金上昇率よりも低くなるという想定や、給付水準の高い公的セクター職員を対象とした CGA 制度のフェーズアウト効果等による給付要因 (Benefit ratio effect) が 2030 年代以降は効き、高齢者の増加という従属人口要因 (Dependency ratio effect) を相殺する推計となっている。

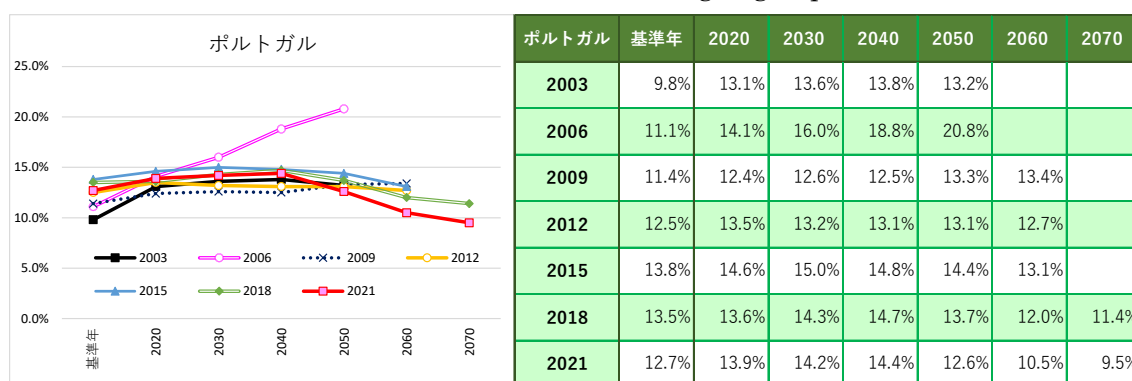
2019~2030 年は給付要因はほぼフラットだが、実質退職年齢の上昇等によるカバレッジ要因 (Coverage ratio effect) が幾分か公的年金支出額の対 GDP 比での上昇を相殺すると

いう推計となっている。

3年毎に実施されている Ageing Report の対 GDP 比での公的年金支出額推計値の推移をみると、ポルトガルでは 2006 年版でのみ、基準年である 2005 年から推計最終年の 2050 年に向けて大幅な上昇となっているが、2006 年版における高齢化の影響の見積もりが厳しかったことが主因となっている。

2006 年版を除くと、高齢化の進展による年金財政への人口動態的プレッシャーで 2040 年まではやや上昇するものの、その後は推計最終年に向け低下するという推計が示されている。

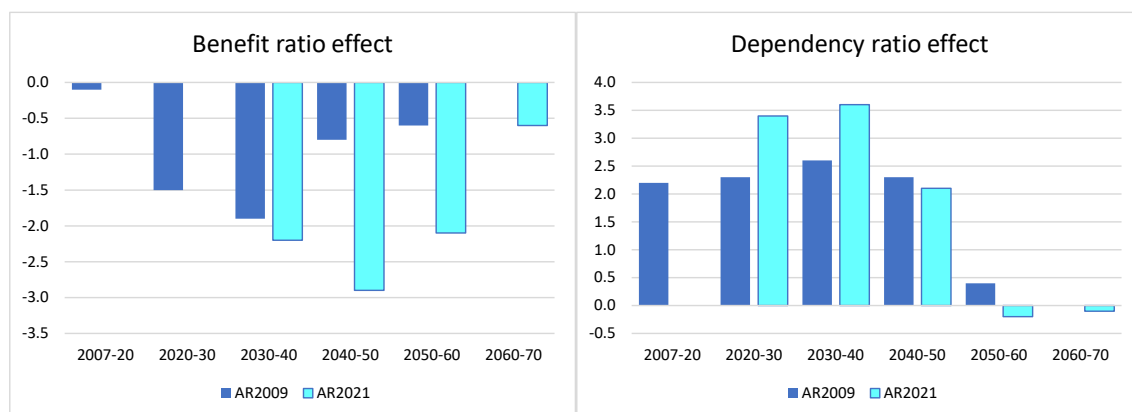
[図表 6-20] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

最新の 2021 年版におけるプロジェクションを、欧州ソブリン危機に伴う年金改革前の 2007 年を基準年とする 2009 年版と比較すると、2020～2040 年の人口動態的要因による支出が増加しているが、年金改革により 2040～2060 年における給付要因での支出抑制が働き年金支出が抑制される形となっている。

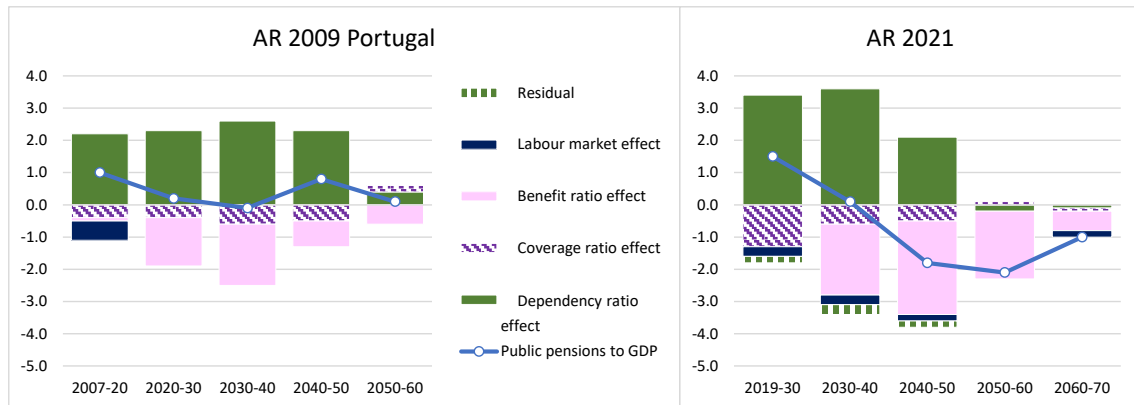
[図表 6-21] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

2009年版では、人口動態要因による支出増を給付の抑制とカバレッジの拡大で相殺する形であったが、2021年版では2040年以降は給付要因による削減効果が高齢化の影響を上回り対GDP比での年金支出を低下させる推計となっている。

[図表 6-22] 2009年と2021年のAgeing Reportにおける変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成



## 参考文献

- イタリア共和国 (2010、2011、2012、2013、2014)、「有価証券報告書」
- 伊藤 武 (2006)、「現代イタリアにおける年金改革の政治」専修法学論集 98 号
- 江夏 あかね (2015)、「フランスの社会保障財政と社会保障基金 (CADES) の仕組み」野村資本市場クォーターリー 2015 Autumn
- 尾玉 剛士 (2020)、「マクロン政権の年金改革案－普遍的年金システムの導入－」週刊社会保障 No.3057
- 厚生労働省 (2019)、「2019 年海外情勢報告」
- 日本労働研究機構欧州事務所 (2002)、「フランスの社会保障制度の概要」
- 年金シニアプラン総合研究機構 (2020a)、「中東欧・ギリシャの年金に関する調査研究」
- 年金シニアプラン総合研究機構 (2020b)、「特集≪各国の年金制度≫」「年金と経済」2020 年 7 月号(Vol.39NO.2)
- 年金総合研究センター (2005)、「諸外国における老齢所得保障の枠組みに関する研究」
- EC (1998)、“Convergence Report 1998”
- EC (2001)、“Quality and viability of pensions - Joint report on objectives and working methods in the area of pensions”
- EC (2003)、“The budgetary challenges posed by ageing populations”
- EC (2006)、“The impact of ageing on public expenditure: projections for the EU-25 Member States on pensions, healthcare, long-term care, education and unemployment transfers (2004–50)”
- EC (2009a)、“2009 Ageing Report - Economic and budgetary projections for the EU-27 Member States (2008-2060)”
- EC (2009b)、“Pension schemes and pension projections in the EU-27 Member States – 2008-2060”
- EC (2012)、“The 2012 Ageing Report - Economic and budgetary projections for the 27 EU Member States (2010-2060)”
- EC (2015)、“The 2015 Ageing Report - Economic and budgetary projections for the 28 EU Member States (2013-2060)”
- EC (2016)、“Pension Reforms in the EU since the Early 2000’s: Achievements and Challenges Ahead”
- EC (2018a)、“The 2018 Ageing Report - Economic and Budgetary Projections for the EU Member States (2016-2070)”
- EC (2018b)、“The 2018 Pension Adequacy Report: current and future income adequacy in old age in the EU”
- EC (2021a)、“The 2021 Ageing Report”

- EC (2021b)、 “2021 Pension Adequacy Report: Current and future income adequacy in old age in the EU”
- ESPN (2019)、 “Social protection expenditure and its financing in Europe”
- European Union (2021)、 “Debt Sustainability Monitor 2020”
- Franco (2001)、 “Italy: The Search for a Sustainable PAYG Pension System”
- Marano (2006)、 “Pension Reforms in Italy”
- MPRA (2016)、 “Pension reforms in the EU since the early 2000’ s: achievements and challenges ahead”
- OECD (2019)、 “OECD Reviews of Pension Systems: Portugal”
- OECD (2021)、 “Pensions at a Glance 2021”
- République France (2019a)、 “Un système universel de retraite, plus simple, plus juste, pour tous”
- République France (2019b)、 “LE SYSTÈME UNIVERSEL DE RETRAITE - Pour une retraite plus simple, plus juste, pour tous”
- World Bank (1994)、 “Averting the Old Age Crisis”

## 参照ホームページ

- 外務省、 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica.html>)
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ)、 ([https://www.jetro.go.jp/world/cs\\_america/](https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/))
- ASF、 (<https://www.asf.com.pt>)
- CADES、 (<https://www.cades.fr>)
- CFP、 (<https://www.cfp.pt>)
- CLEISS、 (<https://www.cleiss.fr>)
- CNAV、 (<https://www.statistiques-recherches.cnnav.fr/>)
- COVIP、 (<https://www.covip.it>)
- Eurostat、 (<https://ec.europa.eu/eurostat/>)
- FONDS DE RÉSERVE POUR LES RETRAITES、 (<https://www.fondsdereserve.fr/fr>)
- IGFSS、 (<https://www.seg-social.pt>)
- IMF (International Monetary Fund)、 (<https://www.imf.org/>)
- INVERCO、 (<https://www.inverco.es>)
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) , (<http://www.oecd.org/>)
- RAFP、 (<https://www.rafp.fr>)
- Seguridad Social、 (<https://sede.seg-social.gob.es>)
- SSA (Social Security Administration)、 (<https://www.ssa.gov/>)

- United Nations : World Population Prospects, (<https://population.un.org/wpp/>)
- UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development),  
(<https://unctad.org/>)
- World Development Indicators (WDI),  
(<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

「フランス・南欧の年金に関する調査研究」(R3-3)

令和4年1月

---

(編集・発行) 公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF 高輪ビル4階

電話 : 03-5793-9411 (年金シニアプラン総合研究機構 総務企画部 代表)

FAX : 03-5793-9413

URL : <http://www.nensoken.or.jp/>

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。  
これらの許諾につきましては年金シニアプラン総合研究機構までご照会ください。